

今の都濃の東に江川ヨツカハといふ川を隔てて渡津ワタツといふ處あり。カアヲナルはただ青キといふことなり。○ハブルは契沖のいへる如くもと鳥の羽たゞきする事にて今は風及浪を鳥によそへたるなり。風及浪につきては振動の義とすべし。○依米は舊訓にヨラメとよめるを略解にヨセメに改めたり。略解に従ふべし。古義に來依の誤としてキヨセとよみたれどヨセクとはいふべくキヨスとはいふべからず。ヨスルはいにしへ四段にはたらきしとおぼゆればヨスレをヨセとはいふべけれど。○來縁は舊訓にキヨレとよめるに従ふべし。古義にはこれもキヨセとよめり。浪ニコソ來ヨレのニを略したるなり。前聯にはタマモオキツ藻ヲ風ガヨスといひ後聯にはただ浪ニキヨルといひて何ガといふ事を云はねどなほおのづから浪にたぐひて玉藻沖つ藻の來寄るやうに聞ゆるは調の所爲なり。

こゝにまぎらはしき事あれば一言せむ。古義に來縁をキヨスとよみて其例に後撰集なる住吉ノ岸ニ來ヨスルオキツナミ間ナクカケテモオモホユルカナと拾遺集なるモカリ船今ゾナギサニ來ヨスナル汀ノタヅノ聲サワグナリとを擧げたり。雅澄すら「これらもキヨスといへる例なり」といへる程なれば之を見て余が

前に「キヨスとはいふべからず」といへるを怪む人あるべし。右の二首の歌にキヨスといへるは浪又は船の來寄る事にてこのヨスは露霜にオクといひ紅葉にツムルといひ浪にカクルといふ類にて一種の自動詞なり。即おのれをよするにて物をよするにあらず。本居春庭の詞の通路上卷三十八丁にいへる説は従はれず。

されば此等を例として今の歌の來縁をキヨセとはよむべからず。
○ナミノムタの上にソノといふ辭を加へて聞くべし。ナミノムタは浪ト共ニなり。
○カヨリカク依の依を舊訓にヨリとよめるを古義にヨルと改めよめるはよろし。但「しばらく此處にて絶て心得べし」といへるは非なり。カヨリカクヨル玉藻とつづけるなり。カヨリカクヨルはカウ寄リアア寄ルとなり。○イサナトリよりタマモナスまではヨリネシ妹ヲのヨリの序なり。ヨリネシはヨリソヒネシなり。一云ハシキヨシイモガタモトヲはこゝにかなはず。○露霜はただ露の事なること宣長(玉勝間十四卷)の云へる如し。ツユジモと濁りて唱ふべし。○里ハサカリヌの里は妹をおきたる里なり。○益高は舊訓マスタカ考の訓マシタカなるを宣長はイヤタカに改めたり。之に従ふべし。さてイヤタカニ山モコエキヌといひナビケコノ山といひ反歌

にもササガハハミヤマモサヤニサヤゲドモといへるを見れば此歌は始めての山路にてよめるなり。其山は何といふ山にかなほ後にいふべし。○オモヒシナエテは物思ニ弱リテなり。シヌブラムは我ヲ思フラムなり。○妹ガカドは妹ガイへといふことなれど印象を明にせむが爲にカドと云へるなり。○ナビクは横になるなり。山にナビケと云へるは低クナレとなり。此七字は鬼神の辭なり。凡慮の及ぶ所にあらず

反歌

石見のやたかつぬ山のこのまよりわがふる袖を妹みつらむか

石見乃也高角山之木際從我振袖乎妹見都良武香

句のまゝに三句を四句につづけて心得むにヨリといふ辭おちつかぬこゝちす。之が爲ともいかにとも理由は云はねど契沖は四五をおきかへてタカツヌ山ノコノマヨリ妹ミツラムカワフルンデヲとして心得べしといひ眞淵、千蔭、雅澄、木村博士等皆之に従へり。案ずるにコノマヨリのヨリを穩ならず思ふは一わたりの考にて元來袖をふるは自慰むる爲にはあらで惜別の情を人に示す爲なればコノマニ

などはいはれず必コノマヨリといはではかなはざるなり。されば此反歌は句のまに心得べし。即人麿が高角山の木間より袖を振りて見せしなり。はやく熊谷直好も「人丸の木のまより振たる袖なり」といへり。〔拮解稿本に見えたり〕○今石見國高津といふ處に人麿の社あり。古義及美夫君志には此高津即高角山なりといへり。地圖を案ずるにまづ古の國府は今濱田の東に當りて下府シモクラ國分などいふ地名ある處なりとおぼゆ。その東方に都濃あり。共に那賀郡の東部にて海に沿ひたり。されば人麿は國府より海濱の平地を東行して都濃に到りそれより高角山にかゝりて此長歌及反歌はよみしなり。さて今柿本社のある彼高津はいかにといふに那賀郡の西方に當れる美濃郡の海岸の中部にありて國府とはいたく相はなれたるのみならず國府を立ちて都濃屋上などを経て京に上らむに方向全く相反せり。されば今の高津は古の高角山にあらず。さらば古の高角山は今のいづくに當るかといふに國府より遠からず都濃を過ぎての山なるべければ恐らくは都濃に近き連山のうちなるべし。なほ云はば都濃といふ地名と高角山といふ山の名との間に關係あるべし。或本の歌にはワガツマノコガ夏草ノオモヒシナエテナゲクラムツヌノ里ミムナ

ビケコノ山とあり。此歌によらば人麿の妻は都濃の里に住みしなり
ささが葉はみやまもさやに亂友サヤグドモわれは妹もふわかれ來ぬれば

小竹之葉者三山毛清爾亂友吾者妹思別來禮婆

亂友は舊訓にミダレドモとよめるを考にはサワグドモに改め古義は舊訓に従へり。されど語格上ミダレドモとはいはれず。サヤニといふを受けたれば美夫君志に云へる如くサヤグドモとよむべし。サヤグはさやさと騒ぎ鳴ること又サヤニはサヤサヤといふ事なり。ササはこゝにては熊笹なるべし。一首の意は考に

こゆる山こぞりて笹吹風のさやぐには大かた物もまぎれ忘るべくかしましけれど別れし妹こひしらは猶まぎれずといふなり
といへるが如し

或本反歌

石見なるたかつぬ山のこのまゆもわがそでふるを妹みけむかも
石見爾有高角山乃木間從文吾袂振乎妹見監鴨

(つぬさはふ) 石見の海の (ことさへぐ) からの埼なる いくりにぞ
深みるおふる ありそにぞ 玉藻はおふる (玉藻なす) なびきねし
兒を (深みるの) ふかめてもへど 左宿夜者 幾毛不有 (はふつた
の) わかれしくれば (きもむかふ) 心をいたみ おもひつつ かへ
りみすれど (大舟の) わたりの山の もみぢばの ちりの亂ワガレに 妹
が袖 さやにもみえず (つまごもる) やかみの上一云室山乃 雲間より
わたらふ月の をしけども かくろひ來者 (あまづたふ) 入日さし
ぬれ ますらをと おもへるわれも (しきたへの) ころもの袖は
とほりてぬれぬ

角障經石見之海乃言佐敝久辛乃埼有伊久里爾曾深海松生流荒磯爾曾
玉藻者生流玉藻成靡寐之兒乎深海松乃深目手思騰左宿夜者幾毛不有
延都多乃別之來者肝向心乎痛念乍願爲騰大舟之渡乃山之黃葉乃散之

亂爾妹袖清爾毛不見孀隱有屋上乃上山云室山乃自雲間渡相月乃雖惜隱比來者天傳入日刺奴禮大夫跡念有吾毛敷妙乃衣袖者通而沾奴

イクリは記傳三十七卷に

イクリは海なる石なり。小き石を云と云説は非なり。又海の底なる石を云と云も非なり。海底なるをも又上に出たるをも云ひ又小きをも云大なるをも云名なり

(採要)

といへり○フカメテは心ヲ深メテなり。左宿夜者は舊訓にサヌルヨハとよめるを雅澄はサネシヨハと改めよめり。上にナビキネシ兒ヲとあるに對して必サネシヨハとあるべし○幾毛不有を略解にはイクラモアラズ古義にはイクダモアラズとよめり。伊久陀、伊久良ともに集中に例あり○ワタリノヤマは渡津の附近の山にやあらむ○亂は舊訓にマガヒとよめるを古義にミダリと改めよめれどなほ舊訓に従ふべし。チリノマガヒニはチルマギレニなり○ヤカミノヤマは大日本地名辭書に邇摩郡の地名の中に擧げて「渡津の東なる丘陵にして今下松山村に屬し大字八神と云ふ地是なり」といへるを豊田八十代氏は

八神村には山といふべき程のものなし。これを余が實地踏査の結果に徴するに都濃津より東に向ひて進めばまづ人の注目を牽くは那賀郡淺利村の北なる室上山(小富士ともいふ)なることは言ふを待たざれば人麿が此山をおきて殊更に山らしくもあらぬ八神村の丘陵を取りて歌ふべくもあらず

といへり(雜誌心の華第十九卷第三號)○クモマヨリワタラフ月ノヲシケドモの三句はカクロヒにかゝれる序なり○ヤカミノ山乃の乃は爾の誤なるべし(木村博士が美夫君志一下百五頁に述べたる説によれば乃のまゝにてもニとよむべけれど)○カクロヒは妹が袖の屋上山に隠るゝなり。渡山わたりまでくれば黄葉はちりまがはずとも妹がふるらむ袖はみゆべからず。屋上山わたりまでくれば山は隠さずとも妹がふるらむ袖は見ゆべからず。さるを見ゆべきものゝ落葉に妨げられ山に遮られて見えぬやうにいへるがをかしきなり○來者を古義に來乍の誤としてキツツとよめり。もとのまゝにてあるべし。クレバは今のクルニなり。否ユクニなり○入日サシヌレは代匠記に

サシヌレバと云はざるは古語なり。バを加て意得べし

といひ言葉の玉緒七卷に『長歌の一つの格の詞』と標して上にコソとかゝらずしてヌレ、レ、セといひて切れたる例どもを擧げて

此レ、セは皆長歌のなかばに在て事の他へうつるきはにいふ一つの格にて下へバを加へてレバ、セバと見ればよく聞ゆる也。右に引る大雪ノミダレテキタレ○高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌を一云アラレナスソチヨリクレバともあるにて心得べし

と云へり。ヌレはヌレバの略にあらず。一つの辭にてヌルニ又はヌレバといふに當れり

追考 大日本地名辭書に

渡の山とは此江、川の渡の邊の山を指す。江津の島星山などにあらずやといへり

反歌二首

あを駒のあがきをはやみ雲居にぞ妹があたりをすぎてきにける一云あ

かくりきにける

青駒之足搔乎速雲居曾妹之當乎 過而來計類一云當者 隱來計留

クモキニはハルカニなり。考に『此言をかく遠き事にいふは轉じ用るなり』といへり。○此歌のスギテは春スギテ夏キタルラシなどのスギテとは異にて遠ざかる事なり

秋山に落黄葉しましくはなちりみだれそ一云ちりなみだれそ 妹があたりみむ

秋山爾落黄葉須臾者勿散亂曾妹之當將見一云知里 勿亂曾 落黄葉は舊訓にオツルモミヂバとよめるを古義にチラフモミヂバとよめり。須臾者はシマラクハともよむべし。○四句を考古義美夫君志などにナチリミダリソとよめれど自動詞のミダルは昔も二段活なり

或本、歌一首并短歌

石見のみ 津乃浦乎無美 浦なしと 人こそみらめ 滷なしと 人こそみらめ よしゑやし 浦はなくとも よしゑやし 滷はなくと

も (いさなとり) 海邊をさして 柔田津の ありその上に かあを
 なる 玉藻おきつ藻 あけくれば 浪こそ來依 ゆふされば 風こ
 そ來依 浪のむた かよりかく依 玉藻なす なびきわがねし し
 きたへの 妹がたもとを (露霜の) おきてしくれば この道の 八
 十隈ごとに よろづたび かへりみすれど いやとほに 里さかり
 きぬ 益たかに 山もこえきぬ はしきやし わがつまの兒が (夏
 草の) おもひしなえて なげくらむ つぬの里みむ なびけこの山
 石見之海津乃浦乎無美浦無跡人社見良目滿無跡人社見良目吉咲八師
 浦者雖無縱惠夜思滿者雖無勇魚取海邊乎指而柔田津乃荒穢之上爾蚊
 青生玉藻息都藻明來者浪己曾來依夕去者風己曾來依浪之共彼依此依
 玉藻成靡吾宿之敷妙之妹之手本乎露霜乃置而之來者此道之八十隈每
 萬段願雖爲彌遠爾里放來奴益高爾山毛越來奴早敷屋師吾孀乃兒我夏
 草乃思志萎而將嘆角里將見靡此山

津乃浦乎無美は津野乃浦回乎などの誤脱ならむ○柔田津は底本の和多豆に當れ
 り。されば底本の和多豆は之と相照してなほニギタツとよむべきかといふにおそ
 らくは和多豆をニギタツと誤り訓みて柔田津と書きたるならむ○來依はキヨレ
 とよむべく浪コソ、風コソは浪ニコソ、風ニコソのニを略したりと認むべし

反歌

石見のみ打歌山乃このまよりわがふる袖を妹將見香

石見之海打歌山乃木際從吾振袖乎妹將見香

右歌體雖同句句相替。因此重載

打歌の下に都濃をおとしたるか

柿本朝臣人麿妻依羅娘子與人麿相別歌一首

勿念跡きみはいへども相時いつとしりてかわがこひざら乎

勿念跡君者雖言相時何時跡知而加吾不戀有乎

初句を考にナモヒソトとよめるを古義にオモヒのオを略するは處にこそよれか

かる處に略することはなしと論じてナオモヒトとよめり(景樹同訓)ナモヒソトとも云はれざるにあらず○三句は舊訓にアハムトキとあるを木村博士はアフトキヲとよめりげにヲといふ辭あらまほしき處なり○乎は牟を誤れるなり諸本に牟とあり

挽歌

後岡本宮御宇天皇代

有間皇子自傷結松枝歌二首

いはしろの濱松がえをひきむすびまさきくあらばまたかへりみむ
磐白乃濱松之枝乎引結眞幸有者亦還見武

挽歌は考にカナシミノウタとよみ古義にカナシミウタとよめれどなほ音讀すべし

有間皇子は前代孝德天皇の御子にて當代齊明天皇の御甥なり。天皇が紀伊國牟婁

湯にましましし程御謀叛の聞ありしかば牟婁に召して糺し給ひ京に還し給ふ途中なる藤白坂にて絞殺せしめ給ひしなり。此御歌は歸路により給ひしならむ。御歌の調によれば京に還るべき仰は承り給ひしかど無事ならざらむ事を察し給ひしなり○マサキクは無事デといふことカヘリミムは再來リテ見ムといふことなり
家にあればけにもるいひを(草まくら)旅にしあれば椎の葉にもる

家有者筥爾盛飯乎草枕旅爾之有者椎之葉爾盛

筥は物を入るゝ器の總稱なれど狹義にては特に飯を盛る器をいふ○いにしへは食物は木葉に盛る習なりき。さてそれには大きな木葉を擇びき。椎の葉は細にてふさはしからず。或は椎の字はナラに借れるにはあらざるか。新撰字鏡に椎、奈良乃木也となり。ナラガシハといふも一種の植物にあらで檜の葉ならむ。カシハは木葉を所謂飯盛器とする時の稱なり

長忌寸意吉鷹見結松哀咽歌二首

いはしろの岸のまつがえむすびけむ人はかへりてまた見けむかも

磐代乃岸之松枝將結人者反而復將見鴨

次の歌にムスビマツとよみ今の歌の題辭にも見結松と書けるを見れば皇子の歌よみ給ひし後其松名木となりてムスビマツと稱せられたりしなり○カヘリテは還リ來テなり

いはしろの野中にたてるむすび松こころもとけずいにしへおもほゆ
磐代乃野中爾立有結松情毛不解古所念 未詳

ココロモのモは亦なり松のむすばれたる上に意吉鷹の心もむすぼるといへるなり美夫君志に『その結びし人の心も解すぞありけむとなり』といへるは非なり○濱マツガ枝といひ岸ノ松ガ枝といへるにこゝに野中ニタテルと云へるを見れば此松は海邊の野中にありしなり

山上臣憶良追和歌一首

鳥翔成ありがよひつつみらめども人こそしらね松はしるらむ
鳥翔成有我欲比管見良目杼母人社不知松者知良武

右件歌等雖不挽樞之時所作唯擬歌意故以載于挽歌類焉

初句契沖は舊訓にトリハナスとよめるに従ひて『鳥の羽の如なり』と釋き眞淵はツバサナスとよみて『羽して飛ものをツバサといふ』といへり即鳥の如くといふ意とせるなり千蔭は眞淵の訓に従ひて『翔は翅の誤なるべし』といへりいづれも従ひがたし鳥ノ飛ブ如クといふ意なるべければトトビナスとよむべきが翔はトブともよむべし卷三なる詠不盡山歌にもトブ鳥モトビモノボラズを翔毛不上と書き卷四なる長歌にもアマトブヤを天翔哉と書けり○アリガヨフはカヨフの持續なりカヨフは一時の現在アリガヨフは持續の現在ともいふべしさてアリガヨフの主格は有間皇子なり

大寶元年辛丑幸于紀伊國時見結松歌一首

のちみむと君がむすべるいはしろのこまつがうれを又みけむかも
後將見跡君之結有磐代乃子松之宇禮乎又將見香聞

考に『即右の意寸麻呂の始めの歌を唱へ誤れるなるを後人みだりに書加へしもの

なり』といへれど彼歌をかくは唱へ誤るべからず。おそらくは同時別人の作ならむ。ウレは梢なり。○間宮永好の犬雞隨筆卷二に

有馬皇子自傷結松枝歌イハシロノハママツガエヲヒキムスビ云々とよみ給へる松を見てよめる歌にてそは齊明天皇四年なれば大寶元年より四十三年前のことなり。しかるをいまコマツとよめるを思へばいよいよ大きな松をもなほ小松と云ひけむことを明らむべし

といへり○此歌はイハシロノ野中ニタテルといふ歌の次にあるべし。さて其歌の下なる未詳の二字はもと此歌の下にありしにあらざるか

近江大津宮御宇天皇代

天皇聖躬不豫之時太后奉御歌一首

あまの原ふりさけみればおほきみの御壽者△長久天足有

天原振放見者大王乃御壽者長久天足有

太后は太后を誤りたるなり。オホギサキとよむべし。オホギサキは即皇后なり。皇太

后にあらす

四五は舊訓の一にミイノチハナガクアマタラシタリとありて宣長、千蔭、雅澄、木村博士は之に従へり。又契沖はオホミイノチハナガクアマタレリとよみ、景樹はオホミイノチハナガクアマタレリとよめり。長の上に手を補ひてミヨハタナガクアマタラシタリとよむべきか。アマタラシタリは天ノ如ク満チ足り給へりとなり○初二は天ヲ仰ギテ占へバといふ意にや

一書曰。近江天皇聖體不豫御病急時太后奉獻御歌一首

(青旗の)木旗の上をかよふとは目には雖見ただにあはぬかも

青旗乃木旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖視直爾不相香裳

美夫君志に

この處錯亂あり。右のアヲハタノ云々の歌は天皇崩御の後の歌なれば右の一書曰云々の端詞の御歌にあらす。されば此一書の大后の御歌一首脱て次の天皇崩御之時云々の端書は青旗乃云々の前に在しが錯亂したるなるべしといへるが如し○契沖はコハタを地名としアヲハタノをコハタの枕辭とせり。ア

ヲハタノカヅラキ山又アヲハタノオサカノ山の例によれるなり眞淵はアヲハタノ木旗とある木を小の誤としてヲハタとよみて大殯の旗とせり案ずるに木旗は契沖の云へる如く地名にて即今の山城の木幡ならむ其山の上を人像に似たる白雲の過ぐるを見て宮人のアレコソ天皇ニオハスラメなどいひ騒ぐをきこしめてよみ給へるならむさらば青ハタノは枕辭とすべし○雖見は舊訓ミレドモなるを古義にはミユレドとよめり○タダニアフはマトモニ相見ルなり

天皇崩御之時倭太后御作歌一首

人はよしおもひやむとも(玉かづら)影にみえつつわすらえぬかも
人者縦念息登母玉蘊影爾所見乍不所忘鴨

倭太后は倭姫皇后なり

オモヒヤムは即ワスルなり同じ語の二度いでくる一つをいひ換へたるにて所謂換辭格なり○宣長は本集十四にヤマカヅラカゲとあるを證として玉カヅラの玉を山の誤字とし山カヅラはヒカゲノカヅラのことにて影の枕詞における也といへり(玉勝間十三卷記傳八卷同二十五卷)○ワスラエヌカモの上に我ニハといふこ

とを補ひて聞くべし

天皇崩時婦人作歌一首 姓氏未詳

うつせみし 神に不勝者 離居テ 朝なげく君 放居テ 吾コこふる
君 玉ならば 手にまきもちて きぬならば ぬぐときもなく わ
がこひむ 君ぞきそのよ いめにみえつる

空蟬師神爾不勝者離居而朝嘆君放居而吾戀君玉有者手爾卷持而衣有者脫時毛無吾戀君曾伎賊乃夜夢所見鶴

ウツセミは人間なり○不勝者は從來タヘネバとよめれどアヘネバとよむべくや。アフ(連體格アフル)はキホフにてこゝにては伴ナフなり○離居放居共に舊訓にハナレキとあるを契沖は放居をサカリキとよみ雅澄は離居をサカリキとよめりいづれにても一つはサカリキとよむべし○放居而の下の吾は夕の誤なるべし。キツノ夜は昨夜なり

天皇大殯之時歌二首

かからむとかねてしりせば大御船はてしとまりにしめゆはましを
如是有刀豫知勢婆大御船泊之登萬里人標結麻思乎

一首の調を思ふに御不豫の直前に御船を湖上に浮べ給ひし事あるなり○結句は
シメ繩ヲ結ヒテ留メ奉ラマシヲといへるなり○歌の下に額田王とある本あり
(やすみしし)わごおほきみの大御船待可將戀しがの辛崎

八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四賀乃辛崎

待可將戀は略解にマチカコフラムとよめるに従ふべし。志賀の辛崎を人に擬した
るなり○歌の下に舍人吉年とある本あり

大后御歌一首

(いさなとり) あふみの海を おき放而 こぎくる船 へつきて こ
ぎくる船 おきつかい いたくなはねそ へつかい いたくなはね
そ (若草の) つまの念 △鳥立

鯨魚取淡海乃海乎奥放而撈來船邊附而撈來船奥津加伊痛勿波禰曾邊
津加伊痛莫波禰曾若草乃孀之念鳥立

放而は從來サケテとよめり。沖ノ方ニトホザカリテといふ意とおぼゆ。然るにサケ
テは他動詞なればこゝにかなはず。よりにて思ふにサカルはサキアルの約なればい
にしへ自動詞にてはサク又はサカルといひ他動詞にてはサクルといひしなるべ
し。されば今はサキテとよむべし。さてオキサキテは沖ニサカリテ、へツキテは邊ニ
附キテなり○オキツカイ、へツカイは契沖のいへる如く沖コグ船ノカイ、邊コグ船
ノカイなり。雅澄の『オキツカイは舟の左にぬけるをいひへツカイは舟の右にぬけ
るをいふべし』といへるは非なり○結尾を舊訓にツマノ、オモフトリタツとよみて
三言七言の句とせり。袖中抄にはツマノオモヘルトリモコソタテとよめれど契沖
のいへる如くモコソとよむべき字なし。宣長はツマノの下に命之の二字をおとせ
りとしてツマノミコトノオモフトリタツとよめり。念を命之の誤とし其下に愛の
字を補ひてツマノミコトノメデシ鳥タツとよむべきか○考に此鳥を『めで飼せ給
ひし鳥を崩まして後放たれしがその湖に猶をるをいとせめて御なごりに見給

ひてしかのたまふならむ」といひ雅澄も此説を採りたれど放鳥ならずとも近江の海には自然に水鳥多かるべし

石川夫人歌一首

ささなみの大山守はたがためか山にしめゆふ君も不有國
神樂浪乃大山守者爲誰可山爾標結君毛不有國

石川夫人は天皇の宮人なるべし

大山守は宣長の説(記傳三十三山守部の註)に

大山守とよめる大はささなみの山は大津宮の邊なる山にてことなる由をもて

この山守をたたへていふ也。大御巫などの大の如し

といへるに従ふべし。古義に考の説によりて「大山守者とは大山は御山なり云々」と

いひて大を山につけたるは非なり。山守は山番にて雜人の入りて山を荒すを防ぐ

役人なり○不有國は舊訓にマサナクニとあれど字のまゝに(六帖袖中抄などによ

めるやうに)アラナクニとよむべし

從山科御陵退散之時額田王作歌一首

(やすみしし)わごおほきみの かしこきや みはかつかふる 山科の
鏡の山に よるはも 夜のことごと 晝はも 日のことごと ねの
みを なきつつありてや (ももしきの) 大宮人は ゆきわかれなむ
八隅知之和期大王之恐也御陵奉仕流山科乃鏡山爾夜者毛夜之盡晝者
母日之盡哭耳呼泣乍在而哉百磯城乃大宮人者去別南

ミハカツカフルを雅澄は「造奉るなり」といへり○ネノミヲは本に哭耳呼とあり。十
四卷にもツクバネニカガナクワシノ禰乃未乎加ナキワタリナムアフトハナシニ
とあればにネノミヲとよむべけれどノミはネにはかゝらでナクにかゝるれな
れば今の情を以て見ればネヲノミといふべくおほゆ。されば後の歌にはネヲノミ
ゾナク、ネヲノミナケバなどよめり(因にいふ續紀第六十二詔に官冠ヲノミ取賜ヒ
又官ヲノミ解賜ヒとある、このノミは官位又は官にかゝりたれば今ならば官位ノ
ミヲ官ノミヲといふべきなり)○アリテヤのヤはユキワカレナムの下に引下して

今シユキ別レムカと心得べし

明日香、清御原、宮御宇天皇代

十市^{トシチ}皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

みもろの神の神^{カミ}すぎ^イ已^イ具^ノ耳^{ミミ}矣^{ナリ}自得^{トク}見^ミ監^ミ乍^ト共^ニい^ハね^ハぬ^ハ夜^ヨぞ^ハお^ハほ^シき

三諸之神須疑已具耳矣自得見監乍共不寐夜叙多

十市皇女と高市皇子とは異母の御兄弟なり。いにしへは異母の男女は相婚して可なりし程なれば今の世の異母の男女の如く御兄弟として相親しみ給ふべきにあらず。然も此三首の御歌の調によればいと親しき御中ならざるべからず。よりに思ふに大友皇子(弘文天皇崩じ給ひし後)十市皇女は高市皇子と逢ひ給ひしならむ。ミモロはこゝにては三輪山の事なるべし。下の神は古義にカムとよめるに従ふべし。同書に

神之神と重ね云たるはふかくうやまひたまへるなり。さてカムスギは皇女の薨^{スギ}給ふをよそへ賜へり

といへるは非なり。上なる神はただの神にて下なる神は神聖ナルといふことなり。又初二は(三四よみ)がたけれど考にいへる如く序とおぼゆ。○三四を舊訓にはもとのままにてイグニヲシトミケムツトモとよみたれどかくては何の事ともきこえず。きはめて誤字あるべし。されば眞淵以下さまさまに字を改めさまさまに訓をつけたり。就中守部(鐘の響第四十段)は

已具耳の三字は上のスギと云言に具したるにて義以て聞せたる書法なる歟。さらば三四の句は已具耳^{スギ}之^ノ自^ミ影^{カゲ}見^ミ疊^ヒ乍^ト共^ニにて云々

といひ木村博士は具は一本目とあるに従ひ得を將、乍を爲の誤として。さて三四の句はイメニヲシミムトスレドモと讀べし。トの辭は讀そふるなり。矣をヲに用ゐるは漢文の助辭の意を以てなり

といひて監を見に用ひたる例、同意の文字を重ね書ける例(博士は見監の二字をミとよめり)自を清音につかへる例を舉げて

上二句はイといはむ料の枕詞にて神杉齋^イといふ意のつづき也。又はイミといふべきを活かしてイメといひくだしたるにもあらむ

といへり。案するに巳具耳矣自は巳賣耳多耳の誤得見監乍共は將見念共の誤監は
衍字ならむか。さらばイメニダニミムトモヘドモとよみて初二をイメにかゝれる
序とすべし

神山のやまべまそゆふみじかゆふかくのみ故になかくとおもひき

神山之山邊眞蘇木綿短木綿如此耳故爾長等思伎

神山は舊訓にミワヤマとよめるを契沖カミヤマに改め木村博士は再ミワヤマに
改めたり。契沖に従ひてカミヤマとよむべし。○ヤマベマソユフはヤマベの下にノ
を挿みて心得べし。マソは眞小緒にて繊維、ユフは木の名なり。

地名にユフゾノ、ユフキ、ユノキなどあればユフは木の名なる事しるし。但本名は
別において其木のすぢにてユフといふ布を織れば其木の別名をユフといひし
なり。其木はカヂにやタクにや確には定め難けれどおそらくはカヂをもタクを
も共にユフといひしなるべし。宣長はカヂとタクとを同物としたれどカヂは今
のカヂ、カウゾなどの總名にてタクとは別物なるべし。仙覺鈔によれば筑紫風土
記に長木綿、短木綿といふことありとぞ。惜むべし其文傳はらず。

マソユフはマソを産するユフといふことなるべし。マソユフとミジカユフとは二
物にあらず。ミジカユフはやがて長低きマソユフなり。さればカミヤマノヤマベマ
ソユフミジカユフといへるはクサカ江ノ入江ノハチスハナバチスと同格にてた
だにカミヤマノヤマベノミジカユフといふべきを調の爲に今の如く云へるなり
○故を舊訓にユエとよめるを略解にカラに改めたり。五卷に加久乃未加良爾シタ
ヒコシイモノココロノとあればカラともよむべし。いづれにもあれカクミジカキ
モノヲといふ意なり。但ミジカユフといふ序を承けながら辭にミジカキといはざ
る、外の例にたがひてめづらし。守部(鐘のひびき第四十一段)の

三句の短木綿を受けて如此耳と重ね合せたるにあらじか。もしさらばミジカユ
フミジカキカラニとよむべきなるべし

と云へるは鑿説なり。○一首の意はカク御命ハ短キモノヲ長カレト思ヒシヨとい
へるなり

追考 日本紀通釋第一の四八三頁に

池邊眞榛云。ユフはカヂノキの事にて今もカヂノ木又カウゾと云ひ和名抄に楮

穀木也。和名加知とあるにて知べし。さてユフをカヂノ木と云ふは何世の頃よりならん。カヂノ木の本名はタクにて其をユフといひ又カヂと云は別名なり。此木皮にて布を織る事少く紙を漉く事多くなれるより即紙麻カッソの木とは呼しならん。故後には此木皮のみをユフと呼て木名はカヂと稱へしか。和名抄にも木部には楮穀木也。和名加知と擧てユフは祭祀具部に記して木綿和名由布折之多白絲者也とあればなり云々

といへり

山ぶきの立儀足タテヨシヒやましみづくみにゆかめど道のしらなく

山振之立儀足山清水酌爾雖行道之白鳴

立儀足は契沖のタチョソヒタルとよめるに従ふべし。○上三句を契沖は皇女の御墓の景とし古義には皇女の住み給ひ皇子の通ひ給ひし宮の景としたれどいづれにもミチノシラナクとのたまふべきにあらず。信友長等の山風上卷は

此上の御句は皇女の身まかり給ひてよみの國に往ておはしますべき上をの給はむにただに豫美との給はむ事のゆゆしきをそのかみ早くより漢語の黄泉と

いふを豫美に當て、用ひなれたるをおもほしよりてその漢語にめぐらして山振の花の黄なるが泉にうつろひたる所におはします趣にとりなして其處に追いでまさまくおもほせど道行しろしめさねばいたづらに慕ひてのみおはすことよと歎き給へるなるべし

といひ守部鐘の響第四十二段も

三句迄の意は後世の歌に黄泉を黄なる泉とよめる類にて山振を黄にとり山清水を泉になして黄泉の據字のまゝに夜見國といふをめぐらして巧みにつづけさせ給へるなり。四句クミニユカメドとは泉の縁に宣へるにて結句と合せて夜見國までたづね行たかれど其道のしられなくにと歎かせ給へる也。此皇女は天武天皇七年四月宮中にして頓薨し給ひて葬所も定かなれば御墓を指てミチノシラナクなどはいかでのたまはん。此ほどにては高市皇子命こそ御墓何くれの事ははからせたまふべきものなるをや

といひ齋藤彦麿傍廂稿本卷一も

よく思ふに葬所は添上郡赤穂なればミチノシラナクとはいかでのよみ給ふべき。

またく上の句は黄泉の二字をよみ給へるにて、萬葉集の頃はかゝる工みなる歌はあるべくもおもはねどみさかりに漢さまのおこなはるゝ時なればきはめてなしともいひがたくなむ

といへり。此等の説よろし。皇女の薨去は四月なれば御前にちり残れる山吹を見給ひて上三句はおもひより給ひしなるべし

天皇崩之時太后御作歌一首

(やすみしし) わが大きみの ゆふされば めし賜良之 あけくれば
とひ賜良志 かみをかの 山のもみぢを けふもかも とひたまは
まし あすもかも めしたはまし 其山を ふりさけみつつ ゆふ
されば あやにかなしみ あけくれば うらさびくらし あらたへ
の ころもの袖は ひる時もなし

八隅知之我大王之暮去者召賜良之明來者問賜良志神岳乃山之黄葉乎
今日毛鴨問給麻思明日毛鴨召賜萬旨其山乎振放見乍暮去者綾哀明來

者裏佐備晚荒妙乃衣之袖者乾時文無

太后は太后の誤にて後の持統天皇の御事なり

賜良之賜良志を契沖が仙覺のタマヘラシと點せるに従ひて「タマヘリシと云を古語に通じてタマヘラシといへり」といへるは非なり。タマヒシといふべき處にてタマヘリシといふべき處にあらねばなり。宣長いはく

十八卷にミヨシヌノ此大宮ニアリガヨヒ賣之多麻布良之モノノフノ云々是と同じ格なり。常のラシとは意かはりて何とかや心得にくき云さま也。二十卷に大キミノツギテ賣須良之タカマトノ野邊見ルゴトニネノミシナカユ。此メスラシも常の格にあらず。過し方を云ること今と同じ。是等の例に依て今もタマフラシと訓べきこと明けし。本にタマヘラシと訓るは誤也

と。古義にも例として右の二首の歌を挙げたれど十八卷なるメシタマフラシは常のラシにて今の例とはすべからず。案ずるに賜良之は賜比之の誤ならむ。またメスは古義にいへる如くミルの敬語なり。さて二つのタマヒシは共に神岳に續けり。神

岳は即雷岳なり○トヒタマハマシ、メシタマハマシとあるマシは屢いひし如く條件附の場合につかふ辭なり。されば今はモシ世ニマシマサバといふことを補ひてきくべし○カナシミは古義にいへる如くカナシガリなり。アヤニはイミジクなり。ウラサビはシヨレなり。クラシはワタリにてカナシミとウラサビと雙方にかかれるなり○ふたゝびユフサレバ、アケクレバとのたまへるは辭の文なり。○アラタへは粗布にてこゝにては御喪服なり

一書曰。天皇崩之時太上天皇御製歌二首

もゆる火もとりてつつみてふくろにはいるといはずや面智男雲

燃火物取而裏而福路庭入登不言八面智男雲

太上天皇は太后とあるべし

眞淵は面を四句につけ智を知曰の誤としてイルトイハズヤモシルトイハナクモとよみ守部(鐘の響第四十三段)は智を知曰の誤とし面知をアフの義訓としてアハムヒナクモとよめり。しばらく面知因の誤としてアフヨシナクモとよむべし。一首

の意は世ニハ燃ユル火ヲ取リテ袋ニ入ルル如キ幻術モアルヲ天皇ハ再見奉ル由無キ事カナといへるなり

きた山に陣雲の青雲の星さかりゆき月牟さかりて

向南山陣雲之青雲之星離去月牟離而

陣は從來タナビクとよみて疑ひし人なけれどタナビクとよまむやうなし。ツラナルとよむべし。北山の峯に所謂青雲のつらなりて見ゆるなり(類聚古集にはツラナルとよめり)○青雲を眞淵は白雲の事とし宣長は虚空の事とせり。本集十六に

いや彦おのれかむさび青雲のたなびく日すらこさめそぼふる

とあるを見ればアヲグモは晴天に見ゆる白雲なり。タナビクは虚空にいふべき語にあらねばなり(宣長は記傳十八卷に、雅澄は古義十六卷下に虚空にタナビクといひて可なる所以を縷述したれどげにもとおぼえず)。白雲をアヲグモといへるは晴天の白雲は青みを帯びたればなり。青雲のアヲは獨語のブラウ(英語のブリュー)にはあらで獨語のブラス(英語のペール)なり。祈年祭祝詞にアヲグモノタナビクキハミ、シラクモノオリキムカブスカギリといひてアヲグモとシラクモとをむかは

せ本集十三にタナビク、ムカブスの所屬をかへてシラクモノタナビク國ノアヲグ
 モノムカブス國ノといひ記に青雲の白肩ノ津といひて青雲を白の枕辭としたる
 にても青雲即白雲なる事を知るべし○キタヤマニツラナル雲ノアヲグモノとは
 キタ山ニツラナル青雲ノといふべきを調の爲に今の如く云へるにてかのクサカ
 江ノイリ江ノハチス花バチス、カミ山ノ山ベマソユフミジカユフの類なり。さて此
 三句はサカリの序なり。峯につらなる雲の、峯より離るを以て序とせるなり○星は
 日毛の誤字にて下二句は天皇崩御の後月日のやうやうに經行くを歎き給へるな
 るべし。イヤ年サカルなどあれば月日にサカルといはむこと論なし○月モサカリ
 テの下にイトド戀シクオボユなどいふことを補ひて承るべし。月牟は月毛の誤な
 り

天皇崩之後八年九月九日奉爲御齊會之夜夢裏習賜御歌一首

あすかの きよみはらの宮に あめのした しろしめしし (やすみ
 しし) わがおほきみ (たかてらす) 日の御子 いかさまに おもほ
 しめせか (かむ風の) 伊勢の國は おきつ藻毛 靡足波爾 しほけ

のみ かをれる國に △ (うまごり) あやにともしき (たかてらす)

日の御子

明日香能清御原乃宮爾天下所知食之八隅知之吾大王高照日之皇子何
 方爾所念食可神風乃伊勢能國者奥津藻毛靡足波爾塩氣能味香乎禮流
 國爾味凝文爾乏寸高照日之御子

九月九日は天皇の御忌日なり。御齊會の齊は齋の通用なり。奉爲はツカヘシとよむ
 べし。習ヒ賜ヒシは人の誦へしをおぼえ給ひしなり

キヨミハラのミはハマミハマカゼ、アカミトリ、卷五詠鎮懷石歌なるクシミタマな
 どのミに同じ。さればキヨミハラはキヨキ原といふことなり。伴信友(長等の山風附
 録一)が淨海原の義とせるは非なり。此宮號を清原、淨原と書き又キヨミノミヤとい
 ひて淨之宮と書ける(本集此卷日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麿作歌)を見てもミ
 が助辭に過ぎざるを知るべし(十五卷なるアキサレバ故非之美伊母ヲイメニダニ
 ヒサシクミムヲアケニケルカモのコヒシミもコヒシキを名詞にしたるにて今の

類なり)○オキツ藻毛の毛は古義に従ひて之の誤とすべし。靡足も古義に従ひて靡合の誤とすべし。波は國の誤ならむ○鹽氣は潮煙なり。カヲレルはクモレルなり。國爾は國乎といふにひとしくて國ナルニとなり○契沖の云へる如くカヲレルクニニの下に落句あるべし。トモシキはユカシキなり

藤原宮御宇天皇代

大津皇子薨之後大來皇女從伊勢齊宮上京之時御作歌二首

(かむ風のいせの國にもあらましをなにしか來けむ君も不有爾

神風之伊勢能國爾母有益乎奈何可來計武君毛不有爾

御弟の殺され給ひし事は京に歸り給ふまで知り給はざりしなり。美夫君志に「皇子の薨じ給ひし事を始めて知り給ひし如く疑ひ給へるにていと哀深く聞ゆるなり」といへるは非なり○カクトナラバといふ辭を補ひてきくべし。マシとあるにて右の辭を省けりとは知らるゝなり○不有爾は古義にマサナクニとよめれど舊訓の如くアラナクニとよみて可なり

見まくほりわが爲君もあらなくなにしか來けむ馬疲爾

欲見吾爲君毛不有爾奈何可來計武馬疲爾

爲を舊訓にセシとよめるを考にスルとよみ改めたるよし○馬疲爾を舊訓にウマツカラシニとよめるを宣長はウマツカルルニとよめり。なほ舊訓に従ふべし。徒ニ馬ヲ疲ラシテとなり

移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大來皇女哀傷御作歌二首

うつそみの人なるわれやあすよりはふたがみ山を弟世と吾みむ

宇都會見乃人爾有吾哉從明日者二上山乎弟世登吾將見

ウツソミノは枕辭にあらず。ウツソミノ人とはつづきて靈魂ナラヌ現身ノ人といふ意なり○弟世は舊訓にイモセとあるを雅澄は吾世の誤としてワガセとよめり。案ずるに上なる長皇子與皇弟御歌にワガセを吾弟と書けり。今の弟世も吾弟の誤字なるべし○吾將見の吾は乎の誤かもし然らばヲは助辭とすべし○人ニシテ山ヲ弟トシモ見ムアサマシサヨと歎きたまへるなり

磯のうへにおふる馬酔木をたをらめどみすべき君がありといはなく
に

磯之於爾生流馬酔木乎手折目杼令視倍吉君之在常不言爾

右一首今案不似移葬之歌蓋疑從伊勢神官還京之時路上見花

感傷哀咽作此歌乎

イツは巖なり。ウへの意は語の如し。ホトリにあらず。○馬酔木を舊訓にツツジとよ
めり。眞淵はアシミ又アシビとよみてボケ、シドミの總稱とし(萬葉考及冠辭考アシ
ビナスの條)黒川春村は「安志妣安之婢と書ける妣婢は美と同じくミの假字なれば
正しくはアシミといふべし」といへり(碩鼠漫筆卷二)雅澄はアシビとよみてアセボ
ノ木の事とせり(馬酔木をアシビとよめるは眞淵の説によれるにてそのアシビを
アセボとせるは舊説によれるなり)木村博士は

馬酔木はアシビとよむべからず。アセミとよみて今のアセボの事なり。アシビと
假字書にしたるは馬酔木とは別にて今のボケなり(採要)

といへり(美夫君志卷二別記)博士の説に従ふべし。○アリトイハナクニはアラナク
ニといふに同じ。いにしへの一つのものいひなり。古事記下卷輕太子の眞玉ナス、ア
ガモフ妹鏡ナス、アガモフツマ、アリトイハバコソニ、家ニモユカメ、國ヲモシヌバメ
といふ御歌の傳(三十九卷)に

アリト、イハバコソニの二句はただアラバコソと云意にてイフと云ことは添た
る辭なり。此例常に多し

といへり。○カム風ノミマクホリ二首の御歌の調によれば大津皇子の殺され給ひ
し事は京に上りて始めて知り給ひしなり。されば左註の説は從はれず。或はアリト
イハナクニをアラズトイフニと誤解してかくは云へるにや

日並皇子尊、殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

あめつちの はじめの時し (ひさかたの) 天のかはらに 八百萬
ちよろづ神の かむつどひ つどひいまして 神分 分之時に あ
まてらすのほる 二云さし みるめの命 天をば、しろしめすと 葦原の み

づ穂の國を あめつちの よりあひのきはみ しろしめす 神の命
 と あま雲の やへかきわきて一云やへぐ 神下カスツクシ いませまつりし
 △(たかてらす) 日のみこは あすかの きよみの宮に かむながら
 ふとしきまして すめろぎの しきます國と あまのはら いはと
 をひらき かむ上アガリ 上アガリいましぬ一云かむのぼり わがおほきみ みこ
 の命の 天の下 しろしめせば (春花の) たふとからむと (望月
 の) たたはしけむと 天の下一云を よもの人の (大船の) おもひた
 のみて (あまつ水) あふぎてまつに いかさまに おもほしめせか
 つれもなき 眞弓の崗に 宮柱 ふとしき座タテ みあらかを たかし
 りまして 明言爾 御言とはさず 日月ツキヒの まねくなり塗ヌ そこゆ
 ゑに みこの宮人 ゆくへしらずも一云さすたけのみこの
 天地之初時之久堅之天河原爾八百萬千萬神之神集集座而神分分之時
 爾天照日女之命日女指上命天乎波所知食登葦原乃水穂之國乎天地之依相

之極所知行神之命等天雲之八重搔別而一云天雲別而 神下座奉之高照日之
 皇子波飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而天皇之敷座國等天原石門乎開神
 上上座奴一云神登座 余之可婆 吾王皇子之命乃天下所知食世者春花之貴在等望月
 乃滿波之計武跡天下一云 食國 四方之人乃大船之思憑而天水仰而待爾何方
 爾御念食可由緣母無眞弓乃崗爾宮柱太布座御在香乎高知座而明言爾
 御言不御問日月之數多成塗其故皇子之宮人行方不知毛一云刺竹之皇子宮 歸邊不知爾爲
 日並皇子は准天皇といふ意の御名にて皇太子草壁皇子の御事なりはやく上にい
 へり
 時シのシは助辭なり。アメノカハラは天安河の河原なり。ヤホヨロヅ千ヨロヅ神は
 ただアマタノ神といふ事なり。カムツドヒは神の所爲なればカムを冠らせたるな
 り。○分の字を舊訓にハカリとよめるを雅澄は分にはかる義なければとてアガチ
 に改めたれど木村博士は字鏡集に分をハカルとよめりといへり。げに分にハカリ
 の訓はあるべし。されど今は信友の説長等の山風附録三全集第四の六〇五頁にに従ひてカム

クバリとよむべし。否カムクマリとよむべし。高天原と瑞穂國とを配り分けたまふなり。信友が

さて其外にもあだし國々を諸神にくばりよさし給へる由の古傳説のありけるによりて然はよめるなるべし

といへるは云過ぐしたり○ヒルメノ命は即天照大御神なり。アメヲバシロシメストはシロシメストにて天照大神が天ヲシロシメスニヨツテ即御自葦原ノ穂瑞ノ國ヲシロシメサヌニヨツテといふ意なり○アメツチノヨリアヒノキハミは天地ノ相接スル果マデとなり。神ノ命トは神トシテなり。ヤヘカキワキテは八重ナルヲ搔別ケテなり○神下を從來カムクダリとよめれどカムクダシとよまではイマセと對せず。マツルはクダシにもイマセにもかゝれり。イマセマツリシはスエ奉リシなり○さてこのイマセマツリシといふ句、格は次なるタカテラス日ノミコにつづきたれど意は切れてつづかず。之によりて雅澄は

上にヅノヤ何等の言無ければマツリキといふこと辭のとゝのひの正格なれどこゝは然云ては宜しからざる所以にわざとことざまにマツリシと云へるなる

べし

といへれどげにもとおぼえず。雅澄の引ける例は多くは當らず。そは其歌々の下に云ふべし。或はこゝに句のおちたるにはあらざるか。いづれにもあれ次なるタカテラスヒノミコは瓊瓊杵尊の御事にはあらで天武天皇の御事なれば契沖、宣長、千蔭、信友、木村博士の草壁皇子の御事とせるは見誤れり。マツリシにて一段をいひ收めたりとしてはタカテラス云々の出方俄なり。日ノミコハのハの言もおちつかず。云々ナル日ノミコハなどあるべき語勢なればなり。又高照(光とも輝とも)日ノミコは集中の長歌には皆ヤスミシシワガオホキミとたぐひて單獨にタカ照日ノミコといへる例無し(古事記日本紀にはあれど)。おそらくはイマセマツリシの次にスメロギノ神ノ御世ヨリ、ツガノ木ノ、イヤツギツギニ、天ノ下、シロシメシ來テ、ヤスミシシ、ワガオホキミなどいふ句のありしが落ちたるならむ○フトシクは卷一にフトシカスミヤコヲオキテ、下にサダメテシミヅホノ國ヲカムナガラフトシキマシテとあるを見れば他動詞なり。然るにこゝにアスカノキヨミノ宮ニカムナガラフトシキマシテといひ又卷一にハナチラフアキツノミヤニミヤバシラフトシキマセバ、

卷六にウミ麻^フナスナガラノ宮ニマ^キバ^シラフトタカシキテといへるなど補語^{ウツク}なきがあるは、を附けたるは枕辭なり。補語にあらすみなヲスグニヲなどいふことを略せるなり。即ヲスグニヲフトシキマスといふべきを云ひ慣れて補語を略しても通せしなり。フトシキマシテの下にマシシヲといふことを補ひて心得べし。○スメロギは歴代の天皇の御事なり。古義に天武天皇の御事とせるは非なり。シキマス國はイマス國なり。アマノハラの下にノを添へて聞くべし。天に石門^{イシド}ありと認めて天に昇ります事をかくいへるなり。神上は舊訓のまゝにカムアガリとよむべし。○一本にカムノボリイマシニシカバとありて下へ續けるはわろし。○前註者はタカテラスよりアガリイマシヌまでを第二段としたれど余の見るところにてはタカテラスの前に脱句ありて上よりつづけるなればイマシヌまでぞ第一段なる。ワガオホキミ考にいへる如くこれより日並皇子尊の御事を申すなり。○アメノシタ以下は此皇子天位ニ即キ給ハバイカバカリ結構ナラムト天下ノ人ノ待渡リシニといへるなり。タフトカラムトはメデタカラムトといふ意なり。タフトキモノハ酒ニシアルラシなどメデタキをタフトキといへる例多し。タタハシケムトはタタ

ハシカラムトにてタタフは滿つ事なれば滿ち足ラヒアラムトと心得べし。アマツ水は天水にて即雨なり。アフギテ待ツの枕辭なり。○イカサマニオモホシメセカの結はいかにといふに打見にはマネクナリヌルにて結びたるが如くなれどイカサマニオモホシメセカ、月日ノマネクナリヌルといひては義理通せざればマネクナリヌルにて結びたるにはあらで結を省けるなり。即イカサマニオモホシメセバニカアラムといふべきを略したるなり。○ツレモナキは緣故モナキといふこと。○祝詞にシタツイハネニ宮柱フトシキタテ又ヒロシキタテ又フトシリタテ又ヒロシリタテタカマノハラニ千木タカシリテとあるを見ればこゝにミヤバシラフトシキトシキ座ミアラカヲタカシリマシテとある座は立の誤にてミヤバシラフトシキタテなり。而してこゝのミヤバシラはフトシキタテの補語なり。ミヤバシラは一卷(五九頁)に云へる如くフトの枕辭として用ひたるもあれど又今の如く補語として用ひたるもあり。祝詞の諸例本集六卷ヤマシロノカセ山ノマニ宮柱フトシキタテタカシラスフトギノ宮ハ二十卷カシバラノウネビノミヤニ宮柱フトシリタテアメノシタシラシメシケルなどの宮柱は皆補語なり。心をふかめてわきまふべ

し○ツレモナキ以下は眞弓岡に御墓を造りしを云へるなり○明言爾を從來アサゴトニとよみて言を毎の借字としたれどもこととはす方ならずはアサゴトニといはれず。おそらくは今モモノハノタマフベケレド幽明界異ナレバ此世ノ人ニキコユルヤウニハモノノタマハズといふことにて言は字のまゝの意なるべし。その訓はアラハゴトニとよまむに六言になりて調よからず。或はアラ人神などを例としてアラゴトニなど訓むべきにあらざるか○マネクナリ塗の塗を宣長(玉の小琴及玉緒七卷)はヌルとよみてツキヒノとあるノの結としたれどこは古義にヌレとよめるに従ふべし。ヌレは前に云へる如くヌルニの意なり

因にいふ。宣長のノは必ヌルとやうに結ぶべきものと定めたるは誤なり。ノは元來ハモの類の係にてゾノヤの類の係にあらず。ノといひてヌルとやうに結ぶは略辭格なり。此事は文法家の間にははやく知られたる事なるべけれど歌學者の徒は今も紐鏡の分類を株守せるやうなれば一言おどろかしおくなり

○ユクヘシラズモを古義の如く「ゆくかたも知らず退き散りぬるはさてもくかなしき事」と釋きては即作者が宮人の行方を知らぬ事としてはソコユエニといへ

るにかなはず。案ずるにユクへは高市皇子の薨せし時に同じ作者の作りし長歌の反歌にハニヤスノ池ノ堤ノコモリヌノユクヘヲシラニトネリハマドフとあるユクへと同じく今の語にていはば方向といふことなり。さればユクへ知ラズモは宮人たちがおのがゆくべき方を知らぬにてセムスベヲ知ラズと云はむに齊し。さて作者も宮人の一人とおもはるれば皇子ノミヤ人は我々宮人がと譯すべし○一本の歸邊不知爾爲を略解にヨルベシラニシテとよみ美夫君志にユクヘシラニスとよめり。古義にはシラニスルとよみて

一云の方は用べからず。マネクナリヌレといふよりのつづきも必ソコユエとあるべくはたシラニスルといふもてにをはとゝのひがたければなりといへり。てにをははよくとゝのひたり。何故にとゝのひがたしといへるにか。上にノなどなくてはスルとはいはれずと思へるにか

反歌二首

(ひさかたの)あめみるごとく仰ぎ見しみこの御門のあれまくをしも

久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒卷惜毛

ミカドは芳樹の

こは皇子のすみ給ふ大殿を御門といへるなり。そは朝庭の字をミカドと訓るにて其義を知べし。次の舍人等の歌にタカヒカルワガ日ノミコノイマシセバシマノミカドハアレザラマシヲ、ヨソニミシマユミノ岡モ君マセバトコツ御門トトノキスルカモ、ワガ御門チヨトコトハニサカエムト思ヒテアリシワレシカナシモなどの御門はみな御殿のことなり

と云へる如し。考以下に語のまゝに門の事とせるは非なり

(あかねさす)日は雖照有(ぬばたまの)夜わたる月のかくらくをしも

茜刺日者雖照有烏玉之夜渡月之隱良久惜毛

或本云以件歌爲後皇子貴殯宮之時歌反也

雖照有を從來テラセレドとよみたれど宜しくテリタレドとよむべし。持統天皇を日に比し奉り草壁皇子を月に比し奉りて天皇は恙ナクマシマセド皇子ハ惜クモ

ウセ給ヒヌといふ意なる事古義に云へる如し。さて何故に日と月とに比したるか
と云ふに皇子の御通稱を日並と申し奉りて天皇との御關係恰月と日との如くなるが故なり。日ナミは准日の義なり。夜ワタルのワタルは運行なり

左註の云は衍字なり。又貴は諸本に尊とあるに従ふべし。後、皇子尊は草壁皇子に次ぎて皇太子に立たせ給ひし高市皇子なり。或本は高市皇子薨時の歌の反歌とせるなれど此歌は日並皇子の時のとせではかなひがたし

或本歌一首

しまの宮まがりの池のはなち鳥人目にこひて池に不潜

島宮勾乃池之放鳥人目爾戀而池爾不潜

島宮は日竝皇子のましましし宮なり。マガリノ池は即天武紀に周芳國貢赤龜乃放島宮池とある島宮池にてマガリは其形によれる名なるべし。美夫君志に「こは御庭の中の池ながらマガリは地名也」といへるはいかか。○結句は從來カヅカズとよめれど譬ふる所にある歌にもあらぬをカヅカズといひ放しては餘情少きに似たり。

宜しくカヅカヌとよむべし。ヅ、ヤ、何の係なくてカヅカヌといふは略辭格なり

皇子尊宮舍人等慟傷作歌二十三首

(たかひかる)わが日のみこの萬代に國しらさまし島の宮はも

高光我日皇子乃萬代爾國所知麻之島宮婆母

クニシラサマシのマシは下へつづきたり。今の歌又詞花集ツネヨリモナゲキヤス
ラムタナバタハアハマシ暮ヲヨソニナガメテなどの例は少かれどモノといふ名
詞につづけてシナマシモノヲアハマシモノヲなどいふは常の事なり。さて今のマ
シには世ニマシマサバなどいふことを省きたるなり。○シマノミヤハモといへる
に無量の感慨を帯びたり。元來ハモはドウナツタラウとゆかしむ意のテニヲハな
ればこれは島宮にありての作にあらで同處に參らずなりし後の作なり

島の宮上池有はなちどりあらびなゆきそ君まさざとも

島宮上池有放鳥荒備勿行君不座十方

二句考には池上有の誤として池ノウヘナルとよみ古義には勾池之の誤としてマ

ガリノイケノとよみ美夫君志にはもとのままにてウヘノイケナルとよみて『島の
宮の山上にある池にて勾乃池とは別なるべし』といへり。考の説に従ふべし。○アラ
ブルはナルルのうら野性に復する事にて畢竟飛ビ去ルナとなり。○ハナチドリは
芳樹の云へる如くかねてはなち飼にしてありし鳥なり

(たかひかる)わが日のみこのいましせば島の御門はあれざらましを

高光吾日皇子乃伊座世者島御門者不荒有益乎

シマノミカドを考に御門の事として『舍人の守る所なれば専らと云』といへるは非
なり。美夫君志に

島の宮の宮殿をいふ。本集卷一にワガツクル日ノミカドニ云々フヂキガ原ニ大
御門ハジメタマヒテ云々などありてこの前後にあるミカドもみな宮殿をいへ
り

といひ註疏に『島御殿といはむが如し』と云へるぞよき。○イマシセバはイマサバに
おなじ

よそにみしまゆみの岡も君ませばとこつ御門ととのゐするかも

外爾見之檀乃岡毛君座者常都御門跡侍宿爲鴨

このミカドも御殿なり。トノキのキはキアカシテのキにて夜起きて居る事なり。ヨソニ見シはコレマデ心ニトメナカツタといふ事、二三はソノ眞弓岡ニ御墓ガ出来タカラといふ事、トコツミカドは永久ニマシマスベキ宮殿なり。

いめにだにみざりしものをおほほしく宮出もするか作日のくま回を夢爾谷不見在之物乎鬱悒宮出毛爲鹿作日之隅回乎

見ザリシは思ハザリシなり。オホホシの上のホは多くは清音を當てたれど本集十七卷に於煩保之久とあればオボホシと云ひしにや。さて其意は心の晴れざるにて今いふウツトシに當れり(記傳十七卷オボチの條と参照すべし)。考に「忘れてはこはいかなる故にて此日のくまの宮を出入するにやとおぼめかるゝといふなり」といひてボンヤリトなどいふ意とせるは非なり。○ミヤデは契沖の云へる如く出仕なり。○結句は舊訓にサヒノクマワヲとよめり。契沖は此訓に従ひてサヒノクマは第七にサヒノクマヒノクマ川とよめる所なり。三吉野ノ吉野などよめるやうにヒノクマにサもじを添へて再いへるなり。和名云高市郡檜前久末

眞弓岡同じ郡なれば檜隈のあたりにや

といひ宣長は

作日は一本に佐田とあるを用べし

といひ雅澄は

檜隈なり。隈回はクマミとよむべし

といひ木村博士は

檜隈なり。隈回はクマグマといはむが如し

といへり。ヒノクマは固有名詞なればヒノクマノ隈回といふべきをちぢめてヒノクマ回とはいふべからず。宣長の説に従ひて佐田の誤字とすべし。佐田は下に見えたり。クマミヲのヲはヨリのヲにてクマミヲトホリテなり。クマミは道の曲なり。○眞弓岡に宿直に行く途の作なり

あめつちと共にをへむとおもひつつ仕へまつりしころたがひぬ

天地與共將終登念乍奉仕之情違奴

ヲヘムは仕ヲ終ヘムなり(芳樹同説)。されば初二はトコシヘニ仕ヘ奉ラムトといふ

意なり。美夫君志に「君が代は天地と共にこそ終らめと思ひつゝ、云々」といへるは歌にヲヘムとあると自他相かなはず

(朝日てる)佐太の岡べにむれゐつつわがなく涙やむときもなし

朝日互流佐太乃岡邊爾羣居乍吾等哭淚息時毛無

考に「朝日夕日をもて山岡宮殿などの景をいふは集中また古き祝詞などにも多し。是にしくものなければなり」といへれどさては第三句以下の調と相かなはず。宜しく准枕辭と認むべし。下にもアサ日テル島ノ御門ニとあり○又考に

檜隈の郷の内に佐太眞弓はつづきたる岡なり。さて此御陵の侍宿所は右の二岡にわたりて在故に何れをもいふなりけり

とあるはいかが。上にヨソニミシマユミノ岡モ君マセバとあり下にツレモナキサダノ岡ベニ反居者とあれば佐太の岡即眞弓の岡とおぼゆ。はやく契沖も「佐太の岡は眞弓岳の別名か」といへり。なほ云はば佐太は岡のある土地の名にて岡の名は眞弓岡ならむ

御立爲之島をみる時(にはたづみ)流るる涙とめぞかねつる

御立爲之島乎見時庭多泉流涙止曾金鶴

御立爲之を舊訓にミタチセシとよめるを眞淵はミタタシシに改め略解古義共に之に従へり。甲いはく。動詞にはミを冠らす事なければ卷五にミタタシセリシとあるを例として舊訓の如くミタチセシとよむべしと。

ミタチ、ミタタシは共に名詞にてタタシはタチの敬語なり

乙いはく。ミタチセシとよまむは固より可なり。されど又ミタタシシともよむべし。下なる御立之島ニオリキテナゲキツルカモ又十九卷なるフナドモニ御立座而はミタチセシ、ミタチシマシテとは訓むべからず。ミタタシシ、ミタタシマシテと訓まむ外なからずやと。甲又いはく。下なる御立之は上に三處まで御立爲之とあるに依れば爲の字をおとしたるなり。又十九卷なる御立座而はタタシイマシテとよむべし。御立をタタシとよむべきは上にオモホシを御念と書きトハサズを不御問と書けるを證とすべしと。甲は今の余、乙は前の余なり。○島は島宮の池の中島なり。此島によりて宮の名を島宮といひしなり。地の名は橘なり。さてミタチセシは皇子ノ立チ給ヒシとなり

橘の島の宮にはあかねかも佐田の岡邊にとのゐしにゆく
橘之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往

代匠記に「橘寺と云も彼地にあれば橘も所の名なるべし」といひ木村博士も之に従へり。然も博士は上のシマノミヤマガリノ池ノハナチドリノ處に「勾は地名なり」といへり。マガリを地名とせばタチバナは地名とすべからず。博士の説は矛盾せり。タチバナはげに契沖のいへる如く地名なり。○一首の意は美夫君志に「島ノ宮ニハトノキヲナシタラネバニヤアラム佐田ノ岡邊ヘモトノキシニユクコトヨとなり」と云へるが如し。但橘之島宮の上に皇子ノマシマサヌといふことを加へて聞くべし。代匠記に「ナニノ飽足ヲヌ所有テカ此宮ヲ除テ佐田ノ岡邊ニトノキシニハ行ト悲しみの餘に設て云なり」といひ古義に之によれるは非なり。宮ニハとあるを味ひて美夫君志の説の如くなるを知るべし。アカネカモは飽カネバヤなり。○今橘寺と飛鳥川を隔てて飛鳥岡の麓に島庄といふ處あり。眞弓岡は其西方廿町許の處にあり
御立爲之島乎母家とすむ鳥もあらびなゆきそ年かはるまで
御立爲之島乎母家跡住鳥毛荒備勿行年替左右

年カハルマデを考には「來らむ年の四月までも」と釋き草壁皇子の薨去は四月十三日なり。美夫君志には「せめて年かはるまで」と釋けり。考の説に従ふべし。そのかみ年カハルマデといひて周年の事と聞えしなるべし。今周年の事をムカハリといふもよしありげなり。○島乎母の母は誤字にあらざるか。シマヲシとあるべき處なり。契沖が「水の外島をも」と釋けるは服し難し。スム鳥モは人に對してモと云へるなり
御立爲之島のありそを今みればおひざりし草おひにけるかも
御立爲之島之荒穢乎今見者不生有之草生爾來鴨

代匠記に

磯は海に限らず川にも池にもよめり。されば歌の習なれば必あら浪のよする所ならずとも大形に磯をアライソといへるか。若は海邊を學びて作らせ給へば云か

といひ考に

御池に岩をたて瀧おとしてあらし磯の形作られしをいふなるべし
といへり。たとひさる事ありとも打任せてシマノアライソとはいふべからず。おそら

くはアリソをただイソといふ意につかへるなるべし。更に案ずるに當時の宮人は海なき國に住みて海をゆかしむあまりに海邊の小石を玉とめてて家づとし池中に島をつくりしなどによりて海をゆかしみけむとおしはからる池川の事をも海めかしていひしにはあらざるか。今の歌の外ウナバラハカマメタチタツ(壇安の池に)サホ川ニイユキイタリテワガネタルアリソノウヘユ、水ツタフ磯ノウラ回ヲ、アラ山中ニ海ヲナスカモなどいへるを思ふべし。○今の字を舊訓にケフとよめり。今の下に日の字ある本ありといひ(一卷クシロツクタフシノサキニ今モカモ大宮人ノ玉藻カルラムの今も類聚古集には今日とあり)美夫君志には「重石を重と書き背向を背と書ける類にて脱字にあらず。今の字のみにてケフとよむべし」といへれどイマとよみて可なり。卷三昔ミシキサノ小河ヲ今ミレバイヨサヤケクナリニケルカモ、卷七佐保山ヲオホニミシカド今ミレバ山ナツカシモ風フクナユメなど例とすべし(此等も木村博士はケフとよむべしといはめど)

とぐらたてかひし鴈ガカのこすだちなばゆみのをかにとび反カクこね
鳥栖立飼之鴈乃兒栖立去者檀崗爾飛反來年

木村博士の説に栖は栖の俗體なりといへり。○鴈は鷹の古字雁の誤とする説(契沖)とカリとよみてカルガモの事とする説(契沖一説又眞淵)とあり。案ずるにカモの類は直に水に放つべく鳥座を立てては飼ふまじく結句などの調もカモめかねば雁ガカの誤といふ説に従ふべし。○結句舊訓にトビカヘリコネとよめるはトビユキサテカヘリコヨといふ意とすべきか。木村博士は反は變の通用なればトビウツリコネとよむべしといへれどげにともおぼえず。再案するに九卷なる詠霍公鳥歌にウノ花ノサキタル野邊ユ、飛トビ来カクナキトヨモシとあるを見ればトビカヘリは翻り飛ぶ事ならむ。さらば結句はただ飛ビ来ヨと心得べし。

わが御門千代とことにはにさかえむとおもひてありしわれしかなしも
吾御門千代常登婆爾將榮等念而有之吾志悲毛

ワガミカドは代匠記に「此ミカドは宮の意なり」といへるが如し。千代トコトハニは永久ニといふ事

ひむかしのたぎの御門にさもらへどきのふもけふもめすこともなし

東乃多藝能御門爾雖伺侍昨日毛今日毛召言毛無

此ミカドは眞の御門なり。門のほとりに瀧ありしにて其瀧はまがりの池の水の落口なるべし。はやく註疏にも

タキは今の瀑布のたぐひにはあらず。ただ勾の池の水の瀬をなして流るゝを瀧といへるなり。禁中に瀧口とて清涼殿の御溝水に流れいづる處あるが如きたぐひなり。そこにある御門ゆゑに此名あるなり

といへり。○メスコトは召ス事なり。言と書けるは借字なり

水つたふ磯の浦回の石つづし木丘さく道をまたみなむかも

水傳磯乃浦回乃石乍自木丘開道乎又將見鴨

水ツタフは水がつたひ流るゝなり。美夫君志に水ヲツタフイソとやうに釋けるは自他たがへり。○ウラミはもと海にいふ語なれどアラ山ナカニ海ヲナスカモ(卷三)など池の廣きをたたへて海といへる例あれば今も池の汀の曲線を成せるを海めかして浦回と云へるなるべし。海邊の景趣を模したるが故にはあらし。○石を舊訓にイハとよみ古義にイソとよめり。舊訓に従ふべし。イソツツジといふ一種あらば

こそあらめ磯ニオヒタルツツジといふ意ならば(雅澄の品物解には「常のつつじの磯べにさきたるを云へるにて云々」といへり)上にイソノウラ回ノとあればイソといふ事再言はであるべし。○ウラ回ノはミチにかゝれり。○木丘を諸註にモクとよめるを伴信友はムクとよみて

木字の吳音ムクなるを牟の音に用たるなり。木字の吳音ムクなる由は予がこの考によりて僧義門が委しく考たる説あり。さて本言はムシなるを後世には多くモシといへりとぞきこゆる。モシと云ふ言詞にたまたま茂の字の音の似たるをもて字音ならむとおもひまがふべからず。モキ、モクまたモシ(○以上形容詞)モス、モセリ(○以上動詞)などはたらく言なり

といへり。くはしくは松の藤麿伴信友全集第三の一三二頁以下及義門の活語雜話第三篇四十丁を見べし。○さればムクはシゲクなり。又ミナムカモは又此宮ニ参リテ見ル事ハアラジとなり

ひと日にはちたびまゐりしひむかしの大寸御門をいり不勝鴨
一日者千遍参入之東乃大寸御門乎入不勝鴨

ヒト日ニハのハはヤマトニハムラヤマアレドのハと同じく無意の助辭なり○大
寸御門を舊訓にタギノミカドとよめるを考に

寸は假字なり。假字の下に辭を添ふるよしなし

といひてオホキミカドとよみ改めたり。然るに美夫君志には「十卷沙穂内之など人
名地名の類には假字の下にノの辭をよみそふる例あり」といへり。此説よろし。なほ
舊訓の如くタギノミカドとよむべし。前々の歌と併せて考ふるにヒムカシノタキ
ノミカドは内門の名にて其外に舍人の番所はありしなり○宣長記傳十二卷は不
勝をカタヌとよみて

カタヌにも不勝と書れば云々

といひ。岡本保考は

入不勝鴨(イリカタヌカモ)寢乃不勝宿者(イノネカタネバ)宿不勝家牟(イネカタニ
ケム)寢不勝鴨(イネカタヌカモ)去不勝可聞(ユキカタヌカモ)出不勝鴨(イデカタヌ
カモ)月待難(ツキマチカタヌ)過不勝者(スギカタナク)以上の歌どもにヲハンヌ
を省きて書かぬはいかにといふにもと虚語なれば本字なし。されば其處の前後、

字義をもてかける歌にはかならず此ヲハンヌのヌは別に文字なくてよみつけ
ておくなり。前後、文字の音のみかれる假字ならばそのナニヌネノにあたる假字
をかく也。たとへばスギ加豆奴可母とあり

といひ(難波江三卷上、奈行の言を添へてかかざる例)木村博士は

勝をカタヌとよむ此ヌは已に云如く去の意のにてよみそへたるものなり。上に
出したる宿不勝家牟(イネカタニケム)また宿不勝爲(イ子カタニスル)とあるニと
合せ見てそのよみそへたる辭なることを知べし

といへり(美夫君志卷二別記三頁)○さて今の歌のイリガテヌカモはイリカヌルカ
モといふ意にて召さるゝ御用なければ入ることなきなり

つれもなき佐太の岡べに反居者しまのみはしにたれかすまはむ

所由無佐太乃岡邊爾反居者島御橋爾誰加住舞無

ツレモナキは此歌に所由無と書き人麿の長歌に由縁母無と書けるを見ても前に
云へる如く關係モナキと云ふことなるを知るべし○反居者を舊訓にカヘリキバ
とよめれどかくては義通せず。古義に反を君の誤としてキミマセバとよめり。これ

ぞよろしき。木村博士は反を變の通用としてウツリキバとよみて舍人の移り居る事とせり。舍人の佐太の岡邊に居るは皇子の御墓のある爲なればツレモナキといふべきにあらず。即三句を舍人の事としては初句と相かなはず。○シマノミハシを契沖は御階の意と見たれど島の宮の御階を打任せてシマノミハシとは云ふべからず。契沖并に其説に従へる人々はシマノミカドを例としたるならめどそのミカドは宮の御門といふことにはあらで御殿といふ事なる由既に云へり。案ずるにシマノミハシは勾の池の中島に渡せる橋にてかのをかしき島の御橋にも誰かとどまらむと云へるなるべし。スマハムはトドラマラムといふ意にこそ。住居の意とすれば御階にてもかなはず。

且覆ひの入去者御立△之島におりゐてなげきつるかも

且覆日之入去者御立之島爾下座而嘆鶴鴨

且覆を舊訓にアサグモリとよみ眞淵は天靄の誤としてアマグモリとよみ雅澄は茜指に改めてアカネサスとよみ木村博士は且を且の誤としてタナグモリとよめり。ともかくも且覆は誤字なるべし。天傳などの誤か。且は次の歌の初なる且の字の

うつりしにもあるべし。○入去者は雅澄のイリヌレバとよめるに従ふべし。○二句は皇子の薨せしを譬へたるなるべし。夜になるを待ちて池の中島におりゐて嘆かむことあるべきにあらねばなり。眞淵は二句を尊の過ませる譬と見て末をいかに心得んとすらん」と云へれど二句を譬と見ても末と矛盾することなし。○シマニオリキテは御殿より島におりたつなり。眞淵は日暮ゆけば宮の外方の池島のほとりの舍へ下ゐる故にしかよめり」といへれどミタチセシ島ニオリキテとあるを見れば皇子の立ち給ひし處即舍人のおりゐる處なり。皇子豈舍人の舍のある處に立ち給はむや。否皇子の立ちて眺したまはむ中島に舍人の舍を設けむや

あさ日てる島の御門におほほしく人音もせねばまうらがなしも

且日照島乃御門爾鬱悒人音毛不爲者眞浦悲毛

オホホシクは上にいへり。陰氣ニなり。ウラガナシは心悲なり。マは添辭

(まき柱)ふとき心はありしかどこのわがこころしづめかねつも

眞木柱太心者有之香杼此吾心鎮目金津毛

二三は平生ヲヲシキ心ヲ持チタリシカドとなり。コノワガ心はワガ此悲なり。シヅメはオサヘなり

(毛ごろもを)春^冬かたまけていでまししうだの大野はおもほえむかも
毛許呂裳遠春冬片設而幸之宇陀乃大野者所念武鴨

ケゴロモヲは古義に云へる如く枕辭なり○カタマケテを古義に『片附設るよしなり』といひ美夫君志に『其時を待まうくるなり』といひて共に他動詞と見たれど十卷にアキノ田ノワガカリバカノスギヌレバカリガネキコユ冬カタマケテとあるを見れば自動詞なり。語意はチカヅキテといふ事ならむ○春冬の冬の字は衍字なるべし。即春の字一本に冬とあるより春の字の傍に書きたるがまぎれて本行に入るなるべし○オモホエムカモはシノバレムカなり。卷一アキノ野ノミクサカリフキヤドレリシウヂノミヤコノカリホシオモホユのオモホユに同じ

朝日てる佐太の岡べになく鳥の夜鳴^{變布}この年ごろもを

朝日照佐太乃岡邊爾鳴鳥之夜鳴變布此年己呂乎

上三句は考にいへる如く序なり。鳥ノ鳴クガゴトクニ我等ハ夜鳴云々スルといへるなり○變布を舊訓にカハラフとよめるを契沖はカハラフと改めよめり。案ずるに變布は度布の誤にて夜毎ニナキテ此年ゴロヲワタルコトヨといへるなるべし○トシゴロは考に『去年の四月より今年の四月まで一周の間御陵づかへすれば年ゴロと云へり』といへるが如し○玉緒七卷(二十八丁)にヨナキカハラフ此トシゴロヲとよみて『右のヲはたすけたる辭にてヨといふに同じ』といへれど右に釋せる如く四句にかへるヲなり

八多^{ハタ}籠^コ良^ラがよるひるといはずゆく路をわれは皆^{サレ}悉^シ宮^{ミヤ}道^{ミチ}叙^ノ爲^{スル}
八多籠良家夜晝登不云行路乎吾者皆悉宮道叙爲

右日本紀曰三年己丑夏四月癸未朔乙未薨

八多籠良は舊訓にヤタゴラとよめり。タとツと通ずれば奴等なりといふ説契沖とハタゴは和名抄に飼馬器籠也とあれば馬を追ふ男をハタゴといへるなりといふ説契沖一説と良は馬の誤字にてハタゴウマガなりといふ説(宣長)とあり。多を豆などの誤字としてヤツコラガと訓むべし。下人等之となり。家は諸本に我とあり○皆

悉は舊訓にサナガラとよめるを考にコトゴトとよめり。舊訓によるべし。ソノママニといふことなり。○宮道叙爲を舊訓にミヤヂトゾスルとよめるを考にニゾスルに改めたり。はやく類聚古集にはニゾスルとよめり。後世の語法に従はばトゾスルといふべけれど下にナミノトノシゲキハマベヲシキタヘノ枕爾シテとよみ三卷にヒサカタノアメユク月ヲ綱ニサシワガオホキミハキヌガサ爾セリとよめる例によりてなほニゾスルとよむべし。○宮道は出仕の道路なり。一首の意は下人ノ往來繁キ道ヲトホリテ我ハ毎日眞弓岡ノ御陵ニ出仕スルといへるなり。

柿本朝臣人麿獻泊瀨部皇女忍坂部皇子歌一首并短歌

(とぶとりの) あすかの河の かみつ瀨に おふる玉藻は しもつ瀨
に ながれ觸經 (玉藻なす) かよりかくより なびかひし つまの
みことの (たたなづく) 柔膚尙を (つるぎだち) 身にそへねねば
(ぬばたまの) 夜床もあるらむ 一云何れなむ そこゆゑに 名具鮫魚天 氣留
敷藻 相屋常念而 一云きみもあふやと (たまだれの) をちの大野の あさ露に

たまもはひづち 夕霧に ころもはぬれて (草枕) たびねかも爲留
あはぬ君ゆゑ

飛鳥明日香乃河之上瀨爾生玉藻者下瀨爾流觸經玉藻成彼依此依靡相
之孀乃命乃多田名附柔膚尙乎劔刀於身副不寐者烏玉乃夜床母荒良無
一云何禮奈牟 所虚故名具鮫魚天氣留敷藻相屋常念而 一云公毛相哉登 玉垂乃越乃大野
之旦露爾玉藻者涅打夕霧爾衣者沾而草枕旅宿鴨爲留不相君故

題辭のうち忍坂部皇子の五字は考にいへる如く衍なり。削るべし。おそらくはもと
は註文にて忍坂部皇子同母妹などぞありけむ。○流觸經を宣長は古事記雄略天皇
の段の歌に

ほつえのえのうらばは、なかつえに、おち布良婆閉、なかつえの、えのうらばは、しも
つえに、おち布良婆閉

とあるに依りてナガレフラバへとよめり。此説に基づきてナガレフラバフとよむ
べし。經はハフとはよまれねばもしハフとよむべくば經の上に羽を補ふべしと云

へる人もあれど日ヲフ、絲ヲフなどのフは元來ハフの約なれば經の字は安んじてハフとも訓むべし。さてフラバフはフリバフにて接觸といふ意ならむ。源氏物語などにフレバヒといへるは同語の活の轉じたるなり。○ナビカヒシは考にいへる如くナビキアヒシなり。次に出来るもの夫の君なればナビキシの延とは見るべからず。嬌は借字にて實は夫なり。○柔膚を舊訓にヤハハダとよめるを古義にニキハダに改めたり。○尙を舊訓にスラとよめり。スラにては通せざるに似たれど五卷貧窮問答歌にサムキ夜須良乎とあるも今と同じければなほスラとよむべきなり。案ずるに此スラは普通のスラとは異にて主語を強むる辭なるべし。○ヨドコモアルラムは御夫婦相寢給ハデ掃ヒ給フコトモ少ケレバ夜ノ御フシドモ荒レルデアラウとなり。一云何レナムの何は阿の誤字なり。○名具鮫魚。天氣留敷藻は久老の説に魚は兼の誤留は田の誤にてナグサメカネテケダシクモとよむべしと云へり。類聚古集を検するに留は田とあり。そのナグサメカネテは己をなぐさめかぬるにてタレコメテ春ノユクヘモシラヌマニのタレコメテなどと同格なり。ケダシクモは或ハなり。モシヒョットといふことなり。○雅澄はただアフヤトモヒテといひては不敬

なりといひて念の上に御を補ひてオモホシテとよみたれど芳樹もいへる如く歌は毎辭必しも敬語を用ふべきものにあらず一首の上にて敬意を失はざれば可なるものなり。裳に玉を添へてタマモといへるはたたへたるなり。ヒヅチはヌレテなり。○タビネカモ爲留をも雅澄は爲須の誤とせり。拘泥すべからず。○アハヌ君ユエハ逢ハレヌモノヲといふ意にて上なるアフヤトモヒテと呼應せり。結句例の如くカあり。○タビネカモスルとあるを味ふにいにしへは新喪には墓の傍に廬を作りて往き宿りしことあるなり。草壁皇子の御新喪に舍人等が眞弓岡の陵に宿直せしをも思ふべし。今も遠き處なるが故に越智野にやどり給ひしにあらず。タビネといふ語の今の調につきて遠き處のやうに思ふべからず。考に「ユフギリニコロモハヌレテは其野をくれぐれと分過て夕べに宿り給ふまでを云」といへるは遠き處と思へるよりの誤なり。越智野は藤原と同郡なれば遠き處にはあらず。

反歌一首

(しきたへの袖かへし君)たまだれの(越野)過去一云をちぬ 又もあはめやも
敷妙乃袖易之君玉垂之越野過去亦毛將相八方野一云乎知

右或本曰葬河島皇子越智野之時獻泊瀬部皇女歌也日本紀曰

朱鳥五年辛卯秋九月己巳朔丁丑淨大參皇子川島薨

ソデカヘシのカフは後世のカハスなり○四句を考にヲチヌニスギヌとよみて「スギヌとは既薨ましてをち野に葬たる事をつづめていふなり」といへれどさては辭足らずヲチヌヲスギヌとよみ改むべしをち野をすぎてある丘陵に葬され給ひしなり

明日香皇女本廳殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(とぶとりの) あすかの河の かみつ瀬に いはばし石浪わたし しもつせに うち橋渡ワタスいはばし石浪おひなびける 玉藻もぞ たゆればおふる うち橋に おひををれる 川藻もぞ かるればはゆる

飛鳥明日香乃河之上瀬石橋渡石浪下瀬打橋渡石橋石浪生摩留玉藻毛叙絶者生流打橋生乎爲禮流川藻毛叙干者波由流

明日香皇女は天智天皇の御女なり。木廳殯宮は御墓の外に殯宮を營みしにはあらで木廳の御墓を新葬の程殯宮といひしなり。されば木廳殯宮之時は新葬乎木廳之時と心得べし

一云石浪とあるは石並の借字なり。イハバシもイシナミも共に飛石にてやがてトコナメなり○渡は舊訓にワタシとよめり。景樹雅澄のワタスとよめるに従ふべし○ヲアルはたわむ事にてナビクといふに似たり。宣長は「ヲアリはワワリにてわゝわゝと繁く生ひあるを云也」といひ木村博士は「ヲアルは生繁るさまをいへる也」といへれどなほ眞淵の「とをゝに靡くをいふ」といへるに従ふべし○タマモモゾ川藻モゾのモゾを雅澄が後世のシモゾと同じくカヘリテといふ意を含めりといへるはいかが。こはタマ藻モ川藻モといふに常のゾをそへたるのみ。此事はやく玉の

緒七卷十五丁にもいへり

なにしかも わがおほきみの、立者 玉藻の如許呂 臥者 川藻のごとく なびかひし よろしき君之 朝宮を わすれたまふや 夕宮を そむきたまふや

何然毛吾王乃立者玉藻之如許呂臥者川藻之如久靡相之宜君之朝宮乎
忘賜哉夕宮乎背賜哉

常情を以て云はば上をうけてはナニシカモワガ大君ノ云々イニテカヘラヌなどいふべきを、しかあらはなる照應法を用ひずただうせたまひし事のみをいひ然も前に對照に用ひたる玉藻川藻をはたらかして立者玉藻之如許呂臥者川藻ノゴトクといへるが文藻のめでたきにて又よくせでは解し難き所以なり○立者を契沖はタタセレバとよみ眞淵はタタスレバとよめり千蔭のタタセバとよめるに従ふべし玉藻之如許呂臥者を從來如の下を句として玉藻ノゴトク、コロフセバと訓みたりしを山田孝雄氏が始めて呂の下を句として如許呂をモコロとよまれしはいみじき發見なり金澤本には現に母許呂とありモコロは如クの古語なり

右の山田氏の説は大正十年十月發行の雜誌アララギに出でたるを正宗敦夫の注意によりて今回の補訂に際して補ひ入れたるなり

○臥者はコヤセバとよむべしコヤセバは臥シ給へバなり○川藻ノゴトクにて切るるにあらずタタセバ玉藻ノ如ナニシカモワガ大君ノ云々イニテカヘラヌなど

べきを略せるなりナニシカモワガ大君ノ云々イニテカヘラヌにてかたみによりそふことなり○ヨロシキキミ之の君も亦皇女なり(芳樹同説)上にワガオホキミノといひたれば再キミ之とはいふまじきなれどかく打返していふは一つの格なり畢竟まづワガオホキミノといひさて立歸りて云々ノ君之といへるなりヨロシキは眞淵の云へる如く容貌の具足せるをいふ君之の之は上に君乃とあるに對照してノとよむべし○アサミヤヲ云々の四句はただイカナレバスマシシ宮ヲ忘レ背キタマフゾと云ふべきを分けて對句にいふにつきて朝と夕とを配したるまでなり○さて雅澄の心づける如く

ナニシカモ、忘レタマフヤ背キタマフヤ

といひてはカとヤと疑の辭かさなるなり案するにこのヤは常のヤよりは輕くて一種の助辭なり雅澄の擧げたる例の中今昔物語なる何ノ益カアラムヤといふのみ今と同じき格なり後世常用ふる辭の中にも何トカヤといふごとあり此ヤ今の歌のヤに近し(なほ玉の緒四卷三十二丁に擧げたる例を見べし)玉の緒七卷八丁に

これはナニシカモにて切れたり。さる故に下に何の結びなし。タマフヤのヤへか
けて見べからず

といへるは非なり

うつそみと おもひしときに 春べは 花をりかざし 秋たてば
もみぢばかざし (しきたへの) 袖たづさはり (鏡なす) 見れども不
厭 (もち月の) いやめづらしみ おもほしし 君と時時 いでまし
て あそびたまひし (みけむかふ) きへの宮を とこみやと さ
だめたまひて (あぢさはふ) めこともたえぬ

宇都會臣跡念之時春部者花折挿頭秋立者黄葉挿頭敷妙之袖携鏡成雖
見不厭三五月之益目頬染所念之君與時時幸而遊賜之御食向木髓之宮
乎常宮跡定賜味澤相目辭毛絕奴

ウツソミトオモヒシトキニは考に「顯の身にておはせし時といふのみ。念の言は添
ていふ例」といへり。オモフを添へていふはそのかみ行はれし一種のものいひとお

ばゆ。上にもアハメヤをアハムトモヘヤといへり。○袖タツサハリは袖ヲツラネな
り。○不厭を雅澄はアカニとよみたり。舊訓に従ひてアカズとよむべし。オモホシシ
にかゝれるなり。○メヅラシミはメヅラシガリなり。雅澄のメヅラシウと譯せるは
當らず。○君與時時とある君は夫君なり。時時を眞淵のヲリヲリとよめるを雅澄は
古言にヲリヲリといへる例なしと云ひて舊訓の如くトキドキとよめり。トコ宮は
御墓なり。○メコトを眞淵は見ル事といふ意としてコを濁り雅澄は目ト辭トなり
としてコを清めり。しばらく後者に従ふべし

しかれかも 一云そこをしも あやにかなしみ (ぬえどりの) かたこひ嬌 一云し

(朝鳥の) 一云朝露の かよはす君が (夏草の) おもひしなえて (ゆふづつの)

かゆきかくゆき (大船の) たゆたふみれば 遣悶流 ナカサユル ころもあら

ず スベ そこゆゑに 爲便知^{△△}之^{△△}也 オト おとのみも 名のみもたえず (あめ

つちの) いやとほながく しぬびゆかむ 御名にかかせる あすか

河 よろづよまでに (はしきやし) わがおほきみの かたみ何[△]ここ

を

然有鴨一云所已綾爾憐宿兄鳥之片戀嬌一云朝鳥朝露往來爲君之夏草乃
念之萎而夕星之彼往此去大船猶預不定見者遣悶流情毛不在其故爲便
知之也音耳母名耳毛不絕天地之彌遠長久思將往御名爾懸世流明日香
河及萬代早布屋師吾王乃形見何此焉

シカレカモは一にソコヲシモとあるによるべし○美夫君志にアヤニカナシモと
よみて句としたるはわろし○底本にカタコヒ嬌とあるは誤なりカタコヒシツツ
のツツは事の反復又は持續を示す辭なり古義に「ツツは此をも爲ながら彼をもす
る言にてこゝは片戀し賜ひながら城上宮にかよひ賜ふよしなり」と云へるは非な
り片戀は一方のみ戀ふるをいふこゝは皇女はうせたまひたれば皇子の戀を片戀
といへるなり○一云アサツユノはわろし○カヨハス君とは眞淵の云へる如く皇
女の御墓所へ夫君忍坂部サカベ皇子の參り給ふをいふ美夫君志に「皇女のおはしまし、
折皇子の通ひ給ひしをいふ」と云へるは非なりシナエテはシヲレテなり○ユフツ

ツは和名抄に由布都々一本に由布豆々とあり前註或はユフツ、と書き或はユフ
ヅツと書き或はユフツツと書けり狩谷望之の箋注倭名抄に

按毛詩大東篇西有長庚傳庚續也正義云日既入之後有明星イッパ言其長能續日之明故
謂明星爲長庚也是知由布都々夕續之義

といひ伴蒿蹊の閑田耕筆卷之一に

長庚星を常に夕豆都と中のツもじを濁る和名抄由布豆々とあるは二字共に濁
音によめとにやしかるに此訓の出所は詩小雅大東篇西有長庚の下の毛傳に日
既入謂明星爲長庚庚續也とあるによれるかしからばツツクの意にて下の一も
じをのみ濁るべきものなり

といへり即ユフツツの漢名長庚は長續の義なればユフツツは夕續の義なりと云
へるなり此説によりてユフツツとよむべきかとも思へど日ガケルミブクシなど
の例によらば濁音を上に移してユフツツともいふべし○カユキカクユキはアチ
ラヘイツタリコチラヘイツタリなりタユタフはグヅグヅトシテスマヌなり古
義に「カユキカクユキは御道に附ていひタユタフは御心の惱み給ふことをいへる

なり』といへるは非なり○遣悶流は雅澄のナグサムルとよめるに従ふべし。此ナグサムルは前の長歌のナグサメカネテと同じくおのれを慰むるなり。さてナグサムル以下は作者自身の上なり。ソコユエニはソレ故ニなり○爲便知之也は宣長の説にここはセムスベヲナミとかセムスベシラニとかいふべき處なれば誤字なるべしといへり。爲便不知之止の誤としてスベヲシラニトとよむべきか。シラニトは知らズなり○オトはこゝにてはやがて名なり。ノミモはダニといふに同じ○カカセルは明日香川ヲ御名ニカケタマヘルと云へるなり。古義に『明日香皇女と申す御名に懸賜へる』といへるはいひざまわろし○結尾の一句宣長は何を荷の誤としてカタミニココヲとよみ『ココヲカタミニシノビユカムと上へ返る意なり』といひ(略解に引けり)雅澄之に従へり。されどよく思ふにシヌビユカムを結句の結とせば上なるオトノミモ名ノミモは何にて受けたりとかせむ。受くるものなくなるにあらずや。

オトノミモ名ノミモはオトダニ名ダニにてそをシヌビユカムと受けさてシヌビユカム其御名とつづけたるなり

宣長の一説(玉の小琴)には『ココヲのヲは軽くしてヨと云はむが如し』といへり。されば宣長はツマゴメニヤヘガキツクルソノヤヘガキヲのヲと見たるなり(玉緒七巻二十八丁『ヨに似たるヲ』といふ條をも見べし)。又景樹は

カタミカココヲは君ガカタミカモと云へるにてココヲはうち返して處をさしてとちむるにて云流せる詞にてヲに意なし

といへり。即宣長の一説の如し。もし此等の説の如くヲをヨに近きヲとしてワガオホキミノカタミカといひすてたりとせば上なるヨロヅ世マデニはいづれの辭にて受けたりとかせむ。ヨロヅ世マデニのをさまる處なきにあらずや。案ずるにカタミ何の何は略解に引きたる宣長の説の如く荷の誤字としてニとよみココヲはココヲセムの略とすべし。かく見ればヨロヅ世マデニはセムにて受けたるにてかけ合はぬ處なし。美夫君志にも

ヨロヅヨマデニこは下のカタミニココヲといふへかゝりてこの皇女の御名にかかれる川の名なればこの川を萬代までも吾王の御形見とは見むと也
といへり。カタミニのニは下なる君ガカタミニミツツシヌバムのニと同例にて後

世のトに當れり○さればソコユエニ以下はソレ故ニセムスベヲ知ラズ、セメテ御名ダニイツマデモシノビ行カウト思フソノ御名(明日香トイフ御名)ニカケ給ヘル明日香川ヲ我皇女ノ御形見ニ致シマセウ、此明日香川ヲといへるなり

短歌二首

あすか川しがらみわたしせかませばながるる水ものどにかあらまし
一云水のよどにかあらまし

明日香川四我良美渡之塞益者進留水母能杼爾賀有萬思一云水乃與杼爾加有益

こは譬喩歌にてモシ御壽ニ然ルベキ柵ヲ渡シタナラバカク早クオカクレニハナラナカッタラウといへるならむ。一云のミヅノは水ガの意なるべし。但底本の方まされり

(あすか川)あすだに一云みむとおもへやも一云おもわがおほきみの御名
わすれせぬ一云御名わすらえぬ

明日香川明日谷一云將見等念八方一云念吾王御名忘世奴一云御名不所忘

アスカ川はアスの枕辭なり○オモヘヤモはオモヘバヤモにてモは助辭なり。オモヘバヤ御名ワスレセヌと照應せるにてヌはヤの結なり。古義に「ヤは後世のヤハと同じ」といへるは非なり。明日香皇女ノ御名ヲ忘レヌハ此後モ御目ニカカルコトガアラウト我心ニ思フノデアラウトなり。古義に

明日香川を明日さへも又見むと思はむやは、又も見むとはおもはれぬことぞ、なぞといはば明日香川をみると皇女の明日香と申す御名がわすられねば戀しきこゝろにいよいよたへられぬ故に、となり

といへるは代匠記の誤を敷衍したるにて人まどはしなり

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

かけまくも ゆゆしきかも一云ゆゆし いはまくも あやに畏伎オシ あすかの 眞神の原に (ひさかたの) あまつ御門を かしこくも 定めたまひて かむさぶと いはがくります (やすみしし) わがおほきみの きこしめす それともこの國の (眞木たつ) 不破山こえて

(こまつるぎ) わざみの原の かり宮に あもりいまして 天の下
をさめたまひ一云はらひ たまひて をすぐにを 定めたまふと (とりがなく)

吾妻の國の みいくさを めしたまひて ちはやぶる 人をやはせ
と まつろはぬ 國ををさめと云はら みこながら 任マケたまへば

挂文忌之伎鴨計一云由遊志 言久母綾爾畏伎明日香乃真神之原爾久堅能天

津御門乎懼母定賜而神佐扶跡磐隱座八隅知之吾大王乃所聞見爲背友

乃國之眞木立不破山越而狛劍和射見我原乃行宮爾安母理座而天下治

賜賜一云拂而 食國乎定賜等鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎喚賜而千磐破人乎

和爲跡不奉仕國乎治跡部一云掃皇子隨任賜者

一首二段百四十九句より成れる雄篇大作なり。高市皇子は天武天皇の庶皇子なり。

天武天皇と弘文天皇と叔姪相戦ひ給ひし時此皇子軍事を統べ給ひき。弘文亡び給

ひて天武位に即き天武崩じて皇后持統天皇位を繼ぎ給ひし初には草壁皇子皇太

子たりしが同天皇の三年に草壁の薨じ給ひし後は此高市皇子皇太子に立ち給ひ

又太政大臣に任せられて國政を執り給ひしが持統の十年に薨じ給ひき。まづ以上の事を心得おくべし

カケマクモは古義に云へる如く口ニカケテイハムモといふことにて次なるイハ
マクモに同じ。考に「いやしき心にかけて慕奉らむも」といへるは非なり。○一云ユ

シケレドモとあるはわろし。ユシキカモのユシはこゝにては次なるカシコシ
と同じ。古義に「恐多クユシキ哉となり」といへるが如し。○アヤニ畏伎といふ辭、語

格の上にてはアスカノ眞神ノ原にかゝれり。されど地名をいふにイハマクモアヤ
ニカシコキとはいふべからず。案ずるに伎は之の誤にてアヤニカシコシと切りた

るにこそ。さらでは第二句をユシキカモと切りたるも不審なり。現に三卷安積皇
子薨之時家持作歌にも

かけまくもあやに恐之いはまくもゆゆしきかもわがおほきみ御子の命の云々
とあり(因にいふ。家持の歌には古歌殊に人麿憶良の歌を學びたる處多ければ相照

して古歌を釋き又は古歌の誤を正すべきこと少からず)○アマツミカドは古義に
云へる如く御陵の事なり。下なる弓削皇子薨時歌にもヒサカタノアマツ宮ニカム

ナガラ神トイマセバとあり。略解に考の説によりて天にのぼります事と見て「右にアマノ原イハトヲヒラキカムアガリアガリイマシヌと云にひとしく崩給ふ事をいふ」といへるは非なり。○イハガクリマスは契沖の云へる如く葬カフされたまふをいふ。さてイハガクリマスにて切るゝにはあらでイハガクリマスワガオホキミノとつづくなる事も契沖の云へる如し。そのオホキミは天武天皇なり。右によれば天武天皇の御陵は明日香の眞神原にありしなり。然るに日本紀及諸陵式に依れば此天皇の御陵は檜隈ヒノクマ、大内、陵なり。されば代匠記には「大内陵の處を眞神原とも云か」といひ略解は大内を眞神原の小名とせり。されど眞神原は崇峻天皇紀に

元年、始作法興寺。此地名飛鳥眞神原亦名苦田

とあり本集卷十三に

みもろの神なび山ゆ、とのぐもり、雨はふりきぬ、あまぎらひ、風さへふきぬ、大口の眞神の原ゆ、しぬびつつ、かへりにし人家にいたりきや

とあり又今の歌にも明日香ノ眞神ノ原とあれば眞神原は大内陵とは同郡ながら檜隈ヒノクマにはあらで飛鳥トスガにあるなり。大日本地名辭書にも眞神原は飛鳥法興寺の地に

て鳥形山の下なり」といひ又

飛鳥寺 法興寺又元興寺と號す。今安居院眞言宗號鳥形山飛鳥大佛と稱するも

のの北に本寺址礎石數多あり

といへり。大内陵の地は檜隈の北端にて飛鳥の西隣に當れば古は此地をかけて明日香の眞神原といひしを後に檜隈に屬せられしならむ。○ヤスミシワガオホキミ以下は壬申の亂の事を云へるなり。○ソトモは裏手なり。前註に云へる如く美濃は大和の東北方に當るが故にソトモノクニと云へるなり。○ワザミガ原は上田秋成の膽大小心録に「美濃國わざみが原とは今いふ關が原也」と云へり。○アモリは天降なれどこゝにてはただクダリと心得べし。ヲサメタマヒとハラヒタマヒとはヲサメタマヒをとるべし。此時天武はいまだ天子におはしまさねど此長歌は天子と見奉りてよめるなり。さればこそ上にもキコシメスソトモノクニとは云へるなり。○チハヤブルを考略解美夫君志に枕辭とせるは非なり。こゝにては枕辭にあらで狂暴ナルといふことなり。ヤハスは懐柔する事。○ヲサメトとハラヘトとはいづれにてもあるべし。宣長の云へる如くヲサメヨトといふをいにしへはヨの言なく

ればこゝもクダノオトハとあるべきなり(はやく考にも「小角ノ音母とある母の辭前後の辭の例に違」といへり)一本にはフエノオトハとあり。フエとクダとはいづれにてもよけれどモはハの誤とすべし。○アタミタルを古義に

寇而な有ルなり。寇なンルと云むが如し。ミはカタミシテなど云ミに同じ。敵にはりあひいかれるをいふなり

といひ美夫君志に

敵見は新撰字鏡に快於高反、懟也、強也、心不服也、宇良也、牟、又阿太牟とありてアダミ、アダムと活く詞也。これを虎が敵を見たる意とするは非也。こは虎が心不服して怒れるをいふ也

といへれどアタムは字鏡に「心に服せざるなり」とある如く心のうちにて恨むる義にて(字鏡に宇良也牟とある也は衍字なるべし)敵にはりあひ向ふ義にあらず。さればアタミタルはなほ舊説の如く敵を見たる意とすべし。○オビユルマデニは一本にキキマドフマデとあり。第一節のとちめにキクマデといひ第二節のとちめに又キキマドフマデといはむは拙なれば底本に従ふべし。マデニは後世のマデなり。ニ

を添へたるに拘はるべからず。○フユゴモリ以下四句一本にフユゴモリハルヌヤク火ノとあれど此一節は次の一節と對を成せるに次の節八句なれば此節も八句なるべし。一本の方によれば六句となればなほ底本に従ふべし。○風ノムタは風ニツレテなり。靡如久を眞淵ナビケルゴトクとよめるを雅澄は舊訓に従ひてナビクガゴトクとよめり。此方調強くてこゝにかなへり。○長等の山風附録一(信友全集第四の五五一頁)に

幡の靡を春野焼く火にたとへたるは古事記序に此御軍のさまを贊へたる文に杖矛擧威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解と作るに符カサへり。絳旗は赤旗なり。赤旗兵士を耀して殊に勢を益して見えたるさまをいへるなり云々

といへり。○取持流を眞淵トリモテルとよめるを雅澄は又舊訓によりてトリモタルとよめり。こはいづれにてもよし。○ユハズノサワギの下にハを補ひてきくべし。宣長の説(記傳二十三卷八十七丁)に

一にアツサノ弓ノナリハズノオトスナリ、二にトリモテルユハズノサワギ云々
キキノカシコクなどあるは射るに音高く鳴るがありしこと、聞ゆ

といひ雅澄は此説を敷衍して

さていかなれば弭の鳴やうにつくれるぞといふに其音以て威すが料なりけりといへり。右の説然るべし。○飄は眞淵のツムジとよめるに従ふべし。○イマキワタルのイは添辭なり。さてそのマキを雅澄の『木葉フキマクなどいふマキなり』といへるは非なり。木葉フキマクは風が木葉をふきまくにてイマキワタルのマクは風が己を巻くなり。混同すべからず。このマクは紅葉にソムルといひ浪にヨスル、カクルといふ類にて余の假に復己動詞又准自動詞と名づけたるものなり。○キキノカシコクを考にミノカシコクに改めて『こ』は聞ことならず。見を誤れる事明かなれば改めつ』といひ略解にも『こ』は見る事なれば一本の見マドフマデニと有かた然るべし』といへれど古義に云へる如く上にユハズノサワギとあればキキノカシコクとありてよくかなへり。○シゲケクはシゲカルヤウハとなり。○亂而を古義には例の如くミダリテとよめり。なほミダレテとよむべし。キタレはキタルニなり。御方よりいはばユキタレといふべきを次に敵のさまを云はむためわざとキタレといひて巧に自他を轉じたるなり。一本のアラレナスソチヨリクレバは劣れり。大ユキノ

は大雪ノ如クなり

まつろはず たちむかひしも (露じもの) けなばけぬべく (ゆく鳥

の) あらそふはしに一云あさしもの消者消言爾 わたらひの 齊宮イツキノゆ か

む風に いふきまどはし 天雲アマクモを 日の目もみせず ところやみに

おほひたまひて 定めてし みづ穂の國を

不奉仕立向之毛露霜之消者消倍久去鳥乃相競端爾一云朝霜之消者消言爾

渡會乃齊宮從神風爾伊吹惑之天雲乎日之目毛不令見常闇爾覆賜而定

之水穂之國乎

マツロハズタチムカヒシモといへるは敵軍にて頑強ニ抵抗セシ者モ亦となり。○ケナバケヌベクは終ニハ死ナバシヌベクなり。ハシニは俗語のトタンニなり。○齊宮を舊訓にイツキノミヤとよめるを眞淵イハヒノミヤに改め雅澄も亦『イツキノミヤとよまば齋王のまします處とまざるべし』といひてイハヒノミヤとよめり。そはいかにもあれこゝに齋宮とあるは書紀垂仁天皇紀に因興齋宮于五十鈴川上と

ある齋宮と同じく皇大神宮の御事なり○カムカゼニは神風ヲ以テなり○考略解
古義美夫君志共にイフキマドハシのイフキを息吹イフキとしたれどイは契沖の云へる
如く添辭にてフキマドハシは敵を吹惑はすなり○アマグモは大ゾラなり天の字
流布本に大に誤れり○サダメテシは天照大御神の定め給ひしなり

かむながら ふとしき座イサ而ア（やすみしし） わがおほきみの 天の下
まをしたまへば よろづ代に しかしもあらむと一云如是毛（ゆふ花の）
さかゆる時に わがおほきみ みこの御門を一云さす竹の 御門を一云さす竹の かむ宮に
よそひまつりて つかはしし 御門の人も しろたへの 麻ごろも
きて はにやすの 御門の原に（あかねさす） 日の盡ホトトギス（ししじもの）
いはひふしつつ（ぬばたまの） ゆふべになれば 大殿をふりさけみ
つつ（うづらなす） いはひもとほり さもらへど さもらひ不得者ア
（はるとりの） さまよひぬれば 嘆も いまだすぎぬに おもひも
いまだつきねば（ことさへぐ） くだらの原ゆ かむはふり はふり

伊座イサ而ア（あさもよし） きのへの宮を とこみやと 高タカ之ノまつりて

かむながら しづまりましぬ

神隨太敷座而八隅知之吾大王之天下申賜者萬代然之毛將有登一云如是
木綿花乃榮時爾吾大王皇子之御門乎一云刺竹皇 神宮爾裝束奉而遣使
御門之人毛白妙乃麻衣著埴安乃御門之原爾赤根刺日之盡鹿自物伊波
比伏管鳥玉能暮爾至者大殿乎振放見乍鶉成伊波比廻雖侍候佐母良比
不得者春鳥之佐麻欲比奴禮者嘆毛未過爾憶毛未盡者言左徹久百濟之
原從神葬伊座而朝毛吉木上宮乎常宮等高之奉而神隨安定座奴

ミヅホノ國ヲカムナガラフトシキ座而とつづけるなり。さてミヅホノクニヲ以下
七句自他極めて不明なり。抑壬申の亂は紀元一三三二年なり。紀によれば此年天武
位に即き給ひ十四年の後即一三四六年に崩御し給ひ皇后持統位に即き給ふ。而し
て高市皇子の太政大臣に任せられ給ひしは一三五〇年なり。さればミヅホノクニ
以下七句に十八年二代間の事をたゞみこめたり。いたく辭を省きたるはやむを得

ざるなり。さて天ノ下マヲシタマヘバは高市皇子が大政を執り給ひし事なること疑ふべからず。次にヤスミシシワガオホキミノは天皇を指し奉れるにや皇子を指し奉れるにや。略解、古義、美夫君志は天皇の御事とせり。オホキミノを天皇の御事とせばオホキミノ天ノ下とつづけて天皇ノ天下ヲ高市皇子ガ治メタマヘバと見ざるべからず。而してかく見ればフトシキマシテといふ句のをさまる處なくなるなり。されば雅澄は座而の而を衍字としてフトシキイマスヤスミシシワガオホキミノ天ノ下とつづけて心得たり。案ずるに座而はなほマシテとよむべくヤスミシシワガオホキミは高市皇子とすべくミヅホノクニヲの下に天皇ガといふことを略したりと見るべし。はやく記傳三十二卷二十二丁にワガオホキミノアメノシタマヲシタマヘバの三句を引きて

此オホキミは高市皇子尊を申せり

といひ註疏に

ヤスミシシワガオホキミノは高市皇子をさす。さるは定マリシ天下ヲ天武天皇ノ神ナガラフトシリマシテソノ後吾大王高市皇子ノ天下ノ政ヲタスケ申シ玉

ヘバといふことなり。この吾大王を諸註天武の御事として次なる申賜者よりを

高市の御事とおもへる故に古義の衍字の説もおこれるなり

とへり。なほ云はば瑞穂國ヲ天武ガ太シキマシ次イデ持統ガ太シキマシテ我高市皇子ガ太政大臣トシテ政ヲ行ヒタマヘバといへるなり。○如是毛を考にはシカモ、古義にはカクシモ、美夫君志にはカクモとよめり。美夫君志によるべし。底本のシカシモといづれにてもあるべし。シカシモアラムトは然アリナムトなり。○ユフバナノは枕辭なり。冠辭考に

こは木綿もて造れる花を實に咲榮ゆる花のごとくにいひなして皇子尊の御齡の盛なりしをいふ冠辭とせり。さて集中に春花ノ榮ル時とよめる如く實の花をもいふべけれどその比ユフもて作れる花をいとめづる事ありてよめるなるべし云々

といへり。○サカユルトキニを古義、美夫君志に皇子の御事としてミサカリニ榮エ給フ時ニと釋き「皇子のさかえ給ふを木綿花にたとへて云々」と釋きたれどヨロヅヨニシカシモアラムトユフバナノサカユルトキニとつづけるシカシモアラムト

はカヤウニアラウト思ウテといふことにて世の人の思ふ心なればサカユルトキニも世の人の事とせざるべからず○ワガオホキミミコノミカドヲは一本にサスタケノミコノミカドヲとあり。底本の方まされり。御門は御殿なり。古義に「殯宮の御門なるべし」といへるは非なり。美夫君志同説○カムミヤニヨソヒマツリテはカム宮ニヨソヒ改メマツリテなり。このニは上なるアマグモヲ日ノ目モミセズトコヤミニオホヒタマヒテのニと同じく變ジテといふ意を含めり○ミカドノ人のミカドも御殿なり。考、古義、美夫君志に御門を守る舍人とせるは誤れり。薨じての後に御階の下を去りて御門を守る舍人等をツカハシシミカドノ人といふべけむや○芳樹いはく

白色は元來神事の服なり。喪服は白色にあらず、みないはゆる墨染、鼠色、鈍色の衣にて論語の朱注に喪主素、吉主玄といへる漢國の制とはうらうへなり。天智天皇の頃などより漢ぶりの素服の制をまね上古よりの制にまじへられたれどなほ皇國に素服を用るは漢國の如く喪中の常服とするにはあらず、ただ御送葬の時などに用るのみ。されば素服は喪中の禮服、喪服は喪中の常服と知るべし。採要

といへり○ハニヤスノミカドノ原は考に「香久山の宮の御門の前なる野原をいへり」といへり。原は廣場なり○アカネサス以下十句のうち

あかねさす、日のことごとし、しじもの、いはひふしつと

ぬばたまの、ゆふべになれば、△△△△△△△△△△△△△△△△、うづらなす、いはひもとほり

と相對せるなればユフベニナレバの下にオホトノヲフリサケミツツの二句を挿入すべきにあらず。其上フリサケミツツといふ句下なるとかさなりツツといふ辭も上なるイハヒフシツツとかさなりておもしろからず。恐らくは此二句は下なる天ノゴトフリサケミツツの下に一云として書入れられたりしがまぎれてこゝには入れるなるべし○日ノコトゴトは終日といふ事、イハヒのイは添辭、モトホリは徘徊なり。不得者は舊訓にエネバとよめるを宣長は者を天の誤としてカネテとよみ改めたり○サマヨフは呻吟すること○ヌレバはヌルニ、次なるツキネバはツキヌニなる事宣長の云へる如し。記傳十一卷十丁に「ネバはヌニと云意なり。此例古歌

には多し』といひて例を擧げたり。○クダラノハラユはクダラノ原ヲ經テなり。○高之の二字を宣長は定の字の誤としてサダメとよめり。之に従ふべし。○さてカムハフリ以下自他頗まぎらはし。まづハフリは他動詞なればハフリイマシテとはいふべからず。されば伊座而はイマセテとよむべきか。犬雞隨筆上十六頁にも

伊座而を諸本イマシテと訓り。此訓惡し。イマセテと訓べし。令座テの意なればなり

といへり。又思ふに伊座而は奉而の誤にてハフリマツリテなるか。本集十三卷にも神葬奉者とあり。シヅマリマシヌもサダメマツリテと自他相かなはぬことちすれどこはサダメマツリテの下にて主格のかはれるなり。即人が定めまつりて皇子がしづまりましぬるなり。テの前後にて主格のかはれる例は上にも天皇の瑞穗國をふとしきまして皇子の天の下を申し給ふをカムナガラフトシキマシテヤスミシシワガオホキミノ天ノ下マヲシタマヘバといへり

しかれども わがおほきみの 萬代と おもほしめして つくらし
し かぐ山の宮 萬代に すぎむともへや 天のごと ぶりさけみ

つつ (たまだすき) かけてしぬばむ かしこかれども

雖然吾大王之萬代跡所念食而作良志之香來山之宮萬代爾過牟登念哉
天之如振放見乍玉手次懸而將偲恐有騰文

シカレドモはワガ大王ハシヅマリマシヌレドモなり。○萬代トはヨロヅヨニマシマサムトテなり。古義に『萬代ニモ易ルベカラヌ宮トオモホシメシテの意なり』といへるはよく思ふにかなはず。さてこのヨロヅヨトは次なるヨロヅヨニと偶然相かさなれるにはあらでわざと重ねたるなり。即ヨロヅヨニマシマサムトオモホシテ宮ヲ作り給ヒシ御身ハスギ給ヒシカド其宮ハ萬代ニウセジといへるなり。○スギムトモヘヤは古義に云へることくスギウセムヤハの意にてオモフは例の如く當時のものいひのまゝに軽く添へたるなり。○アメノゴトフリサケミツツ上なるオホトノヲフリサケミツツは此二句の異傳なるべし

短歌二首

(ひさかたの)あめしらしぬる君ゆゑに日月ツキヒもしらにこひわたるかも

久堅之天所知流君故爾日月毛不知戀渡鴨

アメシラシヌルは前註に云へる如く薨ジ給ヒシといふこと○君ユエニは宣長君ナルモノヲといふ意なりといへり。人ヅマユエニのユエニと同じ。ソコユエニミコノ宮人ユクヘシラズモのユエニとは異なり○シラニはシラズなり

はにやすの池の堤の隠沼のゆくへをしらに舍人はまどふ
埴安乃池之堤之隠沼乃去方乎不知舍人者迷惑

考に

こは堤にこもりて水の流れ行ぬを舍人の行方をしらぬ譬にいへればコモリヌとよむなり。今本カクレヌと訓たるはここにはなはず。後世あし蔣などの生しげりて水も見えぬをカクレヌといふと心得てことを訓つるはひがごととなりといへり。即眞淵は池ノツツミノコモリヌを埴安ノ池ノ水ノ堤ニ圍マレタル部分とせるなり。雅澄は

コモリヌとは草などの多く生茂りて隠れて水の流るゝ沼なり

といひてそのコモリヌと堤又は池との關係を説かず。案するに本集にコモリヌノ

シタユコフレバ、コモリヌノシタユコヒアマリなどあるを見ればコモリヌは雅澄のいへる如く草にうづもれたる沼なり。而して其コモリヌは池の一部にて堤に接したる處ならむ。其處の水はいづ方へぬくるにか知られねばユクヘヲシラニの序とせるなり○ユクヘは行クベキ方にて今いふ方向なり。上なるミコノ宮人ユクヘシラズモのユクヘに同じ。皇子におくれ奉りて今後いかがすべきと舍人の惑ふさまなり。特に舍人を擧げたるは作者も舍人の一人なればなり。さればトネリハは我我舍人ハと心得べし。人麿は初草壁皇子の舍人たりしが皇子の薨せし後、高市皇子の舍人たりしなり

或書、反歌一首

なき澤のもりにみわすゑ雖禱祈わがおほきみは高日しらしぬ

哭澤之神社爾三輪須惠雖禱祈我王者高日所知奴

右一首類聚歌林曰。檜隈、女王怨泣澤、神社之歌也。案日本紀曰。持

統天皇十年丙申秋七月辛丑朔庚戌後、皇子尊薨

前の歌の反歌にあらず

モリは樹木茂りて神のいます處をいふ。故に本にモリに神社と書けり。○ミワは眞淵のいへる如く酒をかめる處をいふ。神酒とするは非なり。○雖禱祈を舊訓にイノレドモとよめるを宣長コヒノメドに改めたり。いづれにてもあるべし。イノリツレドといふ事なれば雅澄の如くノマメドモとはよむべからず。○三四の間にソノカヒナクテといふ辭を加へて聞くべし。○タカ日シラスはアメシラスに同じ。

但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌一首
ふる雪はあはになふりそよなばりのるがひの岡の塞爲卷爾

零雪者安幡爾勿落吉隱之猪養乃岡之塞爲卷爾

アハの事略解(宣長の説)橘南谿の東遊記後篇一の十五丁(古義に「越の國にアハといふものありて云云」といへるは東遊記の文をすこしかへたるなり)伴蒿蹊の閑田耕筆卷一、村田春海の織錦舍隨筆上卷「海量がものがたり」といふ條(百家説林續篇上五四八頁)

蒿蹊は大菅中養父よりきくといひ春海は村田泰足よりきくといひて其事全く相同じ。泰足は中養父の門人なれば師よりきゝしにこそ。海量の説は別なり。

北越雪譜田中大秀の荏野冊子などに見えたり。荏野冊子は版本なくて見し人少かるべければ今は其説のみを擧げむに

飛驒にて雪のおつるを阿保(○傍訓はもとのまゝ)といふ。アハは淡しき雪といふことなるべし。寒強くてふる時は雪いと細末にて水氣なく輕ければ、さる時は積ることも甚深し。山の險しき地につもりたるが水氣なければ凍固まる事なくてなだれ落つるを樹を殖て防ぐ事なり

と云へり。右の諸書の説によれば近江、美濃、飛驒、越後などにてナダレの一種をアワ又はアヲといふと見ゆ(諸書にアハと書けるは今の歌のアハに據りたるにて口にてアハと唱ふるにはあらず。北越雪譜にはアワと書けり)。案ずるに今の歌のアハも崩雪の事ならばアハニフルとはいふべからず。されば今の歌のアハと彼方言なるアワとは關係なし。考には本に安幡とあるを佐幡に改めて

多くふることなかれと云言なり。今本佐を安を誤れり。今改むといへり。案ずるにアハはサハの誤にあらず。アハ即サハなるべし(古今集墨滅歌の中なるクモノアハダツ山ノフモトニのアハダツもサハニタツなるべし)○ヨナバ

リノキガヒの岡は契沖の云へる如く地名にて但馬皇女の御墓のある處なり○塞爲卷爾を考にはセキナラマクニとよみ古義にはセキナサマクニとよめり又守部は塞爲を寒有の誤としてサムカラマクニとよみて彼サレバトテ石ニフトンモキセラレズの類とせり鐘の響第四十四段案ずるに古義の如くよまばキガヒノヲカガといふにきこゆべくさるまぎれを防ぐには少くともセキの下にヲの言を加へざるべからず又考の如くよみては意通せず恐らくは塞の下に跡などのありしがおちたるにてセキトナラマクニにて皇女の御墓に詣で給はむ妨とならむにとのたまへるなるべし○古義に但馬皇女の薨せしは和銅元年なれば此歌は下なる寧樂宮の下にあるべしと云へり此歌の調を思へば穂積皇子此皇女に通じて罪を蒙り給ひしが高市皇子の薨せし後は公然と同棲し給ひしならむ

弓削皇子薨時置始^{オキソノ}東人歌^{アヅマヒト}一首并短歌

(やすみしし) わがおほきみ (たかひかる) 日のみこ (久かたの) あまつ宮に かむながら 神といませば そこをしも あやにかしこ

み ひるはも 日のことごと よるはも 夜のことごと ふしゐなげけど あきたらぬかも

安見知之吾王高光日之皇子久堅乃天宮爾神隨神等座者其乎霜文爾恐美晝波毛日之晝夜羽毛夜之晝臥居雖嘆飽不足香裳

アマツミヤニ云云を略解に「神となりて天路しろしめすといふ意なり」といひ古義に「薨賜^{スヤ}ひては神魂^{イソタマ}高天原に上りまして天津宮におはします由にいへり」といへり案ずるに上にアスカノマカミノ原ニヒサカタノアマツ御門ヲカシコクモサダメタマヒテとあると對照するにアマツミヤは御墓所なり○カシコミはカシカミテなり古義にカシコサニと釋せるは非なり又古義にカシコミは皇子のすぎたまへるを下ざまの者よりして悲み奉るはいともかたじけなくかしこき意にて云るなるべし

といへれど高貴の人に對し奉りては悲しき事にもうれはしき事にもカシコシといふべし今もオソレ入ツタ事などいふにあらずや雅澄の説はいりほがなり○フ

シキナゲケドは古義に云へる如くフシテ嘆キ居テナゲケドなり

反歌一首

おほきみは神にしませばあま雲のいほへが下タにかくりたまひぬ

王者神西座者天雲之五百重之下爾隱賜奴

眞淵は下を上タの誤とし宣長はもとの如くなるをよしとして

下は裏にてウチと云に同じ。ウへは表なれば違へり。表に隠るゝと云ことやはあるべき

といへり。案ずるに俯して見るものには上を表とすべし。天雲は上方にありて仰ぎ見るものなれば下を表とし上を裏とすべし。なほ床板と天井との表裏を異にするが如し。されば今の下タはなほ眞淵の説の如く上の誤なるべし

又短歌一首

ささなみのしがさざれなみしくしくにつねにと君が所念オモホセ有ける

神樂波之志賀左射禮浪敷布爾常丹跡君之所念有計類

初二句は契沖の云へる如くシクシクニの序なり。○シクシクニはタビタビといふ事にて雅澄の云へる如く所念有ケルの上へうつして心得べし。契沖及木村博士のツネニトにつづけて心得たるはシガサザレナミまでを序とせると矛盾せり。兩大人の説の如くばシクシクニまでを序とせざるべからず。○所念有は宣長のオモホセリとよめるに従ふべし。四五の意はイツマデモ生キテキタイト屢仰セラレタノニといへるなり。オモホセリケルは畢竟ノタマヒケルなり。契沖がオモホエタリとよみて

常にましまして久しく仕へ奉らむと思ひし事のはかなかりけるよと東人がみづからの心を述たるなり

と釋し雅澄が訓釋ともに(シクシクニのかかり處を除きて)之によれるは誤なり。○古義にいへる如く志賀をよめるは何ぞ所縁ありてのことなるべし。○シガサザレナミは契沖「志賀の浦に立小浪なり」といへり。大膽に過ぎたるはぶき方にて彼ユフナミチドリチドリの如くはなつかしからず。古義に「古人ならではあるまじきなり」とたへたるは適に余の感と反せり

柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌

(あまとぶや) かるの路は わぎもこが 里にしあれば ねもころに見まくほしけど やまざゆかば 人目をおほみ まねくゆかば 人しりぬべみ (さねかづら) 後もあはむと (大船の) おもひたのみて (玉蜻) いは垣淵の こもりのみ こひつつあるに

天飛也輕路者吾妹兒之里爾思有者勲欲見騰不止行者人目乎多見眞根久往者人應知見狹根葛後毛將相等大船之思憑而玉蜻磐垣淵之隱耳戀管在爾

古義に「カルノミチハは大和國高市郡輕といふ地の道路はなり」といへるはいか。カルノミチは輕にかよふ路なり。今は輕ハ吾妹兒ノ里ニシアレバネモコロニ見マクホシケド其道ヲヤマズ行カバ人目ヲ多ミマネク往カバ人知リヌベミ云々といふべきをたゞめるなり。即ミチは下なる二つのユカバと相應せるなり。○マネクユカバ人シリヌベミの例によらばヤマズユカバ人目ヲオホカルベミといふべけれ

ど本集十五卷にイモニアハズ安良婆須倣奈美二十卷に和可例奈波イトモ須倍奈美などあれば必しも未來格を以て受けざりしなり。然らば未來格を以て受くるが新しく現在格を以て受くるが古きかといふに允恭天皇紀なる木梨ノ輕ノ皇子の御歌にイタ儺介麼ヒト資利奴倍瀨とあるを見れば日本紀には介をカの假字に用ひたる事宜長の記傳さき竹の辨などにいへる如し又必しも然らざるなり。但後世はイデテイナバカギリナルベミ(伊勢物語)アケバ君ガ名タチヌベミ(古今集色ニイデバ人シリヌベミ(同上)など必ベミといふことゝなれり。○マネクは眞淵「間無なり」といへるを宣長は「無間の意にはあらず繁クの意也」といへり。卷一ウラサブル心サマネシの處を見合すべし。○ノチモは俗語のソノウチニなり。○玉蜻イハガキブチノハコモリの序なり。玉蜻は舊訓にカゲロフノとよみ眞淵はカギロヒノとよめり。伴信友は玉蜻考(比古婆衣卷四全集第四頁)を作りてタマカギロとよむべしといひ雅澄も亦玉蜻考(萬葉集枕詞解下卷附録)を作りてタマカギルとよむべしといへり。雅澄の説に従ひてタマカギルとよむべくはしくは各本書について見べし(美夫君志別記附録なる木村博士の鹿持雅澄玉蜻考補正も共に)

わたる日の くれ去ユクがごと てる月の 雲がくるごと (おきつ藻の) なびきし妹は (もみぢばの) すぎて伊去等イキト (たまづさの) 使のいへ

ば 度日乃晚去之如照月乃雲隱如奥津藻之名延之妹者黄葉乃過伊去等玉 梓之使乃言者

ワタル日ノ以下四句は古義に云へる如くナビキシイモハの下にうつして心得べし○ワタル日のワタル、テル月のテルはただ軽く添へたるのみ畢竟ワタル日、テル月といふは歌語なり○晚去を眞淵のクレヌルとよめるを雅澄は舊訓に従ひてクレユクとよめりいづれにてもあるべし○ナビキシは女の形容なり○伊去等は考古義にイニシトとよめれど美夫君志に云へる如くイニキトとよまでは語格かなはず○イヘバはイフニなり (あづさ弓) おとにききて一云おとの いはむすべ せむすべしらに おとのみを ききてありえねば わがこふる 千重のひとへも 遣

悶流モトナガ ころも有アやと わぎもこが やまざいでみし 輕の市に わがたちきけば 梓弓聲爾聞而一云聲 將言爲便世武爲便不知爾聲耳乎聞而有不得者吾戀千重之一隔毛遣悶流情毛有八等吾妹子之不止出見之輕市爾吾立聞者

オトニキキテとオトノミキキテとは底本の方よろし考古義にオトノミキキテの方を探れるは非なり次に至りてこそオトノミといふべけれオトは噂なり○遣悶流は古義にナグサムルとよめるに従ふべしココロはコトと心得べし○有八を舊訓にアレヤとよめるを古義にアリヤに改めたりアレカシの意にはあらでアルカといふことなればアリヤとよむべし○ヤマズイデミシを契沖の『人丸のかよひく』るやと出見るなるべしといひ雅澄の『女の現世に入麻呂の通ひ來るやと出見しを云るにや』といへるはいかがただ市を出でて見しにこそ○キケバはキクニなり (たまだすき) 畝火の山に なく鳥の 音コトもきこえず (たまぼこの)

道ゆく人も ひとりだに 似てしゆかねば すべをなみ 妹が名よ
びて 袖ぞふりつる

玉手次畝火乃山爾喧鳥之音母不所聞玉梓道行人毛獨谷似之不去者爲
便乎無見妹之名喚而袖曾振鶴

或本有謂之名耳聞而有不得者句

タマダスキ以下三句は音の序なること考にいへる如し○音は舊訓にオトとよめ
るを(本集には鶯子規の聲をも於登といへる例あり)雅澄はコエに改めたり。序より
かゝりてこそ鳥の聲なれ本文にては妹の聲なれば必コエとよむべし○上なるタ
チキケバはコエモキコエズにかゝれり。さればタマボコノの上にも又といふ語を加
へて聞くべし○似テシユカネバのシは助辭なれば似テユカネバと云へるにて今
の耳には異様に聞ゆれど畢竟似タルガユカネバといふことなり○結二句は悲の
極まりたるさまにて例の如くめでたし

短歌二首

秋山のもみぢをしげみ迷流妹をもとめむやまぢしらずも一云みぢし

秋山之黄葉乎茂迷流妹乎將求山道不知母一云路不知而

迷流を舊訓にマドヒユルとよめるを考にマドハセルとよみ改めたり。いづれにて
も。結句は底本の方よし○うせて山に葬られたるを山に迷ひ入りしやうに云へる
なり

もちぢばの落去なべに(たまづさの)使をみれば相日おもほゆ

黄葉之落去柰倍爾玉梓之使乎見者相日所念

落去は考にチリユルとよめるに従ふべし○ナベニはツケテ(契沖)又はツレテ(雅澄)
と譯すべし○相日は考にアヘル日とよめれどなほ舊訓にアヒシ日とよめるに従
ふべし○一首の意は曾テ妻ノ許ヨリ迎ノ人ヲオコセシ時恰秋ニテ紅葉ノチリシ
コトアレバ今日喪ヲ告グル使ノ來レル時ヤハリ紅葉ノチルニツケテ彼日ガ思ヒ
出デラルルとなり(考、古義)反歌のうちに入れたれどこは長歌より前に作りしなら
む○美夫君志に「大和より來たる使を見るにつけて」といひ長歌ツカヒノイヘバの

處に「使は大和より來たる使なり」といへれど人麿は此時藤原にありしにこそ
 うつせみとおもひし時に一云うつせみ取持而ウツセミわがふたりみしウツセミ 趨ウツセミ
 出の 堤にたてる つきの木の こちごちのえの 春の葉の しげ
 きがごとく おもへりし 妹にはあれど たのめりし 兒等にはあ
 れど 世のなかを そむきしえねば かぎろひの もゆる荒野に
 しろたへの あまひれがくり (とりじもの) 朝たちまして (入日な
 す) かくりにしかなば

打蟬等念之時爾一云宇都曾取持而吾二人見之趨出之堤爾立有槻木之已
 知碁智乃枝之春葉之茂之如久念有之妹者雖有憑有之兒等爾者雖有世
 間乎背之不得者蜻火之燎流荒野爾白妙之天領巾隱鳥自物朝立伊麻之
 弓入日成隱去之鹿齒

二首の長歌を束ねて一の題辭を加へたれど初の長歌は忍びて通ひし妻此長歌は
 公の妻の子さへありしが死にしをかなしめる作なることはやく眞淵のいへる如

し○ウツセミトオモヒシトキニはコノ世ニアリシ時ニといふことにて明日香皇
 女殯宮之時歌にも見えたり○取持而を眞淵雅澄共にタヅサヘテとよめれどタヅ
 サヘテは他動詞にて今は自動詞ならではかなはざればタヅサヒテとよむべし(木
 村博士同説)○趨出は舊訓にワシリデとよめるを眞淵はハシリデに改めたり之に
 従ふべし下に擧ぐる或本の歌にイデタチノとあるに當りたれば家ヨリ走り出デ
 (又はイデタチタル處といふこと、おぼゆ橘守部の山彦冊子卷三の三十六丁を參
 考すべし)○ツキノ木はケヤキなりコチゴチノは兩方ノなり山彦冊子卷三(三十八
 丁)に久老宣長の説(つきの落葉上卷三十四丁古事記傳四十一卷廿一丁)を斥けて
 コチゴチはヲチコチとは元より別にて其言のさま上に物二つを先いひて其一
 をコチと指し今一をコチと指ていふ詞なり今の心にてはふたつながらコチと
 いはんは差別なくいかなるやうなれど今の俗言にも兩方にある物を指ざし
 てコチラモヨイ此方モヨイ又コチラガオモシロイ否コチラガオモシロイなど
 常にいふと同じいひざまなりさればかのヲチコチといふ語はうちつけにもよ
 み出せるを此コチゴチは一首の初にうち出せる例はあらずして必先上に物二

を云て其次にのみいへり云々

といへり○シゲキガゴトクはオモヘリシとタノメリシとにならび係れり。畢竟オモヒタノメリシといふべきを二つに割きたるなり○コラは妹に同じ。對とするにつきて語を換へたるのみ○ヨノナカヲソムキシエネバは古義に云へる如く常ナラヌ世間ノコトワリヲ背キエザレバとなり○カギロヒノモユルはカゲロフノ立ツにて荒野の形容に云へるのみ○アマヒレを宣長は

葬送の時の旗を領巾と云るにて字のまゝにヒレと訓べきか。領巾と旗と其さま似たればかくも云べし

といひ雅澄は歩障を見立てたるなりといへり。宣長の説の方穩なり

わぎもこが かたみにおける 若兒の こひなくごとに とりあたふ ものしなければ 鳥穗じもの わきばさみもち わぎもこと ふたりわがねし (まくらづく) つまやの内に ひるはも うらさび くらし よるはも いきづきあかし なげけども せむすべしらに

こふれども あふよしをなみ (おほとりの) はがひの山に 吾こふる 妹はいますと 人のいへば いは根さくみて なづみこし よ けくもぞなき うつせみと おもひし妹が (たまかぎる) ほのかに だにも みえぬおもへば 吾妹子之形見爾置若兒乃乞泣每取與物之無者鳥穗自物腋挾持吾妹子 與二人吾宿之枕付孀屋之内爾晝羽裳浦不樂晚之夜者裳氣衝明之嘆友 世武爲便不知爾戀友相因乎無見大鳥羽易乃山爾吾戀流妹者伊座等人 之云者石根左久見乎名積來之吉雲曾無寸打蟬跡念之妹之珠蜻髣髴谷 裳不見思者

若兒は舊訓にミドリゴとよめるを雅澄はワカキコに改めたり。或本の歌に綠兒之とあり本集十八卷にも彌騰里兒ノチコフガゴトクとあればなほ舊訓のまゝにてあるべし。コヒナクは乳を乞ひて啼くなり○アタフはいにしへ四段活にはたらきしなり。記傳十卷ミトアタハシツの註に「人に物をあたふと云はアタハスルのハス

を約たる例の言にて云々』といへるは非なり。ミトアタハシツのアタハスはアタフの敬語にてそのアタフと今の世にいふアタフともとは一なり。○鳥穗自物は或本、歌に男自物とあれば眞淵が鳥穗を鳥穗の誤とせるに従ひてヲトコジモノとよむべし。さて續紀歷朝詔詞解二第六詔の解本居宣長全集第五の二四五頁に

萬葉に鹿子ジモノ、鳥ジモノ、鴨ジモノ、馬ジモノ、犬ジモノ、鶉ジモノなどあるはいづれもソレガヤウニといふ意と聞え又同二にヲノコジモノ、三に雄ジモノ、十一にヲノコジモノなどあるは男のすまじきわざをする意にいへりと聞ゆるを、
、こゝに稻掛大平が萬葉に就て考へたるはジモノはザマノなるべし。ザマトジモと普通へり。シジジモノは鹿狀シジモノにて此類みな同じ。ヲノコジモノは男ノ狀トシテといふ意にて聞ゆ。といへり。此考さもあるべし

といへり。雅澄の

ヲトコジモノは常に某ジモノといふとはいさゝか異りて男のすまじきわざをするをいふ意にいへり

といへるも右の宣長の説によれるなり。なほ考ふべし。○子をわきばさむといふ事

は今はせぬことなれどいにしへはせし事なり。三卷にワキバサム子ノナク毎ニヲトコジモノオヒミウダキミとあり。古語拾遺にも天照大神育吾勝尊特甚鍾愛常懷腋下稱曰腋子云々とありて註に今俗號稚子謂和可古是其轉語とあり。○ツマヤは寢室なり。ウラサビはシラレにてイキヅキは嘆息なり。シラニは知ラズなり。○吾コフルは或本歌に汝コフルとあり。眞淵雅澄は汝をよしとせり。ワガともいふまじきにあらねどなほナガの方まさるべし。○イハネサクミテは岩根ヲ踏ミトホリテなり。ナヅミコシはナヅミコシヲといふ意なり。ナヅミはナヤマミなり。○ヨケクモゾナキのヨケクモはヨキ事モなり。此句は最終にまはして心得べし。モゾは宣長玉緒七卷十五丁のいへる如くただモトゾと重なるのみ。雅澄の『モゾといふ辭にカヘリテといふ意を含めたり』といへるは非なり。○結尾のウツセミトオモヒシ妹ガは冒頭のウツセミトオモヒシトキニと呼應せり

短歌二首

こぞみてし秋のつくよは雖照ナシドモあひみし妹はいや年ざかる
去年見而之秋乃月夜者雖照相見之妹者彌年放

三句は舊訓にテラセドモとよめるを考にテラセレドとよみ改めたれどなほ舊訓に依るべし○アヒ見シは共ニ見シなり。卷三なる

輒浦の磯のむろの木みむことに相見し妹は忘らえめやも

の相見之に同じ○イヤトシザカルのトシザカルは一の動詞なり。さて年ザカルはただ月日ガタツといふことなり。年と云へるに泥むべからず○考に

妻の死たる明る年の秋よめる歌なり

といひ古義に

歌意は去年ノ秋ニ月ハカハラズ照セルヲ別レシ妻ハ彌年遠放リヌルヨとなり

さて此歌にて見ればこの長歌短歌は妻の死て一周忌によまれしなり。拾遺集の詞書に「妻にまかりおくれて又の年の秋月を見侍りて」とあるはさる事なり

といへれど去年の秋妻のなほ世にありし事こそ確なれ去年の秋より今年の秋までの間のいつ比にうせしにか知るべからず。否長歌の調を思へばうせし後程を経ての作にあらじ。但此歌は次の歌より後の作ならむ

ふすまぢ乎ひきての山に妹をおきてやまぢをゆけば生跡もなし

衾道乎引手乃山爾妹乎置而山徑往者生跡毛無

フスマは地名、フスマデは衾へ行ク道にて乎は之の誤ならむ。集中に之を乎と誤れる例少からず。ヒキテノ山は契沖の云へる如くハガヒノ山と同處なるべし○ヤマデヲユケバのユケバは古義にいへる如くクレバなり。妻の墓ある山より家に歸り來るなり○生跡は宣長いはく

イケルトと訓べし。此トはてにをはにあらず。ヤキダチノト心又ココロ利モナシなど云る利にてイケルトモナシは心のはたらきもなくほれて生る如くにもなきを云也。此言集中に多し。皆同じこと也。十九卷に伊家流等毛奈之とある流の字を前に若くは理の誤かと云るは僻事也けり云々

又いはく(玉勝間十三卷五丁)

本にイケリトモナシと訓るは誤なり。イケルトとはトゴコロ、ココロトなどの利にて生る利心もなく心のうつけたるよしなり。さればトはてにをはのトにはあらず。これによりてイケルトといへる也云々

といへり。案するに生ける利心といふ事あるべきにあらず。なほイケリトとよみ十

九卷なる伊家流等の流は誤字とすべし

或本歌曰

うつそみと おもひしときに 携手 わがふたりみし いでたちの
 ももえつきの木 こちごちに 枝させるごと 春の葉の 茂如 お
 もへりし 妹にはあれど たのめりし 妹にはあれど 世の中を
 そむきしえねば かぎろひの もゆるあら野に しろたへの あま
 ひれがくり (鳥じもの) 朝たちいゆきて (入日なす) かくりにしか
 ば 吾妹子が かたみにおける みどりこの こひなくごとに 取
 委 ものしなければをとこじもの わきばさみもち わぎもこと
 ふたりわがねし (まくらづく) つま屋の内に 且者 うらさびくら
 し よるは いきづきあかし なげけども せむすべしらに こふ
 れども あふよしをなみ (大とりの) はがひの山に ながこふる
 妹はいますと 人のいへば いはねさくみて なづみこし よけく

もぞなき うつそみと おもひし妹が 灰にてませば

宇都曾臣等念之時携手吾二見之出立百兄槻木虚知期知爾枝刺有如春
 葉茂如念有之妹庭雖在持有之妹庭雖有世中背不得者香切火之燎流荒
 野爾白栲天領巾隱鳥自物朝立伊行而入日成隱西加婆吾妹子之形見爾
 置有綠兒之乞哭別取委物之無者男自物脅挿持吾妹子與二吾宿之枕附
 孀屋內爾且者浦不恰晚之夜者息衝明之雖嘆爲便不知雖戀相緣無大鳥
 羽易山爾汝戀妹座等人云者石根割見而柰積來之好雲叙無宇都曾臣念
 之妹我灰而座者

携手は略解の一訓の如くタヅサハリとよむべし○取委を舊訓の如くトリマカス
 とよむべくばマカスは四段活とすべきか且者は日者の誤か○灰而座者はハヤク
 火葬シテ灰ニナリタレバとなり考眞淵全集二二二六頁に

此反歌は葬の明る年の秋まるでてよめるなるをひとめぐりの秋までも骨を納
 めず捨おけりとせんかは

といへるを美夫君志に辨じて

こゝは火葬して埋めたるをやがて灰ニテ云々といへるなり。火葬して埋めたりとも既に火葬せしは灰ならずや

といへる共に非なり。眞淵以下一周年の作としたれどさる證いづくにかある。一年の作としたるはコゾ見テシといふ歌を誤解したる爲にこそ

短歌三首

こぞみてし秋のつくよはわたれどもあひみし妹はいや年ざかる

去年見而之秋月夜雖度相見之妹者益年離

袞路引出の山に妹をおきてやまぢ念邇いけりともなし

袞路引出山妹置山路念邇生刀毛無

念邇は往邇などの誤ならむ

家にきて吾屋をみれば玉どこホカニムケルの外向來いもがこまくら

家來而吾屋乎見者玉床之外向來妹木枕

考に『吾はもし妻の字にや』といへり。げにイヘニキテワガ屋ヲミレバとはいふべからず。考の説の如く吾屋は妻屋の誤なるべし。○タマドコを眞淵の靈床の義とせるを雅澄は『タマはほむる詞にて妹が座し床なればたゝへ云なり』といへり。此説によるべし。○諸註此歌をコゾミテシ、フスマデヲと同列なる反歌と見たれどイヘニキテツマヤヲミレバ云々といへる、久しく其家に住みたりけるが墓に詣でて歸り來てよめる調にあらず。他處にありけるが妻の死にし後に始めて其家に歸り來てよめる調にて長歌に

わぎもことふたりわがねし、まくらづく、つまやの内に、ひるはも、うらさびくらし、よるはも、いきづきあかし

などいへると調相かなはず。されば今の歌は右の長歌の反歌にあらず。○外向來を考にホカニムキケリ(舊訓はホカニムキケル)とよめるを古義にはトニムカヒケリに改めたり。内外の外と見ては何の事とも聞えず。アラヌ方といふ意とみゆればなほもとの如くホカニムキケリとよむべし。○コマクラは本の字の如く木枕なり

吉備津采女死時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

夕霧の如也
夕霧の如也
夕霧の如也
夕霧の如也
夕霧の如也

(秋山の) 下部留妹 (なよ竹の) とをよる子らは いかさまに おもひ居か (たく継の) ながき命を 露こそは あしたにおきて 夕者消といへ 霧こそは ゆふべにたちて 明者 失といへ (あづさ弓) おときくわれも 髣髴みし ことくやしきを (しきたへの) 手枕まきて (つるぎだち) 身にそへねけむ (若草の) そのつまの子は さぶしみか おもひてぬらむ クヤシミカ オモヒコフラム 時ならず すぎにし子ら我 朝露の如也 夕霧の如也

秋山下部留妹奈用竹乃騰遠依子等者何方爾念居可栲継之長命乎露已曾婆朝爾置而夕者消等言霧已曾婆夕立而明者失等言梓弓音聞吾母髣髴見之事悔敷乎布栲乃手枕纏而劔刀身二副寐價牟若草其孀子者不怜彌可念而寐良武時不在過去子等我朝露乃如也夕霧乃如也

題辭の吉備津采女を宣長は反歌によりて志我津采女の誤とせり。志我津采女は近江國志賀の郡領の女なるべし。○下部留を舊訓にシタベルとよめるを記傳三十四

卷三十三丁にシタベルとよみて「部留をベルとよむは非なり」といへり。下二段活の動詞なり。さて其義はニホフといふことなり。○トヲヨルはナビクといふ意にて女の姿の形容なり。○第六句略解にオモヒヲレカとよめるを雅澄はオモヒマセカに改めたり。オモヒヲルといふべき處にあらず。ただオモフといふべき處なれば雅澄の訓に従ふべし。○第七句舊訓にタクナハノとよめるを契沖タクヅヌノに改めたり。紐はツナともナハとも訓むべき上にタクヅヌは白の枕辭。タクナハは長の枕辭につかひなれたれば舊訓のまゝにタクナハとよむべし。○ナガキイノチヲは長キ命ナルニなり。さてイノチヲといひさして之を受くる辭なし。景樹は「ナガキ命ヲの次に一二句おちたる也」といへり。○夕者明者を舊訓にユフベニハ、アシタニハとよめれどニの言耳だちて聞ゆれば古義の如くユフベハ、アシタハとよむべし。○消と失とを舊訓にキエヌ、ウセヌとよめるを略解にキユ、ウスとよめり。○イカサマニオモヒマセカ以下十二句の調を思ふにおそらくは自然の死にあらじ。○オトキクはウハサニキクなり。○髣髴は眞淵のオホニとよめるに従ふべし。○オホニミシコトクヤシキヲは契沖の

打きくには、見ぬ人にはかゝる事を聞ても悲すくなき習なれば見たる事ありしを悔ゆるやうに聞ゆれど第二の短歌に合せて見れば能見おかざりしが悔しき意なり

といへる如し○ソノツマノ子は采女の夫をいへるなり。クヤシミカオモヒコフラムは底本になきを契沖の一本より補ひ入れたるなり。サブシミ、クヤシミはサブシガリ、クヤシガリなり○時ナラズスギニシを略解に「上の長キ命と云にむかへてゆくりなく死しといふ也」といひ古義に「若く盛にてしぬべき時にあらずとの意なり」といれどこは天壽ノ終ル時ニアラズシテといへるなり。此一句によりても采女の死の自殺なりしこと知らる。三卷長屋王賜死之後倉橋部女王作歌にオホアラキノ時ニハアラネド雲ガクリマスとあり。丈部龍麿自經死之時大伴宿禰三中作歌にウツセミノヲシキコノ世ヲツユジモノオキテイニケム時ナラズシテとあると参照すべし○其次の句舊來スギニシ子ラガとよみたれど子ラガといはば下に之を受くる辭なかるべからず。古義に我を誤字として子ラカと清みて訓めるは卓見なり。カナの意に近きかなり○アサツユノゴト、ユフギリノゴトは上なるツユコソハキ

リコソハと照應せり○結末五七七七となれり。變格なり○宜長いはく

如也はゴトと訓べし。也の字は焉の字などの如く只添て書るのみ也。ゴトヤと訓てはヤ文字と、のはず

といへり。木村博士の云へる如く嘆息のヤと見れば語格はと、のはざることなけれど訓はなほ宜長の説によるべし

短歌二首

ささなみのしがつの子らがつの子がまかり道之道かはせの道道をみればさぶしも

樂浪之志我津子等何津云志我罷道之川瀬道見者不怜毛

三句を考に續紀第五十一詔にミマシ大臣ノ罷道モウシロ輕ク心モオダヒニ念テ平ク幸ク罷トホラスベシ云々とあるを引きてマカリヂノとよみて「葬送る道道をいふ」と云へり。宜長は道は邇の誤にてマカリニシなるべしと云へり。續紀第五十八詔に罷マサム道ハ平幸クツツム事ナクウシロモ輕ク安ク通ラセ云々とあり拾遺集

に出でたるもマカリニシとあれば宣長の説に従ふべし。○カハセノ道は川瀬を渡りてゆく道なり。契沖の「身を投げむとて行しを云なるべし」といへるは非なり。采女は身を投げしにもあるべし。カハセノミチは送葬の道なり。○サブシはおもしろからざるなり。

(天數)おほつの子が相日おほにみしかば今ぞくやしき

天數凡津子之相日於保爾見敷者今叙悔

初句は眞淵のソラカゾフとよめるに従ふべし。空ニ數フのニに省けるにて凡にかかれる枕辭なり。古義に天數を誤字としてササナミノとよめるは非なり。

古義に「ソラと云言は古は蒼天をのみ云ことにて暗推に物することをソラ某と云しことは一もあることなし」といへり。時代はすしおくれたれど貫之集第一にカラゴロモウツ聲キケバ月キヨミマダネヌ人ヲソラニシルカナとよめり。

○相日は考にアヒシ日ニとよめるに従ふべし。

讚岐狹岑島視石中死人柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(たまもよし) さぬきの國は 國からか 見れどもあかぬ 神からか

ここだたふとき あめつち 日月と共に たりゆかむ 神のみおも

と 次來 中のみなとゆ 船うけて わがこぎくれば ときつ風

雲居にふくに おきみれば しき浪たち へ見れば しら浪さわぐ

玉藻吉讚岐國者國柄加雖見不飽神柄加幾許貴寸天地日月與共滿將行
神乃御面跡次來中乃水門從船浮而吾榜來者時風雲居爾吹爾奧見者跡
位浪立邊見者白浪散動

狹岑島は代匠記に「那珂郡にあり。所の者サミジマと云」といへり。今の鹽飽群島のうち與島の屬島なる沙彌島なり。反歌に佐美乃山とあるによりて契沖眞淵共に狹岑島をサミノシマとよめれどなほ舊訓の如くサミネノシマとよむべし。サミネのネは峯にてツクバをツクバネといふに齊し。○石中を契沖は「石の中に交るなり」といひ眞淵は「石中を窟の事といふはかたくなし。ただ磯邊をいふとすべし」といへり。又拾遺集二十には讚岐ノサミネノ島ニシテ石屋ノ中ニテナクナリタル人ヲ見テとあり。案するに石中は岩の間ならむ。

クニカラカは國ノスグレタル故ニカとなり。カラは古義に云へる如く故なり(考にナガラ略とせるは非なり)神カラカの神は國をさして直に神といへるなり。我邦上古の思想にては山川國土をも神としたりし事古書を見て知るべし。古事記に此國を男神として飯依比古といへり。神柄は本集十七卷に可牟加良也ソコバタフトキ又ミレドモアカズ加武賀良ナラシなどあればカムカラともよむべく又續紀元正天皇の御歌に可牟加良斯塔フトクアルラシとあればカミカラともよむべし。但カムカラとよむともカラのカは雅澄のいへる如く清みて唱ふべし。○ココダは俗にタント、タイサウなどいふに近し。多き方の不定數なり。○タリユクは段々立派ニナルといふこと。○古事記に今の四國の事を伊豫の二名、島といひ此島に四面ありといひて讚岐を其一面とせり。眞淵は「神ノミオモは其事を云へり」といへり。案ずるにこゝは二名、島四面の事と關係あるにあらず。即讚岐全國をカミノミオモといへるにあらで那珂の港を神(即讚岐國)の面といへるなり。而して那珂の港を讚岐の面と云へるは當時此地、一國の咽喉たりしによりてなり。○次來を舊訓にツギテクルとよめるを雅澄は上に云の字を脱せるなりとしてイヒツゲルとよめり。宜しく仰

來の誤としてアフギクルとよむべし。○ナカノミナトユのユを古義に「ニ」といふむが如し」といへれどこはただのユ即ヨリなり。那珂の港より沖の方へこぎ來るなり。○トキツカゼは考に「海潮の滿來る時は必風の吹おこるをトキツ風とはいへり」と云へり。○シキナミは重浪なり。

(いさなとり) 海をかしこみ ゆく船の 梶ひきをりて をちこちの
島はおほけど (なぐはし) 狹岑の島の ありそ面に いほりてみれば

鯨魚取海乎恐行船乃梶引折而彼此之島者雖多名細之狹岑之島乃荒磯
面爾廬作而見者

ユクフネは人麻呂の乗れる船なり。○カヂヒキヲリテは強く艫を押すこと、おほゆ。強く押すこと、見ざればウミヲカシコミの一句いたづらなり。○ナグハシはヨキ方ニ名ダカシといふ意なれどこゝは枕辭として用ひたり。○アリソ面の面を契沖が回の誤とせるを木村博士は誤字にあらずとして「アリソノオモのオを略ける

にて磯のおもてをいふ」といへれどなほ回の誤字とすべし。さてそのミは軽く添へたるのみ○イサナトリ以下十句の意は海ノ荒模様ナルニ強ク船ヲ漕ギテ狹岑ノ島ニ漕ギ寄セテ上陸シテ假庵ヲ作りテツノ假庵ニヤドリテ打見レバといへるなり。景樹も「こは俄なる海のあれに會て思はぬ佐美の島に榜よせて庵さしてをるほど浪にあげられたる屍を見いでていたみよめりし也」といへり

浪のとの しげき濱邊を (しきたへの) 枕爾爲而 あらとこに 自

伏君が 家しらば ゆきてもつげむ 妻しらば 來毛問はましを

(玉梓の) 道だにしらず おほほしく まちかこふらむ はしき妻ら

は

浪音乃茂濱邊乎敷妙乃枕爾爲而荒床自伏君家知者往而毛將告妻知者
來毛問益乎玉梓之道太爾不知鬱悒久待加戀良武愛伎妻等者

枕爾爲而は從來マクラニナシテとよめれどマクラニシテとよむべし。ナスはツクリナスにてスといふとは別なればなり○アラトコはアララカナル床なり。古義に

「荒き海邊を寢床になしたるなり」といへるは漠然たり○自伏は臥伏の誤としてコイフスとよむべし。はやく死にたるをただ臥したるやうにいへるなり。さて上なるイホリテミレバを受けてはコイフス人アリと云ひをさめ、さて君ガ云々と云ひ起すべきなれど長歌には文章とちがひて一の事を云ひ收めずして次に移る句法あるなり○來毛を舊訓にキテモとよめるを略解にキモに改めたり○イヘシラバは家ヲシラバにてツマシラバは妻ガシラバなり。辭の相似て格の相異なるが人の意表に出でておもしろきなり○オホホシクはウツウツトなり。ハシキは愛スベキなり

反歌二首

つまもあらば採而たげまし佐美乃山野のへのうはぎすぎにけらずや
妻毛有者採而多宜麻之佐美乃山野上乃宇波疑過去計良受也

ツマモアラバは妻ダニココニアラバなり○採而は考にツミテとよめるに従ふべし○タゲマシは食ハセマシなり

上宮聖徳法王帝説にイカナクニ多義豆マシモノトミノキノミツとあるは命助

カラヌ程ナラバ飲ミタシト乞ヒシ水ヲ飲マセマシヲといへるにて今の類なり
又食ふことをもタグといふ

皇極紀童謡のコメダニモ多磯底トホラセカモシノヲヂのタゲテを眞淵はやく給ベテなり」といへり。雄略紀十四年及推古紀十八年に共食者とありてアヒタゲビトとよめり。美夫君志卷二別記十三頁にこのアヒタゲビトをウタゲビトの略言とせるは非なり。アヒタゲビトは相伴役なり。

○佐美乃山を舊訓にサミノヤマとよめるを雅澄は題辭に狹岑島とあるによりて乃を誤字としてサミネヤマとよめれどなほ字のまゝにサミノヤマとよむべし。○ヌノへは野邊なり。ウハギは嫁菜なり。○スギニケラズヤは摘ミテ食料トスベキ時ガ過ギタデハナイカといふ意なり。玉の緒七卷二十丁に

此ヤはヤハの意にてケラズヤハ、ケリといふ意におつるなり

といへり。○海岸の屍をしばらく餓死したるものと断定し、その傍によめ菜の多く生ひて盛過ぎたるを見てモシ妻ヲ具シタラバ此ヨメ菜ヲツミテクハスベクサラバ餓死ニモ及バジヲといへるなり。前註殊に代匠記略解、美夫君志の説は誤れり。

おきつ波きよるありそを(しきたへの)枕とまきてなせる君かも

奥波來依荒穢乎色妙乃枕等卷而奈世流君香聞

ナセルはナスのはたらけるにてそのナスは雅澄のいへる如くヌ(寢)の敬語なり。因にいふ雅澄が埃囊抄なるヤスクシナスナ、君ヲシナシテのナスナ、ナシテを寢タマハスナ、寢タマハシテと譯せるは非なり。余の説は五卷思子等歌のヤスイシナサヌの處にていふべし。

柿本朝臣人麿在石見國臨死時自傷作歌一首

かも山の磐根しまけるわれをかも不知等いもがまちつつあらむ

鴨山之磐根之卷有吾乎鴨不知等妹之待乍將有

カモ山は所在今明ならず。眞淵は「常に葬する山ならむ」といへれど、もしカモ山ノイハネシマケルが鴨山に葬さるゝ意ならば今はまだ死にだにせざるなればイハネシマカムとこそいふべけれ。おそらくは旅にて病に罹りて鴨山の山べに假庵を作りて臥したりけむをカモ山ノイハネシマケルといへるなるべし。マケルハ枕ニセ

丹比真人擬柿本朝臣人麿之意報歌一首

あらなみに縁來玉を枕爾置われ此間有跡たれか將告

荒浪爾縁來玉乎枕爾置吾此間有跡誰將告

題辭に報歌とあるによりて代匠記古義には依羅娘子に和したる歌としたれどよく思ふに答歌の調にあらず。ただ人麿の心になりてよめるなり。されば報字は衍字又は誤字とすべし。はやく考にも

今本こゝに報歌とあれど報と云べき所に非ず。後人さかしらに加へし言と見ゆと云へり。○縁來を舊訓にヨリクルとよめるを考にヨセクルに改め古義之に従へり。アラナミノヨセクル玉とはいふべくアラナミニヨセクル玉とはいふべからず。されば舊訓に従ふべし。玉は美しき小石なり。○枕爾置は考に置を卷の誤としてマクラニマキとよみ略解古義には字のまゝにてマクラニオキとよめり。オキといふこと穩ならず。舊訓にマクラニテとよめれば枕爾而の誤にやとも思へどトシテをニテといへるは此集の時代に例なき事なれば後撰集には既くヘニケル年ヲシルベニテ、イヒシバカリヲ命ニテなどよめり。枕爾爲の誤とすべきか。上なる人麿の長

歌にもナミノトノシゲキハマビヲシキタヘノ枕ニシテとよめり。とまれかくまれ置とあるは次の歌の三句に君乎置而とあるよりうつりしにこそ。○此間有跡は舊訓にココナリトよめるを古義にココニアリトに改めたる。よろし。○將告は舊訓にツゲナムとよめり。雅澄は一本の舊訓によりてツゲケムとよめれど前に云へる如く依羅娘子に和したる歌にあらねばツゲケムとよむべき由なし。○此歌にアラ浪ニヨリクル玉ヲといへると娘子の歌に石川ノ貝ニマジリテといへるとによりて人麿の死にしは海に近き處なるを知るべし

或本歌曰

（あまざかる）ひなの荒野に君をおきておもひつつあればいけりともなし

天離夷之荒野爾君乎置而念乍有者生刀毛無

左註に右一首歌作者未詳但古本以此歌載於此次也とあり。考に

上の一首は人麿が意になぞらへ此一首は其妻依羅娘子が意にあて、同じ丹比

真人のよみたることしるし

といへり。此説よろし。丹比真人は誰にか知られねど後の人とおぼゆ。雅澄が時人の中に求めたるは前の歌の題辭中の報の字に誤られたるなり。○此歌は前に出でたる人麿のフスマデノヒキテノ山ニ妹ヲオキテ山路ヲユケバイケリトモナシの格を學べるなり

寧樂宮

和銅四年歲次辛亥河邊宮人姫島松原見孃子屍悲歎作歌二首

妹が名は千代にながれむ姫島のこまつがうれにこけむすまでに

妹之名者千代爾將流姫島之子松之末爾蘿生萬代爾

ナガレムは前註に云へる如くツタハラムなり。古人はおしなべて深く名の後世に傳はらむことを希ひきとおぼゆ。これによりて死者を慰めて身ハウセヌトモ名ハ千代ニ傳ハラムと云へるなるべし。考に「今は姫島の松もて言擧すれば千代に名をいひ傳へゆかんぞとなり」といへれどいかでかうけはりてワガ歌ニヨリテ汝ノ名

ハ後世ニ傳ハラムなど云はむ。○第三句以下は第二句の千代爾を詳言せるなり

難波がた鹽干なありそねしづみにし妹がすがたを見まくくるしも

難波方鹽干勿有曾禰沈之妹之光儀乎見卷苦流思母

ミマクはミムを延べたるにて勿論將來を云へるなれど今はしほ干に際して孃子の屍を見しなり。○シヅミニシは身ヲ投ゲシなり。屍の水底に沈めること、せばシヅミタルといはざるべからず。○如何なる戀にか知らねど美しき孃子が身を風光明媚なる姫島の海に投げしはげに少くとも其里の傳説となりて千代に流るべし

靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌

梓弓 手にとりもちて ますらをの さつ矢たばさみ たちむかふ
たかまと山に 春野やく 野火とみるまで もゆる火を いかにと
問へば (玉ぼこの) 道くる人の なく涙 ひさめにふれば しろた
への ころもひづちて たちとまり われにかたらく なにしかも
もとな言 きけば ねのみしなかゆ かたれば 心ぞいたき すめ

ろぎの 神の御子の いでまし の たびの光ぞ ここだてりたる
 梓弓手取持而大夫之得物矢手挿立向高圓山爾春野燒野火登見左右燎
 火乎何如問者玉梓之道來人乃泣淚霏霖爾落者白妙之衣溼漬而立留吾
 爾語久何鴨本名言聞者泣耳師所哭語者心曾痛天皇之神之御子之御駕
 之手火之光曾幾許照而有

志貴親王の薨は續紀に靈龜二年八月とありてこゝの題辭と合はねば契沖は志貴親王とあるは續紀に薨去の年月の見えざる磯城皇子の誤ならむといひ(雅澄は之によれり)眞淵は題辭の元年九月を二年八月の誤とし木村博士は

本集に記せるは其實にて紀は故ありて延期したる薨奏の年月を記したるなりといひ又眞淵が親王を皇子の誤としたるを辨じて親王にて可なりと云へり○題辭に并短歌とあれど此歌の次に擧げたる短歌二首は眞淵の云へる如く今の歌の反歌にはあらで別の歌なり

初五句は序なり(契沖)一卷にもマヌラヲガサツ矢タバサミタチムカヒ射ルマトガ

タハ見ルニサヤケシといふ歌あり。サツ矢はサチ矢にてそのサチは狩獵の獲物なり。高圓山は奈良市の東南にあり

因にいふ古義に野火を野間の畑に物の種をまきつけむ料』といへるは燒畑をつくらむ爲といふ意なるべけれどいひざままぎらはし。又若菜の崩えむを促さむ爲に野を燒くことも古くよりありし事なり。拾遺集にもアスカラハ若菜ツマムトカタ岡ノアシタノ原ハケフヅヤクメルとあり

○ヒサメに二義あり。雹と大雨となり。こゝは大雨の方なり。大雨の方のヒサメはヒサメの轉じたるなり。タ行のサ行にかはれる例多し。ヒサメのニはタヘノホニヨルノ霜フリなどのニと同じくトに通ふニなり。當時既にトとも云ひきたとへば右の二句の對に岩床ト川ノヒコホリといへり。思ふにニは古くトは新しく當時新舊並び行はれしなり。否對句に辭を換ふる必要より古きをも捨てざりしなり。こはニとトとの上に限らず○ミチクル人ノはタチトマリワレニカタラクに續きナクナミダ以下四句は挿句にてフレバはヒヅチテにかゝれり○ナニシカモ以下道くる人の語辭なり。考にワレニカタラクの下に『其かたれる言はこゝに略て下にてしら

せたり」といひ古義に「カタラクよりしばらく句を隔て下のスメロギノ云々といふへつづけて意得べし」といひ又

ナニシカモより以下六句は自己の上を悔て云るなり。何シニ物ノ分別モナク問ツルゾ、ソノ由縁ヲ聞バイヨイヨ悲シクテネニノミ泣カルルとの意なり

といへるは共に非なり。美夫君志には

ナニシカモ以下六句はかの道來人の答へ言へる詞なり

といへり。六句のみならず終まで道くる人の答へ言へる辭なり。○モトナを契沖は

「ヨシナの古語なり」といひ宣長は

本名と云は何れも皆今世の俗言にメツタニと云と同じ。メツタニは猥ニと云と同意にてミダリ、メツタ、モトナ皆通言にて元同言也

といへり。案するにモトナは俗語のアイニクに當れる處多し。○本名言を眞淵はモトナイヒツルとよみ千蔭、雅澄、木村博士はモトナイヘルとよめり。モトナイフとよむべし。道くる人の作者に答へて何ゾ聞キタクモ無キ事をイフといへるなり。此處七言なるべきを五言にいひ次なるキケバ、カタレバは五言なるべきを三言、四言に

いへり。かく五七の數に滿たざる短句を續けたる爲嗚咽して語る能はざる狀見るが如くおぼゆるなり。木村博士も

こは胸せまりてのどやかにいひかぬる也。すべて哀傷の歌には句つづきの切れ切れなる又言の足らぬものあり。これ自然の勢ひのしからしむるなるべし

といへり。○キケバは君ノ問フヲ聞ケバといふ意。美夫君志に

かの高圓山にもゆる火の故由をきけばわれも音をのみぞなかるゝとなり

といへるは非なり。○スメロギノ神ノ御子ノとあるを眞淵「神之は上へつけて意得よ」といへり。なほ句のまゝに下へつけて心得べし。○イデマシを古義に「御葬送のよしをあらはにそれとは申さずて常のいでましのやうにいひたるなり」といひ美夫君志には「親王の御葬送をいへるなり」といへり。特に御葬を隠していへるにあらず。木村博士の説に従ふべし。○手火は契沖神代紀に乗炬とありて訓註に乗炬此云多妣とあるを引き木村博士は「今ツイマツ又タイマツなどいふものなり」といへり。此等の説の如し。○ココダの上にカクハといふことを加へテリタルの下にトカタリヌといふことを添へて心得べし

短歌二首

たかまとの野べの秋はぎいたづらにさきかちるらむみる人なしに
高圓之野邊秋芽子徒開香將散見人無爾

考に『此皇子の宮こゝにありし故にかくよめり』といへり○イタヅラニは主として
サキにかゝれるなり古義に『サキチルはただちることなり』といへるは處にこそよ
れ○チルラムといへるを思へば高圓野ならぬ他處にてよみしなり

みかさ山野べゆく道はこきだくも繁あれたるか久にあらなくに
御笠山野邊往道者已伎太雲繁荒有可久爾有勿國

右歌笠朝臣金村歌集出

繁を舊訓にシゲクとよめるを考にシジニとよめり又考に

コキダクは事の多きことなり然れば繁の言は事重れり

といへるに對して美夫君志は本集卷十七にココダクモシゲキコヒカモとあるを
引きて『重言にあらず』といへりさてこゝはいかによむべきかと云ふにシゲク、シジ

ニなどよめばアレタルの形容となるが故に動詞と認めてシゲリ、シゲミなどよむ
べし。ともかくも或本にアレニケルカモとある方穩なり○御笠山は高圓と相近し。
皇子の薨せざる間は高圓宮に往來する人多かりしかば御笠山の野邊をゆく道は
荒るゝに暇なかりしに皇子薨じて未久しからぬにはやく荒れにけるよといへる
なり。美夫君志の説はわろし○左註は長歌一首短歌二首にかゝれるにや

或本歌曰

たかまとの野べの秋はぎなちりそね君がかたみにみつしぬばむ
高圓之野邊乃秋芽子勿散禰君之形見爾見管思奴幡武

こはイタヅラニサキカチルラムといふ歌とはもとより別なり○カタミニのニは
後のトにてコロモニホハセ旅ノシルシニのニと同例なり

みかさ山ぬべゆく道こきだくもあれにけるかも久にあらなくに
三笠山野邊從遊久道已伎太久母荒爾計類鴨久爾有名國

二句底本にはヌベユクミチハとありハの言ある方よろし

(大正四年二月二十日脱稿)

追考

橋本進吉氏のガテヌ、ガテマシ考の大意

シリガテヌカモなどのガテヌのヌは了の意なりといふ説(○本書一四一頁、一四六頁、二四四頁参照)の可否を検するに

いつしかも此夜のあけむとさもらふに寝乃不勝宿者たきの上の浅野のきぎしあけぬとしたちとよむらし(三卷)

かくの如く已然形のネなるは不の意のものに限り了の意のものに例無し。又

つくばねのねろにかすみ須宜可提爾いきづくきみをゐねてやらさね(十四卷)

むら鳥の伊埜多知加豆爾とどこほりかへりみしつ(二十卷)

かくニより用言に續くる事は了のニには絶えて其例なく唯不の意のニにのみ例ある事なり。又

うぐひすの麻知迦豆爾勢斯うめがはなちらずありこそおもふこがため(五卷)

あかこまがかどでをしつつ伊氏可天爾せしをみたてしいへの兒らはも(十四卷)

かくの如くニよりスといふ語に續く事は了のニには決して例無くただ不の意のニにのみ例あり(ミレドアカニセムの類)又

しろたへのそでなきぬらしたづさはり和可禮加豆爾等ひきとどめしたひしものを(二十卷)

ニよりトに續く事は不のニには例あれど(ソコモアカニトの類)了のニには一つも例無し

以上述べ來れる所によればガテヌのヌ及其活用形なるネ、ニ、ナクは其活用及用法より見て了の意とするよりは不の意とする方穩なりと云はざるべからず然らばガテマシのマシはいかに説くべきか。まづガテマシの實例は

- 一 有不得(十一卷)
- 二 在勝申目(十一卷)
- 三 有勝麻之目(二卷)
- 四 有不勝自(四卷)
- 五 由吉可都麻思自(十四卷)

六 有勝益士(四卷)

七 依勝益士(七卷)

集中の例はこれにて盡きたり。右のうち二の目は諸本皆目となれり。三の目は元曆本には自に作れり。又拾穗抄によれば一本に乎とある由なり。四の自は代匠記以後の諸註には目の誤としたれど諸本いづれも自に作り目に作れるは一つも無し。五の自は管見の及ぶ所目に作れる本の一も無きは注意すべき事なり

今や起り來べきは目とある方正しきか自とある方正しきかといふ問題なり。少くとももし自の方を正しとせばいかがいふことを一考せざるべからず。從來の學者の如く此等の事を顧みず自の字を見れば直に目の字の誤とするは甚輕卒にして危険なる業なり

先三の麻之目の目は一本に自とあるを正しとすればマシジと讀むことを得。四の有 不勝自は自を誤にあらずとすればこれも亦マシジと讀まるゝ理なり。五の麻思自はそのまゝマシジとよまる。かくの如く從來ガテマシモの例としたりしものは第二の例の外は皆マシジと讀み改むることを得

六及七の勝益士はマシヲと読み來れるが士をジの假字に用ゐるは普通の事なればこれもマシジとよむことを得。否しか讀む方穩なるこゝちすかくの如く自を正しとしてマシジと讀むとすればガテマシの例としたりしものは唯一つ即第二を除く外悉くマシジと讀み改むる事を得るなり。然らばマシジといふ語ありや否や

マシジといふ語は續日本紀の宣命にアフマシジトテ又忘^{ワスレ}得マシジミナモとあり。右の形より見ればマシジは形容詞的の活用を有するものなり。さて常に動詞を承けて其説述の意義を修飾するものにてザルベシ。マジといふやうなる意を有せり。即否定推量の助動詞なり

此語は從來續紀宣命以外のものには發見せられざりき。されど日本紀のやまこえてうみわたるともおもしろきいまきのうちはわすらゆ麻旨珥

もマシジとよむことを得べく(珥は紀には多くはニの假字に用ゐたれどまたジの假字に用ゐたりと認むべき例あり)又萬葉集の中には

ほりえこえとほきさとまでおくりけるきみがこころはわすらゆ麻之目(二十卷)

此歌の尾句は古來ワスラユマシモとよみたれど目の字元曆本には自とあり又目をモの假字に用ゐたる確なる例は奈良朝の文獻には殆無き事なればこの目はおそらくは自の誤なるべしと推測せらる。されば亦マシジとよむべきなり

かくの如くマシジといふ語は續紀の宣命のみならず日本紀又萬葉集にもありて其意はいづれの場合にてもマジと同じく否定推量なり

然らば前に述べたる如くガテマシの諸例に於てマシモ、マシヲをマシジとよみ改めそのマシジを右に擧げたるマシジと同語とせば如何

抑ガテマシモ、ガテマシヲはいづれも肯定の形にて然もその意は否定形なるガテヌ、ガテニなどと同様なるが故に從來説明に困難を感せしなり。然るに今マシモ、マシヲをマシジとよみ改むればやがてガテヌ、ガテニなどと同じく否定形となれば此等と同様の意を有することは何等の困難もなく説明することを得るなり

次に考ふべきはマシモ、マシヲをマシジとよみ改むると共にカテをもよみ改むる必要なきかといふ事なり。もしマシならば將然言を承くる格なればカテヌの例によりてカテマシとよむべきなれど之をマシジとよみ改めし後もなほカテといふ形より

續くやいかにといふ事を一考せざるべからず
前にガテマシの例として擧げしもの、うち一字一音なるは

あらたまのきへのはやしになをたてて由吉可都麻思自いをさきだたね(十四卷)
のみにて其他は勝の字を書きたればカタとよむべきかカテとよむべきかはたカッ
とよむべきか明ならず

右の第十四卷の歌は東歌なり。東歌には往々語法上の特例ありて大和詞と異なる所
あれば直に大和詞の語法の證としがたき事あり。よりて轉じてカテの活用を検する
に不の意のヌ、ニ、ネにはカテよりつづく事は已に擧げたる例にて明なり。其他

おほさかにつぎのぼれるいしむらをたごしにこさばこし介氏務かも(崇神紀)

といふ例ありて未來のムにもカテよりつづくこと知らる。否定のヌ、ニ、ネも未來のム
も共に將然形を承くるものなれば明にカテの將然形なることを知るを得。然るに將
然形のテなるは下二段式の活用に限れば恐らくはカテは下二段式にカテ、カッ、カッ
ル、カッレと活用せしなるべし

次にマシジはいかなる活用形を承くるかといふに

いまきのうちは倭須羅庚ましじ(齊明紀)

きみがこころは和須良由ましじ(二十卷)

此等はマシジが終止形を承くる確證なり。さればカテの場合にはカッマシジとなる
べき理なり。而してこれを彼第十四卷なるユキカッマシジに比較するに適に符節を
合せたる如し

以上の理由によりて吾人は從來アリガテマシモ、アリガテマシヲ、ヨリガテマシヲと
訓じたりしものは悉くアリガッマシジ、ヨリガッマシジとよみ改むべきものなりと
推定するなり

ガテヌとガッマシジとが共にガテ、ガッの否定形にていづれも難シ、カヌ、タヘズ、アヘ
ズといふやうなる意を有せりとすればガテ、ガッの意もおのづから明なり。即これは
堪フ、敢フ又は得といふやうなる意を有せること疑ふべからず

さてガテ、ガッといふ語は其活用の不完全なるのみならず其用法はた限られたり。即
殆常に他の動詞の下にのみ用ゐられて其連用形に接せり。ただ古今集なるアハ雪ノ
タマレバカテニクダケツツはタマレバ得堪ヘズの意なればカテの獨立して用ゐら

れたる例なれど平安朝に於ても奈良朝及其以前に於ても他にかゝる例の無きより考ふればこれは恐らくは古き時代の用法の特殊の場合に残れりしものにて當時普通一般の用法にはあらざりけむと思はる

吾人はこれまで普通の讀方に從ひてガテ、ガツの頭音を濁音によみ來りしが此音の清濁については從來學者間に議論ある事なり。吾人は奈良朝に於ては既に濁音にてありけめど本來は濁音にあらでカテ、カツといふ語なりけむと考ふるなり。さるを濁るやうになりしは此語が他の動詞の下に來りて其意義を助くること、なりし爲之と複合して連濁を起し、なるべし

ガテ、ガツは其上に來る語の種類が限られたりしのみならず其下に來る語も亦大に限られたりしなり。即ガテ、ガツが肯定に用ゐられたるは日本紀に唯一つ

たごしにこさばこし介^{カテ}氏^{タム}務^ムかも

といふ例あるのみにて其他はすべてヌ、ネ、ニ、ナク、マシジなど否定の助動詞にのみ續けり

平安朝に至りてはガテ、ガツの肯定形は勿論否定形も他のものは皆滅びはて、唯カ

テニのみ残れり。又此時代にはガテニナルといふ新しき用例見えたり

鎌倉時代以後となりてはガテニの外にガテノ及ガテヲといふ形あらはれ來たり。このガテノ及ガテヲは明にカテを難^{カタ}シ又はカヌの意に用ゐたるにてガテの本來の意義に比すれば正反對となるなり。かゝる意義の變化はいつの頃にか起りけむ。平安朝の末には既にもとの意義失はれたりと斷言すべき證あり(明治四十三年發行國學院雜誌第十六卷)

通泰いふ。右の説に從ひて新考二卷(一四一頁)なる

玉くしげみむろの山のさなかづらさねすばつひに有勝麻之目[△]

はアリガツマシジとよみ又同卷(三二三頁)なる

ただのあひは相不勝いしかはに雲たちわたれみつつしぬばむ

はアヒガツマシジとよみて(不の字をマシジ即後世のマジに充てたるなり)甲はアリアヘジ(ヲラレマイ)乙は逢ヘジ(アハレマイ)の意と解すべし

萬葉集新考卷三

井上通泰著

雜歌

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌一首

おほきみは神にしませばあまぐものいかづちの上にいほり爲流かも
皇者神二四座者天雲之雷之上爾廬爲流鴨

右或本云獻忍壁皇子也其歌曰王神座者雲隱伊加土山爾宮敷座

左註に右或本云獻忍壁皇子也其歌曰

おほきみは神にしませば雲隱いかづち山に宮しきいます

とあり○題辭の天皇は眞淵の新採百首解に持統天皇とし略解にも「持統天皇なる

べし。次の歌ども持統の大御時の歌なれば也」といへり。○雷岳は宣長、久老雅澄、永好（犬鷄隨筆上卷二頁等）の説によりてイカヅチノヲカとよむべし。飛鳥、神奈備山の事にて飛鳥川の右岸なる雷村の後の岡なり。○アマグモノは枕辭なり。枕辭と見ざれば續穩ならず。○イカヅチは古義に「岳の名をまことの雷のごといひなしたるなり」といへる如し。○上は舊訓にウへとよめるを雅澄はへとよめり。なほウへとよむべし。ホトリといふ意にあらざればなり。○爲流を久老はセルとよめれどなほ舊訓の如くスルとよむべし。否爲須の誤としてセスとよむべし。セスはシタマフなり。○或本にイカヅチ山ニとあるによりて久老は「イカヅチノ上ニの上は山の誤にあらぬにや」と云へれど山にてはカミニシマセバといへる詮なし。山上には常人も住むべければなり。或本の雲隠はクモゴモルとよむべし。

天皇賜志斐^ヒ姫^{ヒメ}御歌一首

いなといへどしふる志斐能がしひがたりこのごろきかずてわれこひにけり

不聽跡雖云強流志斐能我強語此者不聞而朕戀爾家里

志斐は姫の氏なればただシヒガといふべきをシヒノガといへる誰も訝る事なり。契沖に従ひて志斐ノ姫ガの姫を略したるものと認むべし。

前註に十四卷にヒノクレニウスヒノ山ヲコユル日ハセナ能我ソデモサヤニテラシツとあるを同例としたれどこのセナノはセナネ（夫といふこと）を訛れるなり。同卷にセナナとも云へり。又宣長は十八卷なるシナザカルコシノキミ能等カクシコソヤナギカヅラキタヌシクアソバメをも同例としたれどこは左註に右郡司已下子弟已上諸人多集此會因守大伴宿禰家持作此歌也とあればコシノキミラトとあるべく現に類聚古集、元曆校本等にキミ良等とあればキミ能等とあるは誤字とすべし。

○此者は比者の誤字なり

志斐^ヒ姫^{ヒメ}奉^{コタヘ}和歌一首 姫名未詳

いなといへどかたれかたれとのらせこそ志斐いはまをせ強^{ヒカケ}話とのる不聽雖謂話禮話禮常詔許魯志斐伊波奏強話登言

ノラセコソは後世のノラセバコソなり。○シヒイのイは契沖（厚顔抄）宣長の云へる

如く一種の助辭なり。山田孝雄氏の奈良朝文法史三一頁以下にくはしき説あり。就いて見るべし。志斐は私といふ代に氏を用ひたるなり。

長忌寸意吉麻呂應詔歌一首

大宮のうちまできこゆあびきすとあごととのふるあまのよび聲

大宮之内二手所聞網引爲跡網子調流海人之呼聲

アゴは本に網子と書けり。網ひく男どもなり。トトノフルはヨビアツムルなり。二卷二七一頁にいへり。アゴはもとより海人のうちなれどこゝにアマといへるはアゴに對したれば海人のうちにをさだちたるものを云へるなり。この大宮は難波の離宮なるべし。

長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(やすみしし) わがおほきみ (たかひかる) わが日のみこの 馬なめて
みかりたたせる (わかごもを) かりぢの小野に ししこそは
いはひをろがめ うづらこそ いはひもとほれ (ししじもの) いは

柿本

ひをろがみ (うづらなす) いはひもとほり かしこみと つかへまつりて (久かたの) 天みるごとく (まそかがみ) 仰ぎてみれど (はる草の) いやめづらしき わがおほきみかも

八隅知之吾大王高光吾日乃皇子乃馬並而三獵立流弱薦乎獵路乃小野爾十六社者伊波比拜目鶉已曾伊波比回禮四時自物伊波比拜鶉成伊波比毛等保理恐等仕奉而久堅乃天見如久眞十鏡仰而雖見春草之益目頰四寸吾於富吉美可聞

久老は題辭を遊獵々路野之時と改めて

今本ひとつの獵の字を脱し野を池に誤れり。獵は活本古本によりて補へ野は私に改つ。さるは池に遊獵すといふ事のあるべくもあらず歌にも小野とよみたればなり

といへり。ミカリタタセルは御獵ヲ催シタマヘルといふ事なり。くはしくは一卷(七十八頁)に云へり。シシは猪鹿の總稱なり。久老。イハヒのイは添辭(契沖)久老の

アリの約とせるは非なり。イハヒヲロガメは猪鹿の頸を地に附けて伏したるを形容せるなり。イハヒモトホレは這ヒマハレなり。○初よりイハヒモトホレまでは一種の序なり。御獵場の光景を以て序とせるなり。○カシコミトは雅澄トは助辭にてカシコサニの意なり。』といひて例を挙げたりシラニト(三二二頁)の類なり。○イヤメヅラシキのイヤは益なり。○此長歌人麿呂の作としては平凡なり。但反歌はめでたし。

反歌一首

(久堅の)あめゆく月を綱にさしわがおほきみはきぬがさにせり

久堅乃天歸月乎網爾刺我大王者蓋爾爲有

きぬがさは絹張のさしかけ傘にて貴人のみ用ひしもの。傾蓋故が如しなどいふ蓋にて其きぬがさは大にして傾きやすければ左右に綱をとほして其綱を左右より引きて平均を保ちしなり。ツナニサシのニはモテにて月ヲ綱モテトホシテといへるなり。古義に『ツナニと云るは君を戀る意をキミニコヒと云ると同意なり』といへるはいみじきひが言なり。○キヌガサ爾セリの爾は今のトなり。今何々トスといふ

をいにしへは何々ニスといひしなり。二卷狹岑島視石中死人作歌なるナミノトノシゲキハマ邊ヲシキタヘノマクラ爾シテ、五卷ウメノハナサキタルソノアヲヤギハカヅラ爾スベクナリニケラズヤなども今ならばマクラトシテ、カヅラトスベクといふべきなり。古義に『キヌガサニセリは蓋ニ化ケリと云が如し』といひ又『天の月を即御輿の蓋に化して云々』といへるは新舊の語格を混同せるなり。○略解に『蓋を月に見なしたる也』といひ古義に『圓蓋を月に見なしたるなり』といへるは非なり。こは御獵場にて日暮れて頭上に月の昇れるを見てその月をきぬがさに見なしたるなり。久老も『夕ぐれの月の出るまで御狩しあそびませるによりてかくはよめるなり』といへり。さらばツナニサシといへるはいかにといふにそはキヌガサトスといへるにつきて云へるのみ。たとへば雲ヲ衣トスといふべきを雲ヲ裁チテ衣トスといはむがごとし。○綱は綱の誤なり。

或本反歌一首

おほきみは神にしませば眞木のたつ荒山なかに海をなすかも

皇者神爾之坐者眞木之立荒山中爾海成可聞

略解に

是は右の反歌とはきこえず。歌のさま皇子に申にあらず。此池をほらせ給て幸有し時の歌にて別に端詞有しが落失しなるべし

といへり。此歌のオホキミは無論天皇を指し奉れるなり。されど池成りて行幸ありけむ時の歌と定めたるは妄なり。されば古義に

此度遊獵に御供奉りて此池を見て皇徳を稱奉りてよめるなるべし。さて此は右の反歌には似ざるやうなれども同度によめる故にかく次でたるなり

といへるに従ふべし。○アラ山ナカのアラはアラ野のアラに同じく眞淵の「アラは生ナガラのことにて人氣になれぬをいふ」といへる如し。一卷にもマキタツ荒山ミチヲとよめり。眞木ノタツは准枕辭なり。○海といへるは獵路池なり

弓削皇子遊吉野時御歌一首

瀧上のみふねの山にゐる雲のつねにあらむとわがもはななくに

瀧上之三船乃山爾居雲乃常將有等和我不念久爾

瀧上を舊訓にタキノウへとよめるを略解にタキノへに改めたり。ホトリといへる

にはあらで上方といへるなれば仍ウへとよむべし。さて其瀧を久老雅澄は宮瀧の事とせり。因にいふ宮瀧は急湍なり。瀑布にあらず。誤解すべからず。いにしへは瀑布をも急湍をもタキといひしなり。○上三句は序なり。契沖の

雲の起滅定めなきが如くなる世なれば我も常にあらむ物とは思はずとよみ給へり

といへるは非なり。略解に

現身の事なれば此山の雲の常なる如くには在經まじきと歎給へる也
といへるに従ふべし。古義の説之に同じ。○勝景を見て人壽の短きを嘆ずるは詩人の常情なり。久老はやくいへり。

春日王奉和歌一首

おほきみは千とせにまさむしら雲もみふねの山にたゆる日あらめや
王者千歳爾麻佐武白雲毛三船乃山爾絶日安良米也

三句以下は此白雲ノ三船ノ山ニタエザル如クといへるなり

或本歌一首

みよし野の御船の山にたつ雲のつねにあらむとわがもはななくに
三吉野之御船乃山爾立雲之常將在跡我思莫苦二

右一首柿本朝臣人麿之歌集出

長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首

ききしごとまことたふとくくすしくも神さび居かこれの水島

如聞眞貴久奇母神在備居賀許禮能水島

題辭の渡水島を久老雅澄の水島ヲ渡ルとよめるは誤れり。水島ニ渡ルとよむべし

○略解に和名抄なる菊池郡水島を引き古義に

水島はかの泉○景行天皇紀に見えたるのある島によりて後に廣く郷名になれ
るなり

といへるは非なり。此歌の水島(景行紀に葦北小島といへり)は島の名にて肥後の南
部にあり和名抄なる水島は郷の名にて同國の北部にありて別なり。中島廣足の相

良日記に

船にて白島にわたる。、南にさうそう島水島あり。此水島は書紀にも風土記に
もしるされ萬葉集の歌にも見えたるくすしき島にて今もいとよき水わき出
めり。ふるくは葦北郡とあるを今は葦北八代の郡境にありて八代の方につけり。
年をへて海もあせぬるにやあらむ今はしほひにはかちよりもものすめり。野坂
の浦はさだかならねど今の佐敷の浦のあたりならむと或人のいへるげに此水
島までの海路五里ばかりもあればかの船出シテとよみ給へるにもかなふべし。
又和名抄に菊池郡に水島といへる地名のあるを此水島におもひまがへて萬葉
略解の註に引たるはあやまり也。菊池郡なるは川のほとりにて今も水島村とい
ひてあなる。此海よりは二十里も隔りて山にそひたる所なり

といへり(同じ人の著せる不知火考の附圖に水島をあらはして萬葉集所詠之水島
是也と記せり)○マコトはゲニなり○居は舊訓に従ひてヲルとよむべし○カは哉
の意(略解)

葦北の野坂の浦ゆ船出して水島にゆかむ浪たつなゆめ

葦北乃野坂乃浦從船出爲而水島爾將去浪立莫勤

相良日記の頭書に

野坂浦は水俣の邊に野坂村といへる所あるそこなるべしと或人いへり可尋といへり。水俣は佐敷よりは南方にありて薩摩の境に近し

追考 彌富濱雄が廣足の日記野阪のうらづとをもて來て見せしを見るに

野阪のうらは今其名はのこらねど此浦○佐敷也といへり。げにさがしきさかどものあなるはよしありて覺ゆ。こゝより舟出して水島にわたらんにはうみの上おほよそ六里にもあまるべし。水島は八代葦北の郡のさかひなるうみの一里ばかり沖のかたにあなればただに行見んには日奈久の里より舟出するなんいとちかゝるを此浦に物する人はかの山路のさがしきにくるしみて行さも來さも大かた舟にて物するを其舟ちのついでにはまたいとよき見どころなればいにしへ長田王の此浦より舟出し給ひけんさまもおもひやらかし。又和名抄に肥後國菊池郡水島とてあなるをあたし國の人はそれとおもへるもあめる。そは國がたをしらねば也。菊池は北のかたの山にそへる郡にてあし北までは中に三

の郡をへだてて海にはいとほるか也。その水島といへるは地名にて今も菊池郡に水島村といふがあなるやがてそれ也けり。こはついでにいへるなり

といへり。野阪のつとは文政四年の作、相良日記は同十三年の作なれば日記の頭註即水俣説は後出なれど未推究めざる説なれば打任せては從ひ難し

石川大夫和歌一首 名闕

おきつ浪へなみたつともわがせこがみ船のとまりなみたためやも

奥浪邊波雖立和我世故我三船乃登麻里瀾立目八方

右今案從四位下石川宮麻呂朝臣慶雲年中任大貳又正五位下

石川朝臣吉美侯神龜年中任少貳不知兩人誰作此歌焉

ヘナミは沖ツ浪の反對にて岸近くたつ浪、タタメヤモはタタムヤハといふことなること前註にいへる如し○考に「男ども互にしたしみあがめて吾セコと云事集中に多し」といへり○トマリの下にニを加へて心得べし。略解に「みことのりをうけたまはりて行ますたびなれば云々」と釋きたれど水島に渡りしは遊覽の爲なるべ

し。用あるべき處ならねばなり

又長田王作歌

はや人の薩摩のせとを(雲居なす)とほくもわれはけふ見つるかも
隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨

ハヤビトノを契沖眞淵冠辭考は枕辭とせるを宣長記傳十六卷四十二丁は

隼人は國名なり。薩摩は國名にはあらず。隼人國の中の地名なり。後まで薩摩郡あれば其あたりの名にぞ有けむ。國名の薩摩と改まりしは大寶より靈龜までの間なるべし(採要)

といへり。六卷にハヤビトノセトノイハホモとあれば枕辭ならざる事は明なり。○此瀬戸は薩摩國なる下出水と長嶋との間なる海峽にて今黒瀬戸といふ。野坂浦より水嶋に渡る海路より遙に此海峽を望み見しなり

柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首

みつの埼浪をかしこみ隠江乃舟公宣奴島爾

三津埼浪矣恐隠江乃舟公宣奴島爾

舟公宣奴島爾は誤字なることしるし

宣長は舟八毛何時寄奴島爾

久老は舟八毛不通奴島埼爾

千蔭は舟令寄敏馬埼爾

雅澄は舟寄金津奴島埼爾

の誤とせり。三津埼は難波、ヌジマは淡路の地名にて三津埼よりヌジマに到るには敏馬を経ることなればミスメをいはずして直にヌジマをいふべきにあらず。されば奴島は敏馬の誤とおぼゆ。公宣の二字は未考へず。○隠江乃は舊訓にコモリエノとよめり。久老は「コモリヲルをやがてコモリ江にいひつづけたり」といひ雅澄も此説に従ひたれど此時代にさるいひかけあるべしとはおぼえず。再案するに隠江乃舟下而泊奴美奴馬爾の誤脱か。乃はニともよむべし

珠藻かる敏馬を過(なつぐさ)野島之埼に舟ちかづきぬ

珠藻刈敏馬乎過夏草之野島之埼爾舟近著奴

一本云處女をすぎて夏草の野島が埼にいほりすわれは
一本云處女乎過而夏草乃野島我埼爾伊保里爲吾等者

タマモカルは一卷ハナチラフ秋津ノ野邊ニのハナチラフの類にて准枕辭なり○
ミヌメは今の攝津國西灘村にて神戸の東に接せり○過を古義にスギとよみて六
字の句としたれどもとの如くスギテとよみて可なり○ヌジマは淡路の北端の西
岸にあり○之を舊訓にはガ古義にはノとよめり一本には我と書けり

一本の歌は十五卷なる新羅に遣されし使人等が所に當りて誦詠せし古歌の中
にも出でたり宣長は

處女と云地名有べくも非ず是はミヌメを傳へ誤れる僻事也

といへれどこゝに處女とあるのみならず十五卷にも平等女と書きたれば誤には
あらず契沖は

第九に葦屋處女墓をよめる歌あり彼由緒によりて兎原郡葦屋浦を處女とのみ
もいへるなり

といへり

あはぢのぬじま之さきの濱風に妹が結紐ふきかへす

栗路之野島之前乃濱風爾妹之結紐吹返

結を舊訓にムスピシとよめるを宣長はムスベルに改め久老は

卷廿に兒等我牟須敝流とありムスピシとよむは非也

といへれど卷十四には筑紫ナルニホフ兒ユエニミチノクノカトリヲトメノ由比
之比毛等久とありさればムスピシともムスベルとも處によりていふべく今は妹
ガムスブといふに力を入れたるなればムスピシとよむべし○紐は略解に

こゝは風フキカヘスとよみたれば下紐にはあらで旅の衣の肩に付たる紐也古
事記口子臣紅紐つきたる青摺衣をきる故水潦紅紐を拂て皆紅色變るよし有

といへれど赤紐は肩に縫ひ着けて前後に垂るゝものにて(雅亮裝束抄による)晴着
の飾とおぼゆれば旅衣にはつくべからず今の歌の紐はおそらくは襟の紐ならむ
○三句と結句とうち合はず即ハマカゼニとあるを受けてはフキカヘサルといは
ざるべからず古義及藤井高尚の「歌のしるべ」にいへる所あれどそは牽強傳會の辯
のみ案するに古今集に

山かせにさくらふきまきみだれなむ花のまぎれにたちとまるべく
とあると同じく一の格なり

(あらたへの)藤江の浦にすすきつるあまとかみらむ旅ゆくわれを

荒栲藤江之浦爾鈴寸釣白水郎跡香將見旅去吾乎

一本云しろたへの藤江の浦にいざりする

一本云白栲乃藤江能浦爾伊射利爲流

藤江は明石の西方にあり○ワレヲはワレナルヲなり○藤江の浦の勝景にめでて
ゆきすぎがたくするを鱸つる海人の舟とや人の見るらむと云へるなり○一本に
シロタヘノとあるはきはめて誤なりと久老いへり○因にいふ久老は

藤のチは必ずむべきにやとおぼしき事あり古今集にワガヤドノ池ノ藤浪とあ
るも淵に通はしたるつづけなるに後撰集にもカギリナキ名ニオフ藤ノ花ナレ
バソコヒモシラヌ色ノフカサカ棹サセド深サモシラヌフチナレバ色ヲバ人モ
シラジトゾオモフとあり佐土國にては今猶フヂのチはすむと其國人いへり

といへり備前國和氣郡穗浪村に藤浪氏と淵浪氏とありおそらくは初は共に藤浪
なりしを古音のまゝにフチナミと唱ふるにつきて藤にてはかなひ難しと思ひて
淵と書きそめし人ありて終に二氏となれるなるべし同國兒嶋の地名藤戸も底深
きわたり場といふ意にて淵門と名づけたるを藤戸と書くことゝなり終にフヂト
と濁りて唱ふるやうになれるにあらざるか

いなび野もゆきすぎがでにおもへれば心こひしきかこの島みゆ一云潮見

稻日野毛去過勝爾思有者心戀敷可古能島所見 一云潮見

ガテはアへにてガテニは不敢なりガテズをガテニといふはシラズをシラニとい
ふに同じ○オモヘレバはオモヘルニなり(略解)○契沖は

印南野の面白くて過ぎうきに又かこの島も見ゆれば彼へも早く行きて見まく
ほしければ彼方此方に引かゝる心をよめりイナビ野ヲといはずして野モとい
へるは可古の島も見ゆと云ふ心を兼ねたり

といへり三句の次に又ユク手ニハといふことを挿みて心得べし○さて今カコノ
シマといふ島なきによりて考には一本に潮見とあるに従ひ其潮を湖の誤として

カコノミナトミユとよめり(はやく契沖も)此の潮の字、下にミナトともハマとも訓
じたればカコノミナト見ユといへるか。カコノハマとよめるか(いへり)案ずるに今
高砂といふは加古川の河口のデルタなり。是いにしへのカコノシマの變形したる
ものならむ。○潮は播磨風土記、日本靈異記などにもミナトに借りたり。さて可古ノ
ミナトは加古川の河口なり

追考 大日本地名辭書南毗都島の條に

風土記、萬葉集の所載を審按するに蓋印南川の河口なる堆洲にして中世以降高
砂といふ者はなり。、加古の島と曰へるも又此ならん

といへり。南比都は南毗都麻とあるべし

(ともしびの)明大門アカシホトに入日哉イラムヒヤこぎわかれなむ家のあたり不見ミズ

留火之明大門爾入日哉撈將別家當不見

明大門を眞淵(冠辭考)はアカシノオトとよみ久老はアカシオホトとよめり。雅澄の
いへる如くイコマタカネ、イナサホソエなどを例としてアカシオホトとよむべし
○入日哉は宜長のイラムヒヤとよめるに従ふべし。日ヤは日ニヤなり。○不見は古

義に不を所の誤としてミユとよむべき説を擧げたれど(舊訓には不見のまゝにて
ミユとよめり)なほ宜長のミズとよみて「四の句の上へうつして見べし」といへるに
従ふべし。雅澄は

あかしの門に入む其日に榜別れて見えすなりなむかとおもふ我家のあたりが
見ゆるはさてきて名ごりをしきことかなと云るなり

といへれどコギワカレナムはイラム日ヤの結なればイヘノアタリへはつづかず

(あまざかる)ひなのながぢゆこひくればあかしのとより倭島見ゆ一本云

由見

天離夷之長道從戀來者自明門倭島所見

一本云家門當見由

以下二首東上の時の歌なり。ナガヂユのユは中世のヨリ今のヲなり。倭島は大和の
山なり。○一本家門當の門字は乃の誤かと契沖いへり

けひの海のはよくあらし(かりごもの)亂出所見あまのつりぶね

飼飯海乃庭好有之荊薦乃亂出所見海人釣船

ケヒノウミは久老淡路に飼飯野といふ地ありと吾友度會正柯いへりといひ大日
本地名辭書淡路國三原郡の條に「今松帆村に大字筥飯野あり或は慶野に作る」とあ
り○ニハは海面、ヨクは穩ニなり。アラシは集中に又アルラシといへり○四句を久
老はミダレイデミユとよみ千蔭はミダレイヅルミユとよめるを雅澄はミダレイ
ヅミユに改めたり之に従ふべし。ミユの上後世は連體格を用ふれどいにしへは終
止格を用ひしなり

一本云

むこの海ハ船ハ爾ハ波ハ有ハ之ハいざりするあまのつりぶねなみの上ハゆみゆ

武庫乃海ハ船ハ爾ハ波ハ有ハ之ハ伊射里爲流海部乃釣船浪上從所見

二句を宣長はフナニハナラシとよみて「舟庭とは舟を海上に榜出すによき日和を
いへり」といひ雅澄はムコノウミノフネニハアラシとよみて「ニハと云るは他方の
海人の船にはあらじとの意なり」といへる共に非なり。なほ契沖のいへる如くニハ

ヨクアラシの誤とすべし。十五卷遺新羅使人等當所誦詠古詞の中に

たまもかる乎等女をすぎてなつぐさのぬじまがさきにいほりすわれは

しろたへのふぢえ能うらにいざりするあまと也みらむたびゆくわれを

あまざかるひなのながち乎こひくればあかしのとよりいへ乃あたりみゆ

むこのうみの爾波余久安良之いざりするあまのつりぶねなみの宇倍ゆみゆ

以上四首の歌を挙げたり。此卷に右の歌どもを挙げたる次に一本云として挙げた
るは全く十五卷なるに同じ。第二首の四句此卷に白水郎跡香とあり。十五卷には安
麻等也とあるを一本云安麻等也と書かざるはおとせるなるべし。契沖いへらく

一本云とある四首の注は後人第十五を見て意を得ず此に注せるか。其故は新羅
の使或は句を替へ又飼飯海などは時に叶はねば武庫海と改めて誦しける故に
彼卷に柿本朝臣人麿歌曰とて一々に注せり。彼時に叶へて假に誦したるを以て
撰者何ぞ此に注せむや。君子これを思へ

といへり。げに然り○ナミノ上ユのユは軽く用ひてニの助辭に似たりと久老いへ
り

鴨君足人香具山歌一首并短歌

(あもりつく) あめのかぐ山 (霞たつ) 春にいたれば 松風に 池浪
たちて 櫻花 木晚茂爾 おきべには 鴨妻喚 へつへに△ あぢ
むらさわぎ (ももしきの) 大宮人の まかりてて 遊船爾波 かぢ
さをも なくてさぶしも こぐ人なしに

天降付天之芳來山霞立春爾至婆松風爾池浪立而櫻花木晚茂爾奥邊波
鴨妻喚邊津方爾味村左和伎百磯城之大宮人乃退出而遊船爾波梶棹毛
無而不樂毛己具人奈四二

カスミタツは准枕辭○イケナミは埴安の池の波なりノを省きてイケナミといへ
るめづらし所謂歌語なり復活して今も用ふべし○サクラバナの次の句舊訓にコ
ソクレシゲニとよめるを雅澄は爾を彌の誤としてコノクレシゲミと改め訓めり
此説おもしろし但シゲミは俗にシゲンデといはむが如しといへるは非なり此ミ
は下なる山タカミ河トホジロシ又五卷マツラガハカハノセハヤミクレナキノモ

ノスツヌレテアユカツルラムのミと同じくてキニと譯すべきミなりさればこ
のシゲミはシゲサニとは譯せずしてシゲキニと譯すべし又案するに一卷の長歌
に山乎茂イリテモキカズとあり次の長歌にシキイマスを茂座と書けると照らし
合せてもとのまゝにてコノクレシキニとよむべきか又は二卷にイハツツジムク
サク道ヲとあるに依りてコノクレムキニとよむべきかコノクレはコカゲなりサ
クラバナコノクレシゲミといへるは山櫻のさまなり○鴨妻喚を舊訓にカメモヨ
バヒテとよめるを契沖カモツマヨバヒに改めたり○へつへは岸の方なりへつへ
ニの下に波をおとせるならむアヂムラは水鳥の名なり○遊船爾波は從來アソブ
フネニハとよめり往時の事を云へるなれば爾は衍字にてアソビシフネハとよむ
べきかとも思へど一卷タワヤメノソデフキカヘスアスカ風ミヤコヲトホミイタ
ヅラニフク二卷タケバヌレタカネバナガキ妹ガ髪コノゴロミヌニカカゲツラム
カなど過去を現在にいへる例少からねばなほ舊訓の如くアソブフネニハとよむ
べし略解に『アソブ舟ニハとはアソブベキ舟ニハと云也』といへるは非なり○サ
シはオモシロカラズなり○コグ人ナシニは漕ギテ遊ブ大宮人ナクテとなり略解

に『舟人のなき事をいへる也』といへるは誤れり

反歌二首

人こがずあらくもしるし(かづきする)をしとたかべと船の上にすむ
人不撈有雲知之潛爲鶯與高部共船上住

カヅキスルは准枕辭アラクはアル事の意なり。タカベは水鳥の名なり。スムは居ル
なり

いつのまもかむさびけるかかぐ山のほこすぎが本にこけむすまで
何時間毛神左備祁留鹿香山之銚楯之本爾薛生左右二

イツノマモはイツノマニモにてそのモは助辭なり。カムサビは物フリなり。○ホコ
スギは考に『若木の細く長きをホコといへり』といひ古義に『杉の若木の銚の長さば
かりあるがまた銚の形にも似たれば云なるべし』といへれどなほ代匠記に『楹は直
き木にて銚を立てたるさまに見ゆればなり』といへるに従ふべし(はやく兼載雜談
にも牟杉とはほこのやうにすぐなる杉なりといへり)又考に『若木のすぎの銚立な

りしも木末に(○考には本を末の誤とせり)ひかげの生るまで古びしは云々』といひ
古義も此釋に(本を末の誤とする外は)從ひたれどモト若木ナリシ木といふ事を打
任せてワカ木といふべけむや。しか云はれぬを見てもホコスギといふ稱が樹齡の
老弱によらぬことを知るべし。○此歌と二卷イモガ名ハ千代ニナガレムヒメ島ノ
小松ガウレニ苔ムスマデニと本末相對せり。但モトといひウレといふは必ずしも
木の根方又は梢といふ意にあらず。軽く上方といひ下方といへるのみ。○前註にコ
ケを日カゲとせるは誤なり。日カゲは地上に生ふるものなり

或本歌云

(あもりつく) 神のかぐ山 (うちなびく) 春さりくれば さくら花
木晚茂 松風に いけなみ 邊津返者 あぢむら動 奥邊者 か
も妻よばひ (ももしきの) 大みや人の まかりでて こぎ來舟は
さをかぢも なくてさぶしも こがむともへど
天降就神乃香山打靡春去來者櫻花木晚茂松風丹池浪颺邊都返者阿遲

村動奥邊者鴨妻喚百式乃大宮人乃去出撈來舟者竿梶母無而佐夫之毛
撈與雖思

右今案遷都寧樂之後恰舊作此歌歟

木晚茂は舊訓にコノクレシゲミとよめり。そのミはかの山タカミ河トホジロシな
どのミと同じき事前云へる如し。○臈は舊訓にタチテとよめるを略解にサワギ
に改め古義にタチとよめり。雅澄に従ふべし。○邊津返者奥邊者は舊訓にニをよみ
添へてヘツヘニハ、オキヘニハとよみ雅澄はニを省きてヘツヘハ、オキヘハとよめ
り。いづれにてもあるべし。○動の字舊訓にサワギとよめるを略解にはトヨミと訓
めり。下なる羈旅歌の瀧ノウヘノ淺野ノキギシアケヌトシ立動ラシをタチトヨム
とよむがごとく今もトヨミとよむべし。雅澄はあぢむらにトヨミといへる例なし
といへれどいひて可ならば例の有無に拘はるべからず。○來は舊訓にコシ略解に
ケルとよめるを雅澄は久老の來を去の誤としてニシとよめるに従へり。案するに
往時此池ニテ漕ギシ舟ハといへるにてヨソヘ漕ギ去リシ舟ハといへるにあらね
ばコギケルとよむべくコキニシとはよむべからず

柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌一首并短歌

(やすみしし) わがおほきみ (高輝) 日の皇子 茂座 大殿のうへに

(久方の) あまづたひくる ゆきじもの 往來乍益及常世

八隅知之吾大王高輝日之皇子茂座大殿於久方天傳來自雪仕物往來乍

益及常世

高輝はタカテラス(舊訓)タカヒカル(久老)いづれにても可なり。○茂座は略解にシキ
マスとよめり。結句にイヤシキイマセといへるに對してげにシキイマスとよむべ
し。シクは占むるなり。○オホトノの上にコノといふことを加へて聞くべし。作者矢
釣山なる御別邸に参りてよめるなり(大殿於と書ける於はウへとよむべし)。○往來
乍益及常世を舊訓にユキキツツマセトコヨナルマデとよめるは固より當らず。考
に常を萬の誤としてユキキツツマセヨロゾマデニとよみ久老は常を座の誤と
し乍の下を句としてユキカヨヒツツイヤシキイマセとよめり。久老の訓によるべ
し。イヤシキイマセは彌敷座にてシキイマセは上なるシキイマスと照應せるなり。

雅澄がイヤシキは彌重なりといへるは非なり○ヒサカタノ以下三句はユキカヨヒにかゝれる序なり。自は白の誤なり。ユキを白雪と書けるなり

反歌一首

やつり山こだちもみえず落亂雪驪朝樂毛

矢釣山木立不見落亂雪驪朝樂毛

落亂はフリマガフ(久老)とよむべし。フリミダルとよみては切れて下へ續かず○雪驪は眞淵驪の字の扁の馬を足に改めてユキニキホヒテとよめり。訓はさもあるべし○朝樂毛は眞淵の論に従ひてマキリクラクモとよむべし。朝の字をマキリクに充てたるなり。さてマキリクラクモは参り來ル事ヨとなり

從近江國上來時刑部垂鷹作歌一首

馬莫疾うちてなゆきそけならべてみてもわが歸しがにあらなくに

馬莫疾打莫行氣並而見氏毛和我歸志賀爾安良七國

初句を舊訓にウマナイタクとよめれどナといふこと二句と重なれば初句の莫は

衍字なるべし(景樹芳樹同説)さらばウマイタクとよむべし○ケナラベテは宣長のいへる如く日數ヲ重ネテなり。此辭はミテにかゝれり○歸は宣長のユクとよめるに従ふべし。上なるユクはただゆく事、こゝなるは藤原の都に歸る事なれば意を得て歸と書けるなり○古義に「ウチテナユキノは馬の口とれる者におほするなり」といへるは非なり。同行者にいへるなり。四句のワガはワレラガと見べし○ケナラベの下にテの言ある爲ワガユクまでにかゝれるやうに聞え従ひて滯る所あるやうに聞ゆるなり

柿本朝臣人麻呂從近江國上來時至宇治河邊作歌一首

(ものものふのやそ)うぢ河のあじろ木にいざよふ浪のゆくへしらずも

物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母

モノノフノヤソは二句に跨れる七字の枕辭なり○イザヨフナミは網代にさへぎらるゝ波なり。しばしいざよひぬる後流れ去り流れ去りするが故にユクヘシラズモといへり。見る目のおもしろきをよめるのみ。他に意はなきこと古義にいへる如し

長忌寸奧麻呂歌一首

くるしくもふりくる雨か神之埼さぬのわたりに家もあらなくに
苦毛零來雨可神之埼狹野乃渡爾家裳不有國

三句を舊訓にミワノサキとよめり。宣長いはく(玉勝間九卷)

三輪が崎は新宮より那智へゆく道の海べなり。新宮より一里半ばかりありてけ
しきよき所なり。佐野は佐野村といふ有て三輪が崎のつづきなり

といへり。今紀伊國東牟婁郡に三輪崎村ありて其村の字に佐野の名残れりといふ。
久老のカミノサキとよみ改めたるは從ふべからず。○ワタリは久老アタリの意に
はあらで渡津の意なるべしといひ雅澄は「アタリをワタリといふ事は此集の比は
すべてなかりき」といへり。○クルシクモはワビシクモなり。雨カは雨カナなり。ナラ
ナクニはアラヌニなり

柿本朝臣人麻呂歌一首

あふみの海ゆふなみ千鳥ながなけばこころもしぬにいにしへおもほ

ゆ

淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念

ユフナミチドリは夕浪に亂る、千鳥にて人麿の造語なり。古人はかくも大膽なり
しぞ○シヌニは(シナユバカリニ)なり。○イニシへは契沖の云へる如く近江の宮の
昔なり

志貴皇子御歌一首

むささびはこぬれもとむと(あしひきの)山のさつをにあひにけるかも
牟佐佐婢波木末求跡足日木乃山能佐都雄爾相爾來鴨

コヌレモトムトは都合ヨキ木末ヲ求メムトテなり。久老の「すむべきこぬれをもと
むるをいふなり」といへるはすこし當らず。山ノサツヲは獵師なり。○こはむささび
を見てよみ給へるにてたとへ給へる事あるべけれど其事は知るべからず

長屋王故郷歌一首

わがせこが古家の里のあすかにはちどりなくなり島まちなか

吾背子我古家乃里之明日香庭乳鳥鳴成鳥待不得而

右今案從明日香遷藤原宮之後作此歌歟

古家は五卷十四卷に我家妹家をワガヘイモガへと假字書にせるを例としてフル
へとよむべし○上三句は君ノ舊宅アル里ノ明日香ニハといへるなり○鳥は君の
誤にて藤原都より舊都明日香にゆけるほど藤原なる或人に贈れるなる事略解に
いへる如し

阿倍女郎屋部坂歌一首

人^{ヒト}不見^{ミナ}者^ナわが袖もちてかくさむを所^{オカ}燒^レ乍^チ可^カ將^ム有^ム不^ム服^ズ而^テ來^ル來^ル
人^{ヒト}不見^{ミナ}者^ナ我袖用手將隱乎所燒乍可將有不服而來

屋部坂は契沖三代實錄第三十七云高市郡夜部村云々此處歟未考得といひ大日本
地名辭書磯城郡の條に多村大字矢部あり此歟といへり○初句は考の頭註に一説
に人爾有者の誤かと云りといへり。しばらく之に従ひてヒトナラバとよむべし○
所燒乍可將有は諸註みなヤケツツカアラムとよめれど乍は手などの誤にてヤカ

レテカアラムなるべし○來來は略解に坐來に改めてヲリケリとよめるに従ふべ
し○屋部坂の野火にやかれなどして草木もなく赤裸なるを見て人ナラバ我袖モ
テ隱サムニ火ニ燒カレテカアラム衣モ着ズテヲリケリといへるなるべし(ほぼ略
解の説に同じ)

高市連黑人羈旅歌八首

たびにしてもの戀^{コヒ}敷^シに山下のあけのそほぶね奥^{オキ}榜^{ボウ}みゆ

客爲而物戀敷爾山下赤乃曾保船奥榜所見

古義には戀敷を例の如くコホシキとよめり。いづれにてもよし○山下は舊訓にヤ
マモトとよめるを宣長はヤマシタに改めてヤマシタは秋山ノシタビとあると同
言にて山の赤く照ることなりといへり(玉の小琴及記傳三十四卷三十三丁)語源は
ともかくも枕辭とせではかなはず○アケノソホ船は略解に赤土もて塗りたる船
にて官船なりといへり○奥榜は從來オキニコグとよみて沖へこぎ出づること、
したれどオキヲコグとよみ改むべし。沖の方を漕ぎ行くが見ゆるなり○一首の意
は官船の都の方へ行くを羨ましく思ふなる事前註にいへる如し

櫻田へたづなきわたるあゆちがたしほひにけらしたづなきわたる
櫻田部鶴鳴渡年魚市方鹽干二家良進鶴鳴渡

和名抄尾張國愛智郡の條に作良郷あり又催馬樂の歌にサクラ人とあれば諸註櫻田を櫻郷の田の事としたれどよく思ふに作良の郷のうち海近く廣き田地のあるを地名のやうにサクラダと稱せしなるべしはやく新採百首解にも「さくら田てふ所」といへり。さらではアユチガタシホヒニケラシとあるとかなはず。さればサクラダへは作良ノ田へといふ意にはあらでサクラ田ノ方へといふ意なり。鶴のおりむ先はもとより愛智瀉なり

しはつ山うちこえみれば笠縫の島こぎかくるたななし小舟

四極山打越見者笠縫之島傍隱棚無小舟

シハツ山、カサヌヒノ島は眞淵(百首解)のいへる如く攝津の地名にて笠縫の島は今陸地となれり。くはしくは古事記傳三十五卷及玉勝間六卷を見て心得べし。○ウチコエミレバはウチコエツツ見レバなり。シマコギカクルはコギツツ島ニ隠ルなり。

四句にて切るべし。棚なし小舟が笠縫島にこぎつゝ、隠ると云へるなり。○タナナシ小舟は傍板を打たざる淺き小舟にて所謂獨底船なり。タナは續日本後記に柁折棚落とある棚にて正しくは舷と書くべし

磯前こぎたみゆけば近江の海やそのみなとにたづさはになく

磯前榜手回行者近江海八十之湊爾鶴佐波二鳴 未詳

磯前は舊訓にイソザキヨとめるを略解にイソノサキに改めたり。地名とせずばイソノサキとよまむ方まさるべし。コギタミはコギメグリなり。○略解に近江國坂田郡に磯崎村といふ今もありて湊也。彦根に近し。八十の湊は今八坂村といふ所也と云り。いかさまにも此歌の八十の湊は一所の名ときこゆるよし宜長いへり

といひ近江人大寂庵立綱のうきくさの跡にも「磯崎は坂田郡なる磯崎村、八十之湊は犬上郡八坂村なるべし」といへり。案ずるに磯崎はなほ磯の崎にてヤソノミナトはなほアマタノミナトといふことなり。彼坂田郡なる磯崎は地形によりて名を負へるにこそ。八坂村をヤソノミナトに當てたるは特に辨するに足らず